



cutting through complexity

FINANCIAL SERVICES

保険規制の進化

始まったばかりの進化の道

2015年4月

kpmg.com



本レポートについて

本レポートは、KPMGが擁する規制関連専門家グループが作成した地域別シリーズの1つです。さまざまな知見は、顧客とのディスカッション、KPMGの専門家による主な規制動向の評価、各地域の各種政策機関とのネットワークを通じて得られました。

その他の地域のレポートについては、fsregulation@kpmg.co.ukにご連絡いただくか、www.kpmg.com/regulatorychallengesをご覧ください。

GLOBAL INSURANCE LEADERSHIP TEAM



Gary Reader
Global Head of Insurance and EMA region Coordinating Partner
KPMG in the UK



Laura Hay
Americas region Coordinating Insurance Partner
KPMG in the US



Simon Donowho
ASPAC region Coordinating Insurance Partner
KPMG in China



Frank Paffenzeller
Joint Global Insurance Audit Lead Partner
KPMG in Germany



Frank Ellenbürger
Joint Global Insurance Audit Lead Partner
KPMG in Germany



Brian Daly
Global Insurance Tax Lead Partner
KPMG in Ireland



Ferdia Byrne
Global Insurance Actuarial Lead Partner
KPMG in the UK



Rob Curtis
Global Insurance Regulatory Lead Executive Director
KPMG in Australia



Mary Trussell
Global Innovation and Emerging Markets Lead Partner
KPMG in Canada



Sam Evans
Global Insurance Deal Advisory Lead Partner
KPMG in the UK



Mike Walker
Global Insurance Restructuring Lead Deal Advisory
KPMG in the UK



Mark Longworth
Global Insurance Management Consulting Lead Partner
KPMG in the UK



Matt McCorry
Global Insurance Risk Consulting Lead Partner
KPMG in the US

■■ 2015年、保険業界は規制改革に大きな影響をもたらす国際的動向に直面しています。こうした急速かつ重要な動きに率先して対応することで、保険会社は課題を克服し、機先を制することができるでしょう。■■



はじめに



Jeremy Anderson
Chairman KPMG's Global Financial Services practice



Gary Reader
Global Head of KPMG's Insurance practice

「保険規制の進化」第5版をお読みいただけありがとうございます。KPMGはこれまで数年にわたり、進化し続ける保険規制の現状と進行中の規制動向について、特にグローバルな視点から、保険会社に与える影響という観点でご紹介してきました。しかし、最近(2014年12月)保険監督者国際機構(IAIS)が公表したグローバルな保険資本基準に関するコンサルテーション・ペーパー、ソルベンシーIIの導入、そしてIFRS第4号フェーズ2の完了予定は、グローバルな保険規制における新たな時代の幕開けを告げるものと言えます。

国際社会におけるこうした動きの重要性に鑑み、KPMGは今回、主要な規制当局

および大手国際保険グループのリスク管理最高責任者の協力のもと、予想される影響について検討を行いました。グローバルな規制の枠組みが進展する中、そこに生じる主要な課題と機会について、専門家の知見と見解、そして展望をご紹介します。

さらに今年は、かつてないほどに著しい規制変更が見られることから、地域および現地レベルでの最近の動向について、より広く目を向けています。リスク管理と契約者保護分野の領域にまたがる影響について考察するとともに、会計基準改革がもたらす影響についても検討します。

概観—保険会社へのグローバルな影響

- 監督機関の視線は保険会社の枠を超えて、より広範なグループや持株会社の事業にまで向けられつつあります。今後、ガバナンス・報告・資本に関して、新たにグローバルな規制要件が課せられるでしょう。
- システミックな懸念はいまだ払拭されておらず、今後さらに多くの保険会社がG-SIIsに指定され、より介入的な要件を課される見通しです。国内の重要な保険業務に対しても、同様の動きが見込まれます。
- 保険の重要な機能は、維持されるべき、または整然と縮小されるべき必要不可欠なサービスの一部と考えられます。結果として、保険会社は今後、破綻処理計画と危機管理計画に一層投資する必要があるでしょう。
- 経営陣は、自社のリスクガバナンス手続、特にリスク文化が、業務・販売・経営のあらゆるレベルに浸透していることを示さなくてはなりません。
- 行為規制については引き続き強化が見込まれ、商品設計、マーケティング、インセンティブ・ポリシーにまで範囲が拡大される見通しです。



始まったばかりの進化の道

2014年12月に保険監督者国際機構 (IAIS) が公表したグローバルな保険資本基準 (ICS) に関するコンサルテーション・ペーパーは、国際的保険グループに対する一貫性ある評価を目指す道程において、重大なマイルストーンとなるものでした。銀行とは異なり、保険セクターにはグローバルな規制フレームワークが存在しないため、それぞれの国／地域が独自の規制要件を有しています。ICSが適用されるのは国際的グループのみですが、KPMGは長らく、規制要件の重複や一貫性のなさを是正するいかなる動きも支持してきました。しかし残念ながら、現在提案されている形ではICSは複雑な現状に拍車をかけるだけであり、上記の問題への効果は薄いのではないかとKPMGは危惧しています。なぜなら、その適用はもっぱらグループレベルに限られ、個々の法人に対する規制要件には影響がないからです。

量的資本要件

現在の提案では、ICSは量的資本要件の一部を形成し、およそ50の大手国際保険グループを対象に、連結グループベースで適用されます。金融安定理事会 (FSB) はIAISに対しICSの開発を要求し、IAISも当初は2018年までにこれを実現すると約束していましたが、最近になって2018年基準は暫定的なものとなると公表しました。IAISは引き続き完全な比較可能性の実現という最終目標に向かって尽力するものの、現在のところ、その達成にはさらなる時間が必要との認識を示しています。

この12月の公表に先立ち、9つのグローバルにシステム上重要な保険会社 (G-SIIs) に対する世界的なソルベンシー監督の強化が指示されました。この実現のため、IAISは基礎的資本要件 (BCR) に関する提案を2014年7月（最終版は2014年10月）に、より高い損失吸収能力 (HLA) 要件の策定に関する原則を2014年9月に公表しています（これに関するコンサルテーションは2015年中頃の予定）。こうした動きは世界金融危機に端を発するものです。FSBはG20の要求を受け、すべてのシステム上重要な金融機関に対する、より良い監督のため、IAISに（保険における国際基準設定主体として）G-SIIs監督のための適切な対応を求めました。KPMGはこれらの提言を概して支持しています。

影響度合

一方、ICSはG-SIIsに限らず、国際的に活動する保険グループ (IAIGs) すべてに適用されます。その広範な適用範囲ゆえに、ICSの最終的な形は判然とせず、懸念されます。確かにICSによって、業界はコンバージェンスの実現と資本およびリスク管理に対する明確な基準の確立に一歩近づくでしょう。しかし、その一貫性を確保し、効果的に実施できるフレームワークを策定するには、さらなる規制改革が必要となることが確実です。

■ ■ 現在の提案では、ICSは量的資本要件の一部を形成し、およそ50の大手国際保険グループを対象に連結グループベースで適用されます。■ ■

IAISの資本およびシステム・リスクへの対応

KPMGはIAISの資本およびシステム・リスクへの対応を概して支持しています。しかし一方で、グループレベルの監督アプローチにおける一貫性、特に監督カレッジによる結果に一貫性をもたらすことのほうが、より重要であると考えます。

特に、監督機関がICSを実際にどう適用するかは、要件そのものと同じくらい重要なことです。グループレベルのICSと、個社レベルの各国規制要件との相互関係が決定的なポイントとなるでしょう。ICSは法人レベルでは適用されないものの、保険グループは個社とグループ両方の要件を管理するというさらなる課題に直面することになります。さらに、ICSは最低基準を定めるものであることから、各国の監督機関は自国のグループ管理体制が少なくともICSと同等かそれ以上に強力であることを示す必要があります。さもなければ、国内に本社を置くグループにとっては報告要件がさらに複雑化するばかりか、どちらの要件に従うべきかで混乱が生じるでしょう。こうした重複は、ICSの一貫性のない適用や国／地域によって異なるグループ資本基準につながる可能性が大きく、世界的なコンバージェンスと一貫性、そして資本に関する裁定行為の抑制というIAISの目的に逆行するものになります。このような結果は最も望ましくないと言えるでしょう。

議論は続く

さらに、保険グループは新たな要件が意図せぬ非効率や重複を生むことがないよう徹底してほしいと考えるでしょう。規制当局には、目標資本基準や対象期間、測定基準などの重要事項に関する熟慮が求められます。KPMGは引き続き積極的に、こうした主要な論点に関し、保険セクター内の成熟かつ徹底した議論を促していきます。

同様に重要なのは、ICSが資産と負債の一貫した評価原則と適格資本量の一貫した定義を定めることです。これはすべての市場において有意義であり、バランスシートの過度なボラティリティを引き起こすことはありません。単一の保険会計基準への統一を目指したIASBとFASBの試みが失敗したこと、このタスクはさらに困難なものとなっています。

ヨーロッパにおけるソルベンシーⅡが示すように、大きな規制改革の実現はしばしば

困難であり、交渉の長期化や膨大なリソースとコストの投入を伴う可能性があります。このことを考えると、2016年12月というICSの最終決定期限は極めて楽観的過ぎると捉えられています。とりわけ、数年に及ぶ定量的フィールドテストへの参加を含め、業界にきめ細かく徹底した参加と関与を求めていることを思えばなおさらです。IAISは単一のグループ資本要件を確立するにあたり、すべての利害関係者が関連課題に効果的に取り組むにはさらに時間が必要かもしれないとの認識を示しましたが、KPMGはこの判断を評価しています。

KPMGはIAISの資本およびシステム・リスクへの対応を概して支持しています。しかし一方で、グループレベルの監督アプローチにおける一貫性、特に監督カレッジによる結果に一貫性をもたらすことのほうが、より重要であると考えます。

さらなる一貫性の実現を

グローバルなICSは、グループレベルの監督アプローチのさらなる一貫性を必要とします。IAISが目標とするコンバージェンスを実現する上では、いくつかの市場で、グループ規模の監督体制を導入または改善するための規制変更が必要となるでしょう。例えば、米国の「窓と壁(windows and walls)」アプローチと、欧州のソルベンシーⅡを基盤としたグループレベルの監督アプローチには大きな違いがあります。欧州においては、ICS開発は欧州のIAIGsに対するグループ規模の監督と関連して、欧州保険年金監督機構(EIOPA)の役割について議論の機会を与えるものとなるでしょう。KPMGは、特にIAIGsへのグループ規模の監督に関して、EIOPAが権限を拡大し、中央集権的な監督任務を強化することを支持しています。さらに、この間にもラテンアメリカ、アフリカ、アジアの国々が、改革のガイドンスとして欧州とIAISの双方に目を向けています。



国際通貨基金（IMF）と世界銀行による保険基本原則（ICP）をベースとした金融セクター評価プログラム（FSAP）は、リスクベースの監督、より良いガバナンス、そしてコンダクトリスク分野における改革促進に大きく寄与しており、私たちはこれらすべてを支持しています。

しかし現在のところ、行為規制と契約者保護対策については、欧州内だけでなく世界的にも一貫性に欠ける状況です。こうした規制に対するアプローチの非一貫性は、無益なものと言えるでしょう。とりわけ、（特に危機時の）規制措置がしばしば各国内の保険契約者を保護しようというニーズに左右されることを思えばなおさらです。欧州は一貫した欧州規模の保険契約者保護スキームを確立し、コンダクトリスクと健全性リスクに対するより強固な保護を保険契約者に提供することで、この問題に対処する時を迎えています。ソルベンシーⅡによって欧州のすべての保険会社はその健全性を確保されるものの、不適切な業務遂行による保険契約者への賠償は生じやすい傾向にあります。

主な知見

さらなる展望を得るために、KPMGは今年、ICSとそれに関連する導入上の問題について、世界の主要な規制当局および業界関係者に意見を求めました。その知見の概要是36～45ページに掲載されています。一連のインタビューでは、国際的な保険要件について、すべての利害関係者の間でより一層の一貫性とコンバージェンスが必要との認識が示された一方で、ICSの見通しと世界的フレームワークの導入という重要な点に関してはCROの間で大きな懸念があることが明らかになりました。このインタビューは保険規制に対する現在の考え方と将来の方向性について深い知見を与えてくれます。それはグローバル監督の新時代が幕を開けつつある今、大いに重要であると言えるでしょう。

それはグローバル監督の新時代が幕を開けつつある今、大いに重要であると言えるでしょう。

Contents

エグゼクティブ・サマリー：グローバルな展望	10
規制変更に影響をもたらす国際的動向	14
• ComFrame	
• グループレベルの監督の範囲	
• 保険基本原則とFSAPの最新動向	
• グローバルな保険資本基準	
• グローバルにシステム上重要な保険会社への規制	
主要な規制当局及びCROに聞く、 グローバルな動向についての主な見解と見通し	38
地域別の規制動向	48
• 米州地域	
• アジア太平洋地域 (ASPAC)	
• EMA地域 (中東欧・中東・アフリカ)	
コンダクトリスク－コンダクトリスクの発展性と規制当局の期待	121
リスク文化の重要性の高まり	127
会計基準の変更が規制にもたらす影響	134
用語集	138
謝辞	140



エグゼクティブ・ サマリー：グローバルな展望

本レポートでは、IAISの最新の取組みとその他の業界動向を紹介するとともに、そうした変化が保険セクターに与える影響について分析し、新たな課題に向けていかに備えるかを概説します。

規制変更に影響をもたらす 国際的動向

ここ数年、IAISは保険基本原則 (ICP) の確立、G-SIIsの指定、そして国際的に活動する保険グループ (IAIGs) の監督に関する共通のフレームワーク (ComFrame) 策定を通じて、規制変更の基盤を築いてきました。こうした提案は保険監督の向上に大きく貢献してきたものの、単一の資本基準の策定については引き続き意見が分かれています。ICSをめぐる大きな意見の相違にもかかわらず、IAISは2014年、グループ規模の資本基準の策定に向けて大きなステップを踏み出しました。それが9つのG-SIIsに適用される基礎的資本要件 (BCR) の公表と、リスクベースの保険資本基準 (ICS) に関する最初のコンサルテーションの発表です。

本レポートでは、IAISの最新の取組みとその他の業界動向を紹介するとともに、そうした変化が保険セクターに与える影響

について分析し、新たな課題に向けていかに備えるかを概説します。

ComFrame

2014年、ComFrameの「最新版」が公表されました。これをベースに定性的および定量的フィールドテストが今年いっぱい行われます。このフィールドテストには、すべてのG-SIIsを含む36の会社が参加しています。ComFrameの改訂版は2015年末に公表され、コンサルテーションに付される予定です。

- **保険基本原則 (ICP) と金融セクター評価プログラム (FSAP) の最新動向**

2014年、国際通貨基金 (IMF) は2011年ICPに基づき6つの新たなFSAPを完了しました。これを通じてIMFは引き続き、積極的な仲介者規制、市場行為に関する先を見越した法整備、グループレベルの監督の向上にさらに力を入れよう求めています。同

時に、IAISはさらなるガイダンスとICP改訂の基盤とすべく、自己評価とピア・レビューを実施しています。この章ではFSAPについて概説し、特定の国の最新状況を詳しく紹介します。

• グローバルな保険資本基準

IAISが公表したグローバルな保険資本基準(ICS)に関するコンサルテーション・ペーパーでは、使用される標準的手法による計算手法に大きな重点が置かれ、内部モデルの使用と相互承認については2016年まで決定を先送りしています。IAISはトータル・バランスシート・アプローチを起点とし、市場整合的な評価アプローチを提案していますが、同時にGAAPに調整を加える形でのデータも収集します。

• G-SIIsに対する規制

2014年は新たなG-SIIsの指定はなかったものの、特に重要な機能の調査を通じた選択方法の見直しが始まっています。これらの機能は、現在G-SIIsに求められている再生・破綻処理計画においてもとても重要な要素です。2014年の主な進展としては、基礎的資本要件(BCR)の発表が挙げられます。これはファクターベースの手法で、2015年から施行される予定です。このアプローチについても本冊子で掘り下げてレビューしています。さらにIAISは、2019年に適用予定の、より高い損失吸収能力(HLA)の計算にも着手しています。その主たる目的は、非伝統的・非保険リスクに対してより高いチャージを課すことです。

グローバルな動向に対する 主要な規制当局と リスク管理最高責任者の見解

KPMGは著名な規制当局およびCROに、保険規制の現在の方向性とその将来の見通しについて意見を求めました。この議論の概要は38～47ページに掲載されています。

グローバルな資本基準の実現可能性、バーゼルⅢ型協定としてのその基準の役割、国内のシステム上重要な保険会社に再生・破綻処理計画が求められる可能性、監督カレッジのパフォーマンス、保険規制の将来といったテーマを取り上げます。

地域別規制動向

• 南北アメリカ地域

南北アメリカ大陸で生じている変化は、北米と南米とで大きく異なるものの、双方はしばしば同じ問題に、似通った方向性で取り組んでいます。

米国では、全米保険監督官協会(NAIC)、連邦保険局(FIO)、連邦準備制度理事会(FRB)が協力してグループ資本基準の開発に取り組んでいるものの、「チームUSA」共通のアプローチを見つけるにはほど遠い状況です。一方で、米国金融規制の2015年FSAPに促され、NAICは引き続きリスクとソルベンシーの自己評価(ORSA)、グループレベルの監督、コーポレートガバナンス、および市場行為に関する法改正に取り組んでいます。とはいえ、その導入には州ごとに差があり、まだ数年はかかると見込まれています。

カナダは現在2014年FSAPを完了した直後であり、リスク管理、行為規制、グループ監督に関して浮き彫りとなった懸念への対策に乗り出しています。一方、バミューダはソルベンシーⅡの同等性に向けた改革を完了しつつあります。

ラテンアメリカ諸国、特にメキシコ、チリ、ブラジルは、リスク重視のソルベンシー制度を制定しています。これらの国々では今のところコンダクトリスク関連の活動はあまり見られませんが、今後議論の対象となっていくでしょう。

米国では、全米保険監督官協会(NAIC)、連邦保険局(FIO)、連邦準備制度理事会(FRB)が協力してグループ資本基準の開発に取り組んでいるものの、「チームUSA」共通のアプローチを見つけるにはほど遠い状況です。

金融安定理事会 (FSB) を筆頭とする規制当局は、明確なリスク選好フレームワークの確定などを含めた企業のリスク文化の醸成を強く求めています。

● アジア太平洋地域

2014年はアジア太平洋地域全体で、リスクベースの監督、コーポレートガバナンス、グループ規模の監督、非保険業務、データ報告に対する監督機関への注目が高まりました。2015年も規制当局は引き続き、経済価値評価フレームワークの開発とリスク管理フレームワークの向上を強く求めていくでしょう。

● 欧州・中東・アフリカ (EMA) 地域

ソルベンシーIIの施行日が目前に迫っていることが、欧州のあらゆる活動に大きく影響しています。2015年1月にはレベル2の委任法令（委員会委任規則2015/35）が承認されました。加盟国は2015年4月1日から始まるさまざまな承認の適用に先立ち、この指令要件を3月までに国内要件に置き換えることになります。同等性の決定については2015年に2段階にわたって公表される見通しです。

アフリカでは、保険基本原則の導入に重点が置かれてきました。健康保険とマイクロ保険が引き続き焦点となります。南アフリカでは行為規制と健全性規制の両面で大きな変化が生じつつあり、今年はツインピークス・モデル（訳者注：監督当局を分離するモデル）の施行が予定されています。

コンダクトリスク— その発展性と規制当局の期待

かつてはオペレーション・リスクの一部だったコンダクトリスクは、いまや独立した分野として扱われるようになりました。IMFなどは、コンダクトリスクに対してより積極的なアプローチを求めており、これには苦情に関するデータの収集、オンサイト検査、商品・市場規制などが含まれます。この章ではその影響を考察します。IAISはこの分野におけるガイダンスを広げており、契約者

グループをプロセスに関与させつつあります。また、コンダクトリスク監督機関もより組織化され、そのツールやモデルが国際的に共有されるようになりました。地域別レポートでも詳述するように、2014年には多くの国／地域で重要な変更が行なわれました。これらを総合した結果、保険会社はますます「顧客第一」のアプローチを求められることになるでしょう。

リスク管理への知見—

高まるリスク文化の重要性

金融安定理事会 (FSB) を筆頭とする規制当局は、明確なリスク選好フレームワークの設定などを含めた企業のリスク文化の醸成を強く求めています。この章ではこれらの規制変更について考察し、企業が取るべきベストプラクティスを検討します。リスク文化は、リスク管理において、特に中核的なファクターであるとKPMGは考えます。

会計基準の変更が 規制にもたらす影響

国際会計基準審議会 (IASB) は、2015年後半か2016年初めまでに保険契約に関する会計基準を完成させることを目指してきましたが、最近になってこれを延期し、今後の予定は現在のところ不明確です。この取組みは今後、米国財務会計基準審議会 (FASB) 抜きで進められることになるでしょう。IASBには、有配当契約に関する困難な問題や、ボラティリティやIFRS第9号との協調に関する最終決定といった、期限内に完了すべきタスクが残されています。そのため、ある程度のコンバージェンスは確保されるにせよ、IAISが2018年の暫定資本基準の評価ベースとして用いる予定のIFRS第4号フェーズ2が期限通りに公表される可能性は低いと言えるでしょう。



本年の見通し

グローバルな規制と国際組織とが国／地域のローカルな監督形態に及ぼす絶大な影響は、誰しも無視できるものではありません。G20、FSB、OECD、IAIS、IMF、世界銀行といった組織の動きは、各国／地域の規制変更を推し進める原動力となっています。こうした規制変更が単一の資本基準の実現につながるかは現在のところ未知数です。しかし保険規制のその他の側面については、ソルベンシーやガバナンス要件からリスク管理やコンダクトリスクの問題にいたるまで、コンバージェンスが進みつつあります。

来年には、企業の構造や補償、マーケティング、そして商品そのものも含めた実際の業務上の問題にさらなる重点が置かれるでしょう。こうした動向の一端は、行為とリスクに関する章でも概説しています。金融危機以降の保険改革の多くは、銀行規制をその原動力とするものでした。しかし今後は、マーケティング、情報開示、補償に関する規制は証券規制により生じることになるでしょう。

こうした提案が大きな変革の到来を告げ、グローバル監督の分野に新たな時代をもたらすことは確実です。あなたの会社はその備えができているでしょうか？

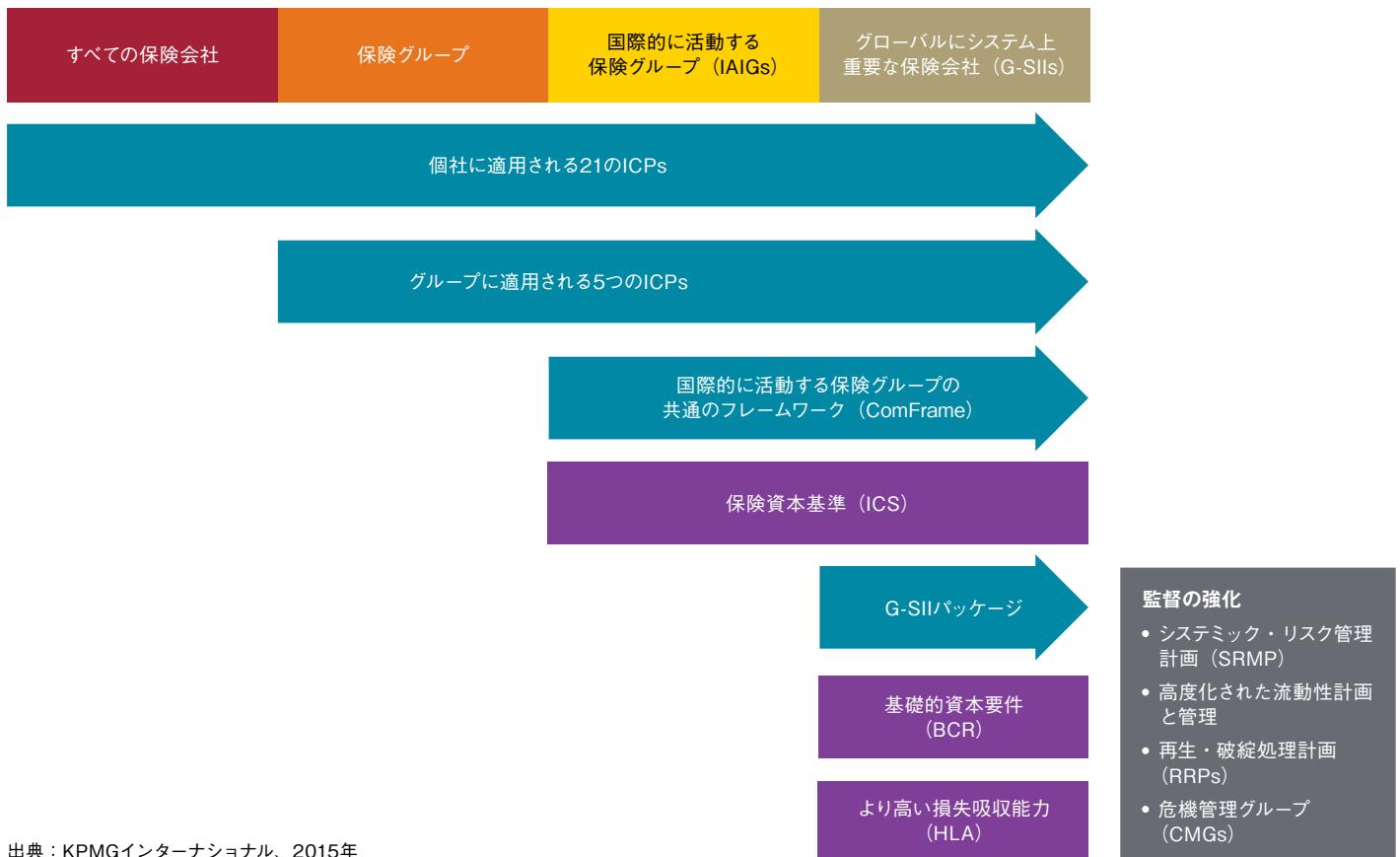


規制変更に影響をもたらす国際的動向

2015年は引き続き、保険監督者国際機構 (IAIS) と金融安定理事会 (FSB) が推し進める複数の主要な取組みが進展していくでしょう。これらの取組みはその進捗度に違いはあるものの、並行して進展しています。このセクションでは、特にComFrameと保険基本原則 (ICPs) を中心に、これらの主要な提案が保険会社に与える影響を評価します。国際通貨基金 (IMF) の金融セクター評価プログラム (FSAP) 活動、グローバルな保険資本基準 (ICS)、グローバルにシステム上重要な保険会社 (G-SIIs) と基礎的資本要件 (BCR) についての最新動向も紹介します。

ComFrameが個社とグループレベルの双方で適用されるのに対して、BCR、より高い損失吸収能力 (HLA)、ICSの各要件はグループレベルでのみ適用されます。G-SIIs はさらなる監督強化と再生・破綻処理計画を求められることになるでしょう。以下の図1にその概要を示しました。

図1：企業／グループのタイプ別に見るComFrameとIAIS資本イニシアチブの適用



出典：KPMGインターナショナル、2015年

ComFrame

ComFrameの開発は2009年、既存の保険基本原則を基に、それを拡張する形で開始されました。この作業には、ComFrameの対象範囲の特定（対象範囲はすべてのIAIGsとし、このIAIGsは規模と国／地域的な範囲をベースに選別されます）、IAIGsとグループレベルの監督要件の双方に対する基準の策定などが含まれました。これによりComFrameはグループベースの監督特に重点を置いた、世界的に受け入れられるIAIGsの監督要件を提示するものとなっています。

2014年6月、IAISはコンセプトと資本計算のフィールドテストを目的としたComFrameの「最新版」を公表しました。このテストには36の保険会社が参加し、今後3年間かけて実施されます。その結果を踏まえて定量的・定性的機能を調整したのち、ComFrameは2019年に施行される予定です。

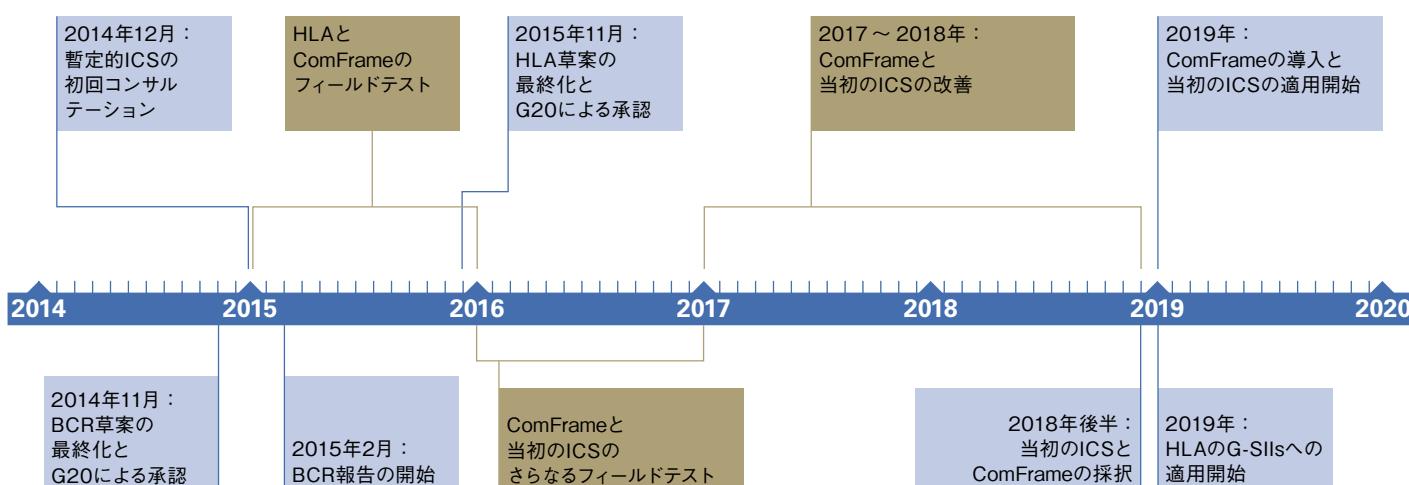
定性的テストの目的は、現行の監督慣行とComFrame規定とのギャップ、導入により見込まれる追加コストについて把握することです。また、定量的レビューの目的は、

ComFrameの評価手法、キャリブレーション（較正）および資本要件の策定です。

テストはいくつかのフェーズで行なわれます。2014年の3月から8月にかけて行われた第1の定量的フェーズでは、評価およびストレステストが焦点となりました。その結果得られた情報はBCR（2014年10月に最終版公表）とICSの決定に活用されています。次のフェーズは2014年10月に開始され、コーポレートガバナンス、投資およびリスク管理の問題に関する定性的レビューが行なわれました。2015年にはさらなる定性的・定量的テストが予定されています。IAISは最近の決定で、2019年というICSの最終期限を撤回しました。これにより2018年に暫定的な資本基準を導入した上で、さらに数年をかけて完全に統一された基準づくりが継続される可能性が高くなりました¹。世界で単一のICSを策定するという究極の目標には、1つのICSが国／地域を超えて比較可能な、すなわち実質上同じ結果を得られるような共通の手法の確立も含まれます。

以下にIAISによるさまざまな活動の現行スケジュールを示します。

図2：さまざまなIAIS活動の現行スケジュール



注：2015年3月のIAISニュースレターの報告による

1. IAIS実行委員会決定（2015年2月）

IAISのICPsはハイレベルな原則ベースの基準であり、IAISメンバー（主として世界各国の規制当局の多く）はこれに従ってICPsを国内監督フレームワークに組み入れることが期待されます。//

グループレベルの監督の範囲

ComFrameには2つの大きな未解決の問題が存在します。1つは保険グループの定義、そしてもう1つはグループベースの監督がグループの一部（特に保険グループの中核会社と非保険事業）に対して、どの程度の権限を有するかです。

IAISは、グループベースの監督が保険グループの中核会社レベルで「直接的な」権限を有するべきであることを決定しました²。これらの改革はICPsの改訂に盛り込まれ、2014年9月版ComFrameに反映されています。具体的な権限として以下のものが含まれます。

- 保険グループの中核会社に情報（IAIGの全体的なリスクに関連する子会社情報も含む）を要求する直接的な権限
- 保険グループの中核会社に対してオンライン検査を実施する直接的な権限
- グループ内のどの法人に雇用されているかにかかわらず、保険グループの中核会社の統治組織、上級経営陣、および統制部門の主要人物との公式な議論を要求する直接的な権限
- 保険グループの中核会社の統治組織、上級経営陣、および統制部門の主要人物に対して適格性評価を行う直接的な権限

保険基本原則と FSAPの最新動向

IAISのICPsはハイレベルな原則ベースの基準であり、IAISメンバー（主として世界各国の規制当局の多く）はこれに従ってICPsを国内監督フレームワークに組み入れる

IAISの暫定的な ComFrame定義³

保険グループ：共通の統制下にある2つ以上の事業体であって、その少なくとも1つは保険事業を営む事業体であり、それらを総合したとき主要な機能が保険であるもの。

保険グループの中核会社：保険グループを統制する事業体。

IAIGの中核会社：保険グループを統制、またはこれに対して支配的な影響力を有する事業体。通常は最終親会社、または、その保険グループがコングロマリットの一部である場合、コングロマリット内の保険グループの中核会社⁴。

ことが期待されます。これを遵守できない場合、金融セクター評価プログラム（FSAP）レビューを実施しているIMF／世界銀行から不利な評価を受ける恐れがあります。それは、FSAPは主に国内監督フレームワークとICPsとの整合性を評価するからです。現在、ICPsには26の項目があり、これらは以下5つの大まかなカテゴリーに分けられます。

- 監督権限および措置
- ソルベンシー
- グループレベルの監督、協力、危機管理
- 行為規制、仲介者、不正防止
- コーポレートガバナンス、開示

2. IAIS保険グループ・ワーキンググループ、2014年12月
3. 同上
4. IAIS ComFrame、2014年9月

表1：ICP基本原則の5つのカテゴリー

監督権限および措置	ソルベンシー	グループレベルの監督、協力、危機管理	行為規制、仲介者、不正防止	コーポレートガバナンス、開示
ICP1 監督機関の目的、権限および責任	ICP13 再保険、およびその他リスク移転	ICP3 情報交換および秘密保持に関する要件	ICP18 仲介者	ICP5 個人の適格性
ICP2 監督機関	ICP14 評価	ICP23 グループレベルの監督	ICP19 行為規制	ICP7 コーポレートガバナンス
ICP4 認可	ICP15 投資	ICP24 マクロ健全性の監視および保険監督	ICP21 保険不正の対策	ICP8 リスク管理および内部統制
ICP6 支配権の変更とポートフォリオの移転	ICP16 ソルベンシー目的の統合的リスク管理 (ERM)	ICP25 監督上の協力および協調	ICP22 マネーロンダリング対策およびテロ資金供与対策	ICP20 開示
ICP9 監督レビューおよび報告	ICP17 資本充実度	ICP26 危機管理におけるクロスボーダー協力および協調		
ICP10 予防措置および是正措置				
ICP11 執行				
ICP12 清算および市場からの撤退				

出典：保険基本原則、基準、ガイダンスおよび評価方法（2011年10月～2013年10月改訂）

表1から見て取れるように、ICPsにおいては健全性に関する事項に大きな重点が置かれており、行為規制に関するICPは1つのみ（ICP19）です。ICP19にはさらに13のハイレベルな原則ベースの基準が含まれます（詳しくは行為規制の章を参照）。

金融セクター評価プログラム

世界的な金融危機への対応の一環として、

IMFと世界銀行が実施する各国金融セクターへのFSAPレビューはますます重要性を増しています。IMFがシステム上重要なとみなす金融システムを有する国（表2参照）については、5年ごとのFSAPレビューが必須となります。その他の国／地域については、任意となっています。

表2：システム上重要な金融国と評価実施年

システム上重要な金融国と評価実施年

オーストラリア (2012年)	デンマーク (2014年)	アイルランド (2006年)	オランダ (2011年)	スウェーデン (2011年)
オーストリア (2013年)	フィンランド (2001年)	イタリア (2013年)	ノルウェー (2005年)	スイス (2014年)
ベルギー (2013年)	フランス (2012年)	日本 (2012年)	ポーランド (2013年)	トルコ (2011年)
ブラジル (2012年)	ドイツ (2011年)	韓国 (2014年)	ロシア連邦 (2011年)	英国 (2011年)
カナダ (2014年)	香港特別行政区 (2014年)	ルクセンブルク (2011年)	シンガポール (2013年) 米国 (2015年)	米国 (2015年)
中国 (2011年)	インド (2012年)	メキシコ (2011年)	スペイン (2012年)	

出典：IMFの「FSAPによる金融安定性評価の義務付け」（2014年9月24日）

注：イタリック表記は2014年1月にリストに追加された国。太字表記の国への評価は改訂版の2011年ICPに基づいている。

これらのレビューは、関連する国際的基準への遵守度を焦点の1つとしています。保険事業においては、それがICPsの遵守にあたります。結果として、近年、規制当局の間ではICP遵守を目指す世界的な動きが見られるようになりました。これは後に詳述する各国分析にも明確に表れています。さらにFSAPレビュー必須国に加えて、IMFと世界銀行は希望する国に対して任意の評価も行っています。

KPMGの2014年版レポートでは、2011年の改訂版ICPsに基づいて実施された10ヵ国のFSAPについて概説しました。今年はさら

に2014／2015年にレビューが公表された6ヵ国を加えて解説します。新たな報告では、オンサイト検査、開示、市場行為、および仲介者への積極的な監督に引き続き重点が置かれています。いくつかの報告は、グループ内の取引や投資への規制監督についてより詳細に検討しています。さらにスイスのレビューでは、再保険会社の第三国支店に対する監督強化の必要性に関する興味深い問題も提起されました。

ICPの改定

2015年、IAISは自らが過去5年間行ってきた自己評価プロセスに基づいて、いくつかのICPsについて改定を提案する見通しです。FSAPの混乱を最小限に抑えるため、IAISはクラスタごとに改定を行うこととしています。現在、IAISのワーキンググループがICP3、4、5、7、8、23、25について変更作業を進めており、これらは2015年に改定される見通しです。ICP1、9、10、11、12、26は2016年に、ICP2、6、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22、24は2017年に改定される予定です⁵。

5. IAISニュースレター、2015年3月

表3：KPMGによる2014年のFSAP結果概要

ICP／国*	スイス	カナダ	香港	デンマーク	南アフリカ	米国
 監督権限および措置						
1 権限	3	2	2	2	2	1
2 監督機関	3	1	1	1	1	1
4 認可	2	3	3	3	2	2
6 支配権	3	3	3	3	2	3
9 報告	2	2	2	2	2	2
10 是正措置	3	3	3	3	3	3
11 執行	3	3	2	3	3	3
12 清算	3	3	3	2	1	3
 ソルベンシー						
13 再保険	2	2	2	3	2	3
14 評価	3	2	2	3	2	1
15 投資	3	2	3	2	2	3
16 統合的リスク管理（ERM）	3	2	1	2	1	2
17 資本充実度	3	2	1	2	2	2
 グループレベルの監督、協力、危機管理						
3 情報交換	3	3	3	3	3	2
23 グループ	3	1	1	2	1	1
24 マクロ健全性	2	3	2	1	2	2
25 協調	3	3	3	3	3	2
26 クロスボーダー	3	3	2	2	2	2
 行為規制、仲介者、不正防止						
18 仲介者	1	2	2	2	3	2
19 行為規制	1	1	1	1	2	2
21 不正対策	2	3	3	1	1	3
22 マネーロンダリング対策	3	3	3	1	1	2
 コーポレートガバナンス、開示						
5 適格性	2	3	2	2	3	2
7 コーポレートガバナンス	3	3	2	2	1	1
8 リスク管理	2	3	2	1	1	2
20 開示	1	1	2	2	1	3
合計	65	62	56	54	49	55

(3) 遵守している (2) 概ね遵守している (1) 一部遵守している (0) 遵守していない

出典：KPMG、2015年

*韓国については2014年にレビューが実施されているが、遵守状況に関する詳細なスコアはIMF報告では公表されていない点に留意されたい。本レポートでは地域ごとの最新動向分析のセクションで関連するFSAPレビューの最新結果を扱っており、韓国についてもここで取り上げる。

グローバルな保険資本基準

2014年、ICSの開発において2つの重要な進展がありました。ICS原則の策定と、年末に公表されたコンサルテーション・ペーパーです。ICSは2014年10月に最終化された基礎的資本要件 (BCR) よりもリスク感応度を高めることを意図しており、より複雑なものとなります。

のとなります。BCRについては後ほど詳述します。ICSは9つのG-SIIsのみならず、約50のIAIGsにも適用される見通しです。

2014年9月、IAISは今後数年にわたるICS開発の指針となる一連のハイレベルな原則を公表しました（以下の表を参照）。

表4：ICS原則

1	連結グループベースの基準であり、IAIGsとG-SIIsの資本充実度に関するグローバルに比較可能なリスクベースの指標である。
2	保険契約者保護と金融システムの安定化が主な目的である。
3	G-SIIsに対してはHLAの基礎をなすものである。
4	IAIGがさらされているすべての重要なリスクを反映する。
5	国／地域間の結果の比較可能性を確保し、グループレベルの監督機関と主体となる監督機関の相互理解および信頼性の向上をもたらす。
6	IAIGsおよびG-SIIsによる健全なリスク管理を促進させる。
7	監督機関およびIAIGsによる不適切でプロシクリカルな行為を最小限に抑えることで、慎重かつ健全な行為を促進させる。
8	リスク感応度と簡便さのバランスをとる。
9	特に最終的な結果の開示において透明性を有する。
10	資本要件は、キャリブレーション（較正）の基礎となる適切な目標基準に基づく。

出典：IAISコンサルテーション・ペーパー：リスクベースのグローバルな保険基準、2014年12月17日

2014年12月17日、IAISはICSの最初の草案について意見を募るコンサルテーション・ペーパーを公表しました。この初回のペーパーでは、ICS資本要件の決定に用いられる可能性のあるさまざまな選択肢を事実上公開し、議論に付しています。このペーパーは主に、負債評価、適格資本量、そしてリスク測定のアプローチで構成されています。IAISはICS導入の具体的な期限こそ撤回したもの、引き続きこのペーパーで概要が示されているフィールドテストを実施し、フィールドテストの結果を踏まえて暫定的な基準の策定に取り組むと述べています。なお、このコンサルテーションには1,600ページを超す意見が寄せられました。

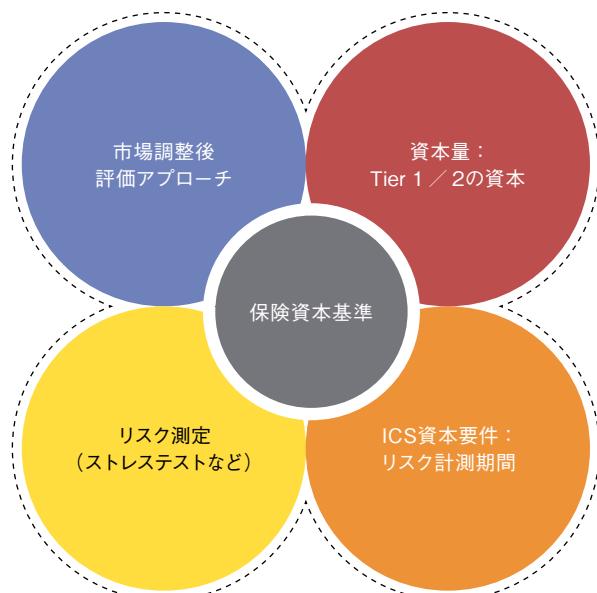
このコンサルテーション・ペーパーでは、ICSを規制上の所定の資本要件 (PCR) として導入することを想定しています⁶。この基準のもと、監督機関はグループの資本が

要求水準を下回った場合のみ、資本充実度を根拠に介入を行うことになります。ただし、この想定については今回のコンサルテーション・ペーパーに対して意見が寄せられています。

IAISはさらにバックストップ資本指標の追加も検討しています。これはICSを補うものですが、ICSよりもリスク感応度が低く、簡便なものです。この資本指標はBCRとよく似たものになることが予想され、保険会社に内在するリスクのレベルを、その規模に応じて幅広に反映することが期待されます。また、資本が常に基本水準を満たすよう、ICSの名目上の下限としてこの指標を採用することも考えられます（本質的にMCRと同じ働き）。

以下に、このコンサルテーション・ペーパーで扱われているICSの4つの主要な要素を図示しました。

図3：保険資本基準における主要な4つの要素



出典：KPMGインターナショナル、2015年

6. IAISの基本原則では、最低資本要件 (MCR) はより低い規制介入水準として機能する一方で、PCRはより高い規制介入水準として機能する。



ICS評価アプローチ

定量的な保険資本基準の起点として、IAISは連結グループベースのバランスシートを求める見通しです。そのためこのアプローチにおいては、グループが保険事業を行うすべての国／地域間で比較可能な基準で保険契約負債を見積もる手法が必要となります。

2014年に実施されたフィールドテスト後、市場調整後評価アプローチがICSの標準手法開発の当初のベースになることをIAISは決定しました。これはBCR計算のために開発されたものと類似しており、比較可能性とリスク感応度を高めるからです⁷。また、米国規制当局からの強い要請により、各国で一般に公正妥当と認められた会計原則(GAAP)に規制上の調整を加える形も、代替の評価手法として検討されています。これについては今後計画されているフィールドテストを通じて、開発が進められる見込みです。

この2つ目の選択肢の目的は、IAIGsが自国／地域のGAAP評価に追加的かつ定量的な調整を加えることで、市場調整後評価が容易に可能となるようにすることです。必要とされる調整は原則に基づくものとし、市場調整後アプローチと国／地域のGAAP評価アプローチとを突き合わせることが求められます。しかし、両者の関係性は必ずしも単純ではない可能性があり、特に、ベースとなる評価がまったく異なる手法に基づいて

いる場合はなおさらです。また、生命保険については複雑性がさらに増します。国際財務報告基準(IFRS)と一部のGAAPを基に作成された財務諸表では、特定の保険契約は財務報告において投資契約とみなされますが、規制上の保険契約準備金には含まれる必要があります。これら両方の要因が、GAAP調整アプローチを採用する上で重大な阻害要因となり得ます。

グローバルな評価アプローチの開発を阻害する最大の要因は、国／地域を超えた単一の保険会計基準が現在のところ存在しないという点です。国際会計基準審議会(IASB)は2015年後半か2016年初めまでに保険契約基準を完成させる意向でしたが、最近になってこの期限を延期し、今後の予定は現在のところ不明確です。したがって、IAISはこの基準なしで計画を進めざるを得ないでしょう。現在のところ、IAISが開発中の市場調整後評価アプローチは、IAISの考える保険会計基準のグローバルな動向を広く反映しているといえます。さらに、IAISはIASB、米国財務会計基準審議会(FASB)、国際アクチュアリー会(IAA)などの国際組織とも連携して、補完的基準の開発を促していく意向であると強調しています。そのため、特に今後国／地域を超えた統一的な評価アプローチが形成されていけば、ICSの評価アプローチも時とともに改良されていくでしょう。

7. 経済価値アプローチについては、比較可能性の実現が難しいことから、これ以上のフィールドテストは行わないことが決定された。

現在推計に上乗せするマージン

このコンサルテーション・ペーパーで、IAISは市場調整後負債評価の追加要素として、現在推計に上乗せするマージン (MOCE) をICSに導入することの実現可能性について意見を求めています。ただし、MOCEの定義、取扱い（負債の一部に含めるか、それとも資本リソースの一部とするか）、計算基礎などについては、いまだ未定です。MOCEは通常、保険契約負債の現在推計に追加されるマージンであり、その主たる目的はそうした負債に内在する不確実性をカバーすることです。負債の現在推計にMOCEを加えることで、実質的には、利益計上が将来に繰り延べられることになります。ソルベンシーIIにおいては、このマージンは負債評価のための保守的な計算基礎率を用いて計算されます。

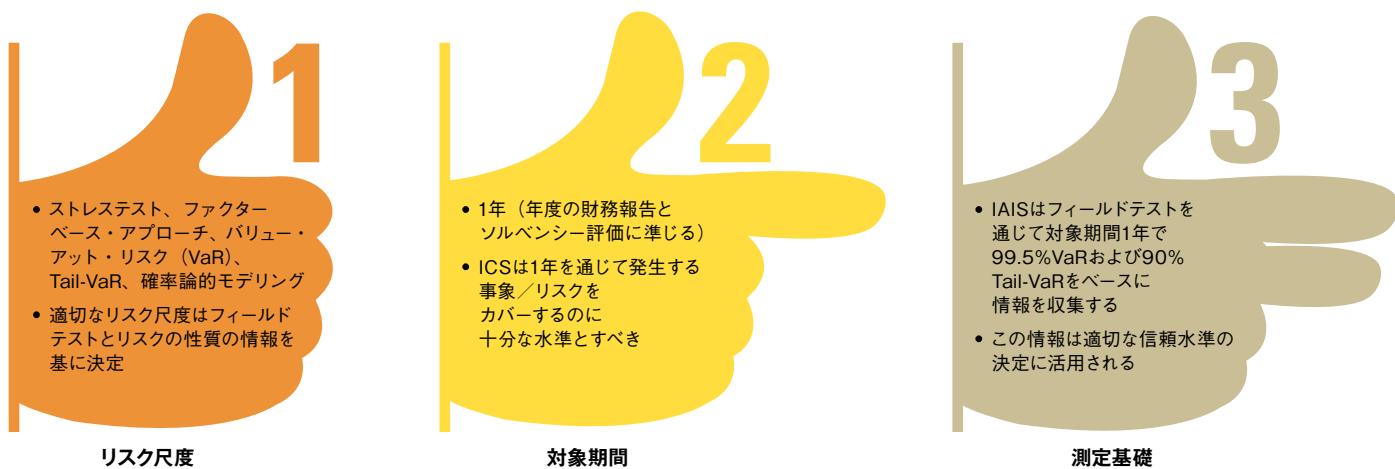
ICSの信頼水準

ICS資本要件にはもう1つ、未解決であり、おそらくは最も論議を呼ぶであろう重要な

要素として、目標とする信頼水準に関する問題があります。信頼水準については世界のさまざまな国／地域が、規制目的で異なる慣行を採用しています。リスク計測期間の1年を通じて必要となる資本をカバーするため、IAISはICSをキャリブレーション（較正）することを決定していますが、目標とする水準については定義していません。現時点では、IAISはフィールドテストの一環として、リスク計測期間1年で99.5%のバリュー・アット・リスク (VaR) および90%のTail-VaR (TVaR) をベースにデータ収集を行うと暫定的に表明しています。このように高い信頼水準でデータを収集する目的は、ICS資本要件をキャリブレーション（較正）する際の柔軟性を確保するためです。これにより、特に、損失分布曲線のテール部分をより良く把握することが可能となるでしょう。

さらに、リスクの測定と資本要件の決定にどのアプローチが採用されるかに応じて、適用されるファクター／ストレスに目標となる信頼水準を反映させる必要があります。

図4：ICS資本要件の主な検討事項



出典：KPMGインターナショナル、2015年

リスクの測定

AISはICS資本の計算にあたってBCRの手法をベースにしつつも、BCRよりもリスク感応度が高いものを目指しているため、より複雑なものとなります。IAISは以下の表に示す重要なリスクを反映したICS資本要件を提案しています。これらのリスクは保険を取扱う会社が直面する主要なリスクを広く反映したものであります。

会社が直面する主要なリスクを広く反映したものです。グループリスクや流動性リスクなど、現在ICSの主要な焦点であるICS資本要件の一部として定量化されていないリスクについては、ComFrameで定性的に取り扱われることになります。

ICS資本要件は、以下のようなリスクの発生が適格資本量に与える影響をベースに決定されます。

表5：リスクと定義

リスクカテゴリー	主要リスク	範囲／定義：適格資本量の額にマイナスの変化をもたらすリスク要因
保険リスク	死亡リスク	死亡率の水準、傾向、変動率の予期せぬ変化
	長寿リスク	死亡率の水準、傾向、変動率の予期せぬ変化
	罹患／障害リスク	障害、疾病、罹患率の水準、傾向、変動率の予期せぬ変化
	費用リスク	費用の発生による負債キャッシュフローの予期せぬ変化
	解約リスク	解約、失効、更新、返戻率の水準または変動率の予期せぬ変化
	保険料リスク（損害保険）	将来の保険事故に係るタイミング、頻度、規模の予期せぬ変化（罹患／障害リスクで把握されない範囲）
	支払備金／修正リスク（損害保険）	将来予期される保険金支払に係る予期せぬ変化（罹患／障害リスクで把握されない範囲）
市場リスク	巨大災害リスク	発生頻度が低く、規模の大きな事象の発生に係る予期せぬ変化
	金利リスク	金利の水準または変動率の予期せぬ変化
	株式リスク	株式の市場価格の水準または変動率の予期せぬ変化
	不動産リスク	不動産の市場価格の水準または変動率の予期せぬ変化、または不動産投資によるキャッシュフローの額およびタイミングに関する予期せぬ変化
	スプレッドリスク	リスクフリーレートの期間構造に対する信用スプレッドの水準または変動率の予期せぬ変化
	為替リスク	為替レートの水準または変動率の予期せぬ変化
信用リスク	資産集中リスク	資産ポートフォリオの分散の欠如
		カウンターパーティーの予期せぬ債務不履行（契約上の義務を適時に果たすことが不可能もしくはその意志の欠如を含む）
オペレーションナル・リスク		不適切または機能しない社内プロセス、人員、システムを含む業務上の事象、もしくは外部事象に起因する業務上の事象。法務リスクを含むが、戦略リスクおよび風評リスクは含まない

出典：IAISコンサルテーション・ペーパー：リスクベースのグローバルな保険基準、2014年12月17日

IAISはICS資本要件の決定のため、複雑性の異なるさまざまなアプローチを検討しています。現在検討中の手法には、ファクターベースのモデル、ストレステスト、確率論的モデリング、構造モデリング、またはこれらのアプローチのいくつかを組み合わせる案などがあります。

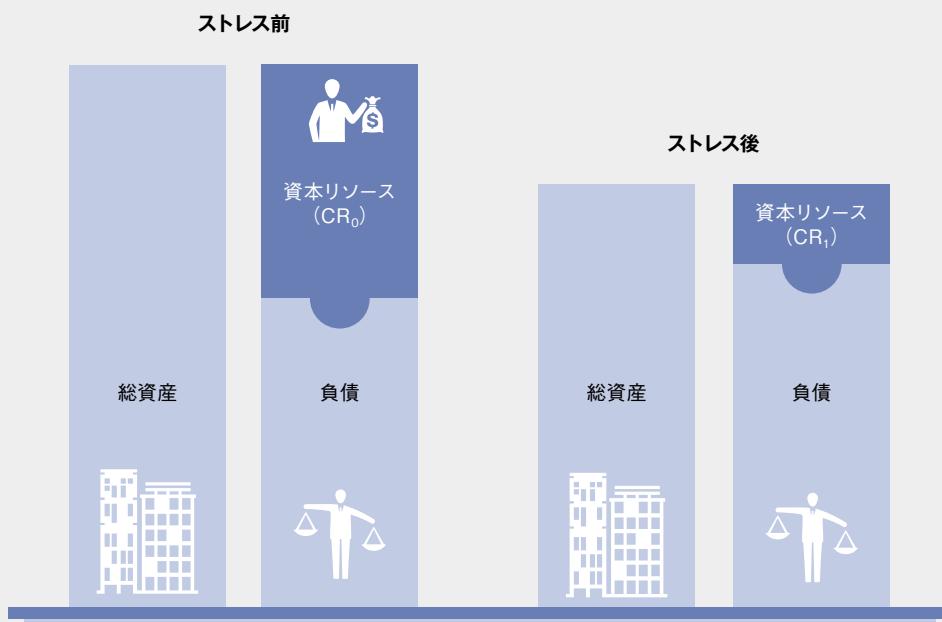
- 1) ファクターベースのアプローチは、BCR計算に用いられるアプローチと類似しており、特定のエクスポージャーに所定のリスクチャージを適用することで資本要件を決定します。エクスポージャーのほとんどはバランスシートの項目となるでしょう。
- 2) ストレステストは、バランスシート項目へのストレスが資本リソースに与える悪影響を推計するものです。各ストレスは所定のリスクの発生を意図しており、資本リソースへの悪影響が必要資本へ反映

されます。図5には、ストレスシナリオ下でのバランスシートの変化と、それが資本リソースに与える影響を示しました。

- 3) 確率論的モデリングは確率論的なプロセスによって、時の経過による資本リソース変化の分布を推計します。考慮すべきリスクの種類ごとに分布を推計したのち、すべてのリスクについて分布を統合し、求める分布を得ます。その上で統計ツールを用いて、さまざまな信頼水準での資本リソースへの影響を推計します。
- 4) 構造モデリングでは、統計データと定性的な因果関係を示す仮定の組み合わせにより特定される相互依存関係を用います。これらの仮定で推測される影響は、しばしば実際の観測に照らしたテストが可能です。

IAISはICS資本要件の決定のため、複雑性の異なるさまざまなアプローチを検討しています。現在検討中の手法には、ファクターベースのモデル、ストレステスト、確率論的モデリング、構造モデリング、またはこれらのアプローチのいくつかを組み合わせる案などがあります。//

図5：ストレスシナリオにおける資本リソース



出典：IAISコンサルテーション・ペーパー：リスクベースのグローバルな保険基準、2014年12月17日

ICS資本要件案に反映されたリスクカテゴリーは完全相関ではなく、分散効果の存在が見込まれます。各リスク内の種類およびリスクの種類間の分散効果は、ICS資本要件の一部として考慮する必要があります。さらに、ストレス状況下ではリスク間の分散効果が低下することが予想されるため、同じ信頼水準を保つには追加の資本が必要となるでしょう。

1つのアプローチがすべてのリスクに適しているとは限らないため、定量化するリスクに応じて手法は調整されます。IAISはどの(表6参照)。

表6：リスク関連チャージを決定するためのIAISのアプローチ

リスク／サブリスク	アプローチ案		
	ファクターベース	ストレス	その他
保険リスク			
死亡		●	
長寿		●	
罹患／障害		●	
解約		●	
費用リスク		●	
保険料	●		
支払備金／修正	●		
巨大災害			●
市場リスク			
金利		●	
株式		●	
不動産		●	
為替／FX		●	
資産集中	●		
信用リスク	●		
オペレーションル・リスク	●		

出典：IAISコンサルテーション・ペーパー：リスクベースのグローバルな保険基準、2014年12月17日

分散効果の考慮

ICS資本要件案に反映されたリスクカテゴリーは完全相関ではなく、分散効果の存在が見込まれます。各リスクの種類内およびリスクの種類間の分散効果は、ICS資本要件の一部として考慮する必要があります。さらに、ストレス状況下ではリスク間の分散効果が低下することが予想されるため、同じ信頼水準を保つには追加の資本が必要となるでしょう。

IAISはこのコンサルテーション・ペーパーで、リスクの分散効果の計算方法について、次の3つのアプローチを示しています。

- 1) 1つ目のアプローチでは、すべてのリスクは完全相関であると仮定し、全リスクチャージを合計して資本要件を算出します。これは保守的なアプローチであり、一定の信頼水準を確保するには非常に高い資本要件が必要となります。

2) 2つ目のアプローチはリスク間に異なるレベルの相関性を仮定し、相関行列を仮定します。リスクチャージを分散共分散行列により統合し、資本要件を決定します。

3) 3つ目のアプローチは、各リスク種類（資産リスクなど）間の相関性と依存構造を、リスク要因（インフレ、金利、株式

など）も含めてモデリングするものになる予想されます。基本となるリスク分布の仮定が必要であり、コピュラを用いて依存構造と分散効果が与えられます。

以下の表に、さまざまなリスクを統合して分散効果を与えるために用いられる仮の相関行列を示します。

	リスク1	リスク2	リスク3	リスク4	リスクn
リスク1	1	X_{12}	X_{13}	X_{14}	X_{1n}
リスク2		1	X_{23}	X_{24}	X_{2n}
リスク3			1	X_{34}	X_{3n}
リスク4				1	X_{4n}
リスクn					1

出典：IAISコンサルテーション・ペーパー：リスクベースのグローバルな保険基準、2014年12月17日

IAISはTier 1資本を2つのカテゴリーに区分することで、さまざまなTier 1金融商品の質の違いを反映しています。制限のないTier 1商品には普通株式などが含まれ、所定の制限のある金融商品には非累積配当型永久優先株や特定の複合金融商品などが含まれます。

資本リソース

ICS資本要件はPCRの水準に設定される可能性が高く、すべてのIAIGsは最低でもICS資本要件と同等の適格資本量を保持する必要が出てくるでしょう。資本リソースが規制上の資本とみなされるためには、一定の基準を満たす必要があるとIAISは結論づけています。特に、ゴーイングコンサーンの下で、あるいは不利な状況下や清算時に、その資本リソースが保険契約者保護と金融の安定のための損失吸収能力を有するか否かが求められます。

適格資本量は特に資本の質に基づいて、以下に示す4つの大きなカテゴリーに区分されます。

- 1) 制限のないTier 1金融商品
- 2) 制限のあるTier 1金融商品
- 3) 払込済Tier 2金融商品
- 4) 未払込Tier 2金融商品

IAISはTier 1資本を2つのカテゴリーに区分することで、さまざまなTier 1金融商品の質の違いを反映しています。制限のないTier 1金融商品には普通株式などが含まれ、所定の制限のある金融商品には、非累積配当

型永久優先株や特定の複合金融商品などが含まれます。所定の制限を超えるTier 1金融商品についてはTier 2に含むことが検討されています。この制限には、ICS比率の計算のため特定の金融商品をTier 1資本リソースに含めることを抑制するねらいがあります。ICS比率は重要な指標とみなされ、適格資本量をICS所要資本量で割ることで算出されます。

Tier 2資本リソースには、劣後債など、他のより質の低い金融商品も含まれる可能性があります。どちらのTierにもカウントされない資本調達商品には、累積型優先株や短期商品などが含まれます。未払込Tier 2資本の認定は監督機関からの承認によるものとし、Tier 1資本リソースまたは払込済Tier 2の分類に適した金融商品または要素に変換した場合に相当する額が認識されます。また、Tier 1およびTier 2資本には規制上の調整が適用されます。

さらに、特定のバランスシート項目は自己資本に含みません。この項目には、無形資産、のれん、繰延税金負債控除後の繰延税金資産、固有の資産への直接投資などが含まれます。

IAIGsへの影響

ソルベンシーIIのときと同様、現在の提案は非常に概要的な説明にとどまっており、ICSベースでのグループのソルベンシー状態がどのようなものになるかを見定めるのは困難です。それにもかかわらず、IAIGsはこの提案を慎重にレビューし、自社の業務に関わる重要な点について意見を述べ、フィールドテストベースの基準が最終化される前にIAISに検討を求めるなければなりません。さらに重要なこととして、IAIGs、特に現在まだフィールドテストに参加していないグループは、可能であれば2015年と2016年の両フィールドテストへの参加を計画すべきであるといえます。

ソルベンシーIIの定量的影響度調査(QIS)からわかるように、グループのテスト要件は個社レベルで適用されるテスト要件よりも大幅に厳しいものです。それに加えて、ICSのフィールドテストではグループ内の個社がこの要件の対象とならないため、複雑性はさらに増すことになります。IAIGsはフィールドテストに向けて十分な計画を確実に整え、(もしあれば)グループ内のどの部分が大きなストレスにつながるかを特定できるようにする必要があります。かつ、その部門がIAISへの追加の記述式フィードバックを提出し、暫定的または最終的なICSの実施前に自らの対応を計画できるようにしなければなりません。

グローバルにシステム上 重要な保険会社に対する規制

2014年11月の見直しでFSBは、G-SIIsとして9社を選定した2013年の当初リストをそのまま引き継ぎました。再保険会社の位置づけを明確にするという決定は、IAISによる適切な手法が開発されるまで先送りとなりました。2015年11月までにG-SII評価手法をさらに発展させ、すべての保険会社、再保険会社、グローバルな保険会社の金融事業に対応することが期待されています。

2014年のG-SII評価作業の結果、決定したG-SIIsリストは表7のとおりです。G-SIIsに選定されたグループには以下の追加的政策措置が適用されます。

- 監督の強化
- 実効性ある破綻処理
- より高い損失吸収能力 (HLA)

**表7：現行のG-SIIリスト
(FSBによる2014年評価)**

• アリアンツ (Allianz SE)
• AIG (American International Group, Inc.)
• ゼネラリ保険会社 (Assicurazioni Generali S.p.A.)
• アビバ (Aviva Plc)
• アクサ (Axa S.A.)
• メットライフ (MetLife, Inc.)
• 中国平安保険 (Ping An Insurance (Group) Company of China, Ltd.)
• プルデンシャル・フィナンシャル (Prudential Financial, Inc.)
• プルデンシャル (Prudential Plc)

出典：FSB グローバルにシステム上重要な保険会社リスト2014年更新版、2014年11月6日

監督の強化とは通常、状況に適した規制を意味し、より多くの監督リソースが投入されます。持株会社の直接的な監督、システム・リスク管理計画 (SRMP) の策定、流動性計画と管理の強化が含まれ、グループのリスクプロファイルに焦点を当て、破綻の可能性や影響を削減します。

実効性ある破綻処理は、経済に広く重大な影響を及ぼすことなくグループの実効性ある破綻処理を確実に行うための具体的措置を検討します。重要な要素となるのは、グループが破綻したとしても重要な経済機能が必ず継続する必要性、破綻処理評価、再生・破綻処理計画 (RRP) 作成です。グループのシステム性質によっては、グループに影響を及ぼすクロスボーダーの金融危機に対する備えを強化し、破綻処理を支援するための危機管理グループ (CMG) も発足させます。

HLA能力とはグループに適用する追加の資本要件のことで、これにより破綻リスクを軽減し、破綻の予想コストをグループ自身に負わせ、グループの財務状態が悪化したり重要なリスクが具現化したり始めた場合に、より早い段階で確実に監督当局が介入できるようにします。

監督の強化—システム・リスク管理計画 (SRMP)

G-SIIはSRMPを作成し、システム・リスクの管理計画と軽減計画を明らかにしなくてはなりません。計画策定の第一段階は当然、システムとすべき事業活動部分を把握することですが、これはG-SIIの選定プロセスで特定される非伝統的・非保険 (NTNI) 業務と異なることもあります。G-SIIは事業

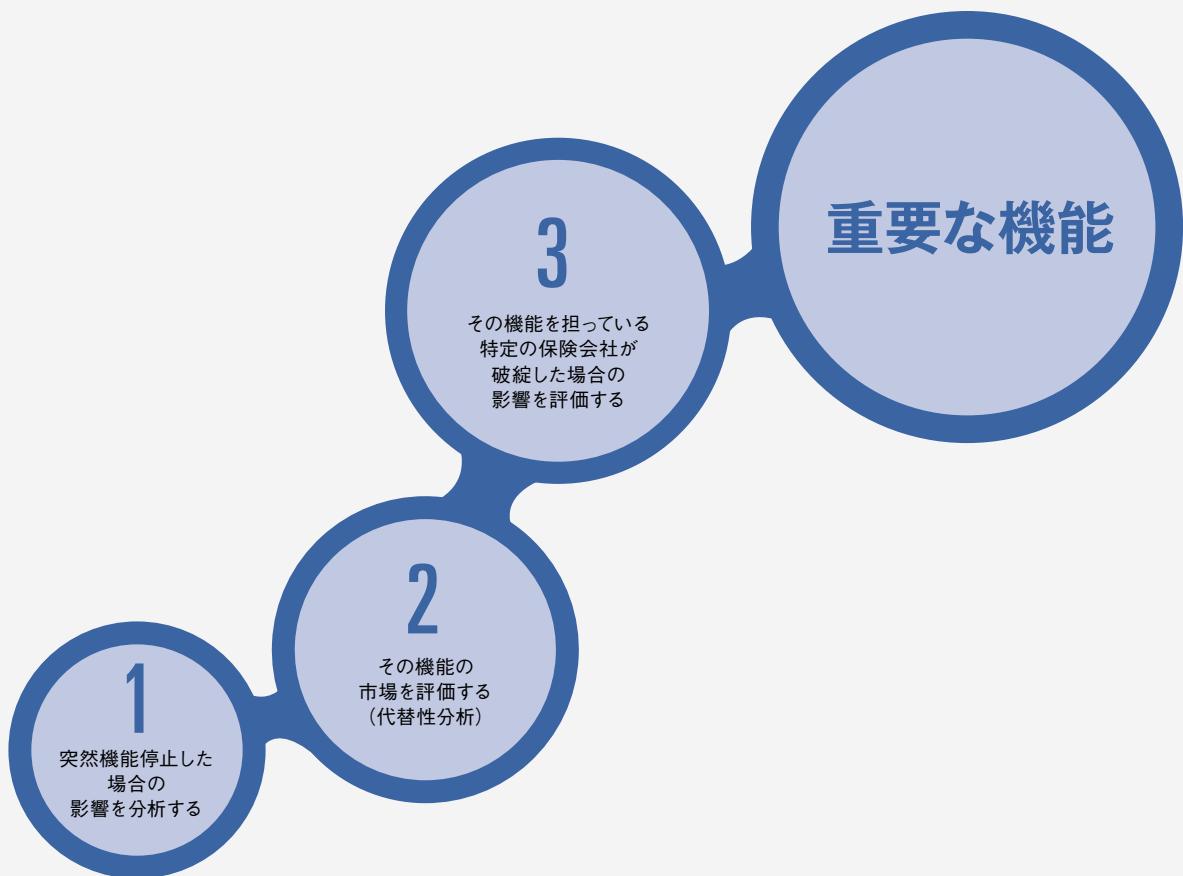
活動を評価することで重要な機能やサービスを特定し、グループが破綻してもそのサービスの中止や、経済へのより広い影響拡大につながらないことを証明しなくてはなりません。

2014年7月末がSRMPの提出期限だったため、G-SIIsは2014年前半のほとんどを、この計画策定に費やしました。以降はグループの監督との議論が継続中であり、適切にリスクに対応しているかどうかが検討されています。

重要な機能の特定

FSBは2014年10月、保険会社の重要な機能の特定を支援するガイダンスに関するコンサルテーション・ペーパーを公表し

ました。このペーパーの中でFSBは、主な検討事項を示した以下の3つのステップ（実施の順番は不問）を紹介しています。



重要な機能はグループのNTNI業務よりもはるかに大きな影響があります。重要な機能の大まかなカテゴリーは、図6を参照してください（ペーパーでは潜在的に重要な機能についても数多く挙げられています）。多くの保険会社が中核業務の一部と位置づけていると思われる幅広い業務が含まれています。

おそらく保険会社が提供している重要な経済機能の影響は国／地域間で異なるでしょう。そのため、分析では代替可能性の要素が重要になります。また経済機能の重要性は、主に各会社の規模や市場シェアといった状況に左右されるでしょう。

FSBの出発点は保険会社に重要な経済機能を幅広く挙げてもらうことにすぎませんが、これらの機能を失った場合の重大性を、他の金融セクターだけでなく実体経済に及ぼす

影響という側面からも評価しなくてはなりません。

FSBが特定した重要と見なされる可能性のある機能は、図6を参照してください。

図6：FSBの特定した重要な機能の例



出典：FSBコンサルテーション・ペーパー：システム上重要な保険会社の再生・破綻処理計画、重要な機能と重要なシェアードサービス特定のためのガイダンス、2014年10月

経済活動の維持に欠かせない保険による補償（使用者賠償責任保険、専門的業務賠償責任保険、海上保険や航空保険など）、個人が日常生活を送る手助けをする保険商品（自動車保険、火災保険、医療保険など）、経済的保障を提供する契約（年金や貯蓄型ファンド）はすべて重要な機能としての評価対象となります。

保険会社はまた、実体経済への投融資という重要な役割を担っており、各国がこれまで以上に民間企業に大規模なインフラ計画への融資を期待していることから見ても、ますます大きな役割を担うことでしょう。そのため、保険会社が破綻した場合、多額の資産処分や新規投融資の減少により、金融市場に悪影響を及ぼす可能性が生じます。保険会社によるデリバティブやその他の有価証券への集中的な投資によっても、同様の

市場の混乱が生じる可能性があります。

興味深いことに、依然としてどの再保険会社もG-SIIに指定されていませんが、主要な再保険手配の不備は、それに伴う影響を通じて保険会社自身やその業務に著しい混乱を生じさせる可能性があるために、重要な機能として特定されています。

経済に悪影響を及ぼしかねない重要な保険機能の特定により、FSBがNTNI業務だけを重視する考え方から脱却していることが分かります。これにより、おそらくNTNI業務を過度に重視して、保険会社のシステム的な重要性および適用可能な資本要件を決定することに、疑問が生じるでしょう。2015年に公開されるG-SIIsの評価手法の改訂版に、この議論が反映されることが期待されています。

IAISとFSBはシステム的保険会社に適用するRRPフレームワークの発展作業を継続してきました。このフレームワークはG-SIIsに適用するだけでなく、最終的には国内でシステム上重要と特定される保険会社にも適用範囲を広げることを目的としています。また根底には、破綻処理を担当する当局が、税金を投入することなく経済の混乱を最低限に抑えて、これらの保険会社を破綻処理できるようにするべきであるという考えがあります。

実効性ある破綻処理—再生・破綻処理計画

IAISとFSBはシステム的保険会社に適用するRRPフレームワークの発展作業を継続してきました。このフレームワークはG-SIIsに適用するだけでなく、最終的には国内でシステム上重要と特定される保険会社にも適用範囲を広げることを目的としています。また根底には、破綻処理を担当する当局が、税金を投入することなく経済の混乱を最低限に抑えて、これらの保険会社を破綻処理できるようにするべきであるという考えがあります。

これらのグループには、RRPを支える強固なガバナンス体制を整備することが求められます。これには、RRPの作成と管理、およびRRPの全体的な統治プロセスへの統合を担うすべての管理層を特定するなど、全事業単位での責任分担などが含まれます。

RRPの初回提出期限は2014年12月31日でした。

基礎的資本要件 (BCR)

2014年11月に開催されたG20ブリスベンサミットにおいてIAISが提出したBCR案が承認され、国際的なICS策定に向け大きな転換点を迎みました。

最終案は作成に1年を費やし、2度のパブリック・コンサルテーションとG-SIIsである9社を含む保険会社グループが参加したフィールドテストが実を結んだものです。BCRは、IAISが最初に作成していた主な原則(図7参照)に従って作成されました。この原則に照らして、また短期間で開発できたことから判断して、IAISは、間違いなくBCRがICS開発に向けた実り多い転換点だととらえています。

非公表のBCRの報告は2015年から開始され、その結果は、IAISによる計算手法のさらなる改良に用いられるかもしれません。

図7：BCR開発にあたっての原則



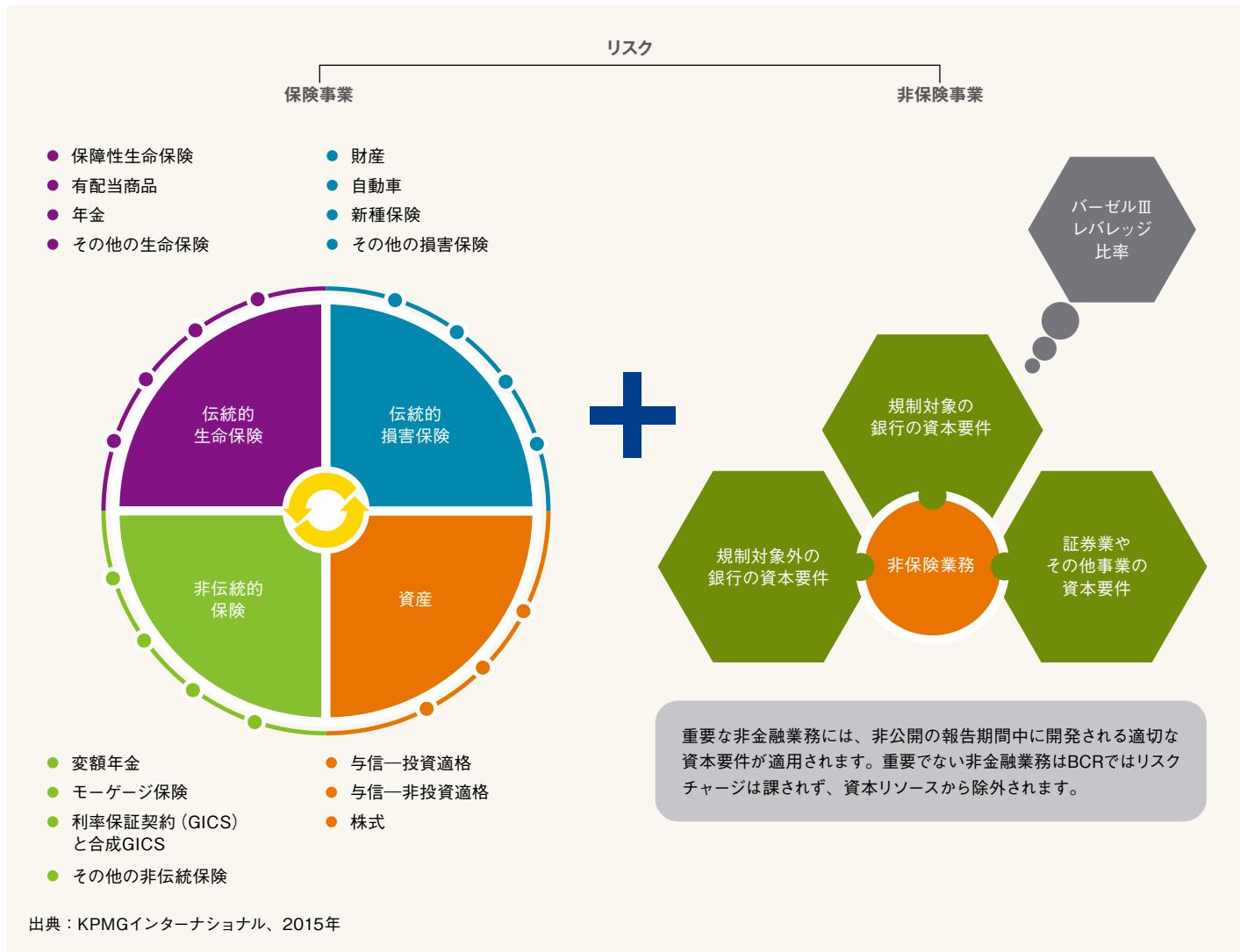
出典：IAISグローバルにシステム上重要な保険会社への基礎的資本要件、2014年10月23日

所要資本

BCRの資本チャージは事業活動ごとに分類できます。より具体的には、グループの事業である保険業務に基づいた保険資本部分、

保有資産の種類に基づいた資産チャージ部分、その他の非保険金融事業と非金融事業のチャージで構成されています。図8はBCRの構成要素について説明しています。

図8：基礎的資本要件の構成要素



出典：KPMGインターナショナル、2015年

// 保険リスクと資産リスクのBCR
 算出には、G-SIIsに影響を与える主要なリスクカテゴリーを捉えるためのファクターベースのモデルが用いられます。このモデルはさまざまな商品に対応する15のファクターとそのリスクチャージからなり、これらをエクスポートージャーに当てはめてBCRを算出します。**//**

保険リスクと資産リスクのBCR算出には、G-SIIsに影響を与える主要なリスクカテゴリーを捉えるためのファクターベースのモデルが用いられます。このモデルはさまざまな商品に対応する15のファクターとそのリスクチャージからなり、これらをエクスポートージャーに当てはめてBCRを算出します。

今のところファクターの値はIAISが規定しており、2014年に実施されたフィールドテストを受けて、キャリブレーション（較正）されました（ファクターについては以下の表を参照）。ほとんどの商品について、規制上のバランスシートから所要資本と適格資本の算出に必要な情報を入手することができます（表8参照）。

表8：所要資本と適格資本

BCR 分類	リスクエクスポートージャーの代替指標	ファクター	ファクター値
伝統的生命保険 (TL)			
保障性生命保険	正味保険金額	a ₁	0.06%
有配当商品	正味現在推計	a ₂	0.60%
年金	正味現在推計	a ₃	1.20%
その他の生命保険	正味現在推計	a ₄	0.60%
伝統的損害保険 (TNL)			
財産保険	保険料指標	b ₁	6.30%
自動車保険	正味現在推計	b ₂	6.30%
新種保険	正味現在推計	b ₃	11.30%
その他の損害保険	正味現在推計	b ₄	7.50%
非伝統的保険 (NT)			
変額年金	想定元本	c ₁	1.20%
モーゲージ保険	有効リスク	c ₂	4.00%
GICSと合成 GICS	想定元本	c ₃	1.10%
その他の非伝統的保険	正味現在推計	c ₄	1.30%
資産 (A)			
与信一投資適格	公正価値	d ₁	0.70%
与信一非投資適格	公正価値	d ₂	1.80%
株式、不動産、非貸付投資資産	公正価値	d ₃	8.40%

出典：IAIS グローバルにシステム上重要な保険会社の基本的資本要件、2014年10月23日

ほとんどの保険商品について、規制上の負債の額がエクスポートヤーの指標として使われ、負債の正味現在推計(CEL)の評価アプローチにより算出されます。IAISは、損害額を算出する市場調整手法について細かく説明しており、国／地域間の整合性を確保するために用いる割引率を規定しています。資産のエクスポートヤーは資産価値であり、公正価値ベースで算出します。

市場調整手法

負債の現在推計額(CEL)算出には市場調整手法を採用しています。CELとは将来キャッシュフローの分布に基づく期待値の現在価値であり、以下のような特徴があります。

- 保険契約に関連する将来キャッシュフローの現在価値の確率加重平均であり、IAISが規定する金利の期間構造を用いる。マージンはCELには含めず、以下のものを予測キャッシュフローに含める。
 - － 保険給付
 - － 投資経費、一般管理費用、新契約費などをふくむすべての費用
 - － 保険料収入
 - － その他のキャッシュフロー
- CELは、最新の現実的な仮定に基づいて、それぞれの契約期間中にわたるすべての将来のキャッシュフローを推定すべきであり、推計期間はそれぞれの契約の境界を参照して決定する。

- 組込みオプションと保証（投資収益の最低保証、解約オプション、契約者オプションなど）をキャッシュフローに含まなくてはならない。
- 主に金額、時期、給付内容の変更を中心とした契約者行動も考慮する。
- 将来的に実施されると合理的に考えられる範囲内で経営判断も考慮しうる。

適格資本量

適格資本量は連結グループベースで算出するもので、コア資本と追加資本の2つに区分されます。コア資本は以下のようない性質の金融商品からなります。

- 満期の定めがなく、保有者が撤回できず、最初の5年間は償還できないもの。
- 全額払込済で固定のサービスコストがないもの。債務不履行になるリスクを伴わず配当を取り消すことができるもの。非累積型。
- 請求、その他の障害がなく、強制的な支払の権利が含まれていないもの。
- 債還時に監督当局の検査や承認が必要なもの。

追加資本は以下のようない性質の金融商品からなります。

- 初回の満期日まで5年以上あり、以下の条件を満たすもの。
 - － その商品の名目元本は満期前の最後の5年以上は定額法で償却される。

- － その商品が償還される、または償還されるはずであったなら、資本要件に抵触する、またはその恐れがある場合、G-SIIsに償還を一時中断する要件がある。
- 債還時に監督当局の検査が必要なもの。
- 破綻が明らかな場合を除き、保有者には将来の利息または元本の繰り上げ償還を求める権利が一切ないもの。

さらにのれん、無形固定資産、繰延税金負債を控除した繰延税金資産、持合株式、固有の資産への直接投資など特定のバランスシート項目はコア資本から除外されます。ICSのコンサルテーション・ペーパーで用いられた新しい資本区分の定義に合わせるため、コア資本と追加資本の用語は今後修正される可能性があります。

BCRの主な尺度にはBCR比率が用いられます、これは適格資本量を所要資本で除して算出します。BCR比率を算出するための適格追加資本量は必要資本の50%を超過してはなりません。

より高い損失吸収能力(HLA)

BCRの開発が完了し、今後IAISはG-SIIs全社に適用するHLAの算出手法の開発に集中的に取り組みます。ComFrameとICSが導入されると、G-SIIs全社はICSとHLAの合算を上回る資本の保有が求められます。ICS確定を2019年以降に延期した影響は、ICS確定までに策定する必要のあるHLAにもおよびます。これまでのところIAISはこの点についてのガイダンスは発表していません。



IAISはG-SIIsがもたらすシステム・リスクを懸念していますが、これは特に保険業務と金融セクター間のマクロ金融的なつながりが強くなっているためです。そのため、G-SIIsにNTNI業務の軽減または制限を義務付けることがIAISの大きな目的となっています。

HLAの資本要件は主にG-SIIsのNTNI業務を対象にしています。HLAの資本要件では、常に損害を補てんできるだけのコア資本が求められると見られています。

IAISは2014年9月、HLA開発の指針となる原則を公表しました（表9参照）。

表9：HLA原則

番号	HLA原則
1	結果が国／地域間で比較可能でなければならない。
2	HLAは、G-SIIの評価に用いられたドライバーを反映しなければならない。
3	HLAは、G-SIIの破綻や破産により金融システムに負荷をかける結果になる可能性があるコストを内在化させなければならない。
4	HLAは、さまざまな経済状況下において有効なものでなくてはならない。
5	HLAは、G-SIIsが継続企業であることを前提としている。
6	HLAの資本要件は、最も質の高い資本で充足されなければならない。
7	HLAの設計は、粒度と簡便さの間のバランスをとることによって、実用的かつ実務的に設計されなければならない。
8	HLAは、保険事業体と非保険事業体にとって整合性があり、適用可能なものでなくてはならない。
9	透明性の水準は、特に提供される最終的な結果と公表データの使用に関して、最適化されなければならない。
10	HLAは、フィールドテスト実施の過程でIAISが集めた経験やデータを踏まえて改善される。

出典：IAIS より高い損失吸収能力の原則、2014年9月22日

G-SIIsへの影響

- すべての資産は公正価値で評価し、保険負債は負債の現在推計で評価します。今のところ規制上も会計上も資産と負債の評価に用いる統一的な手法が無いため、一部のマーケットの保険会社は所定の要件に基づいて評価手法を開発しなくてはなりません。IFRSやグローバルな保険負債評価基準への流れを考えると、可能な限り一貫性のある評価方法を取り入れた方がよいでしょう。

- BCRの信頼水準の目標値はいまだ明確になっていませんが、VaR85～90%になると見られています。ほとんどのG-SIIsのグループ資本水準は、既にこの水準を上回っているので、G-SIIsにとって大きな懸念材料にはならないでしょう。これは2014年に実施されたフィールドテストで確認済です。
- IAISが実施したフィールドテストでは、参加したG-SIIsのうち8社が報告した適格資本量は平均してBCR案に対し

て427%に達し、コア適格資本量は平均して376%に達しました。フィールドテスト実施に任意参加した全34社の適格資本量は404%、コア適格資本量は355%に相当しました⁸。このことから、ほとんどの保険会社はBCRにより必要とされる資本水準を十分に満たしていることが分かります。しかし、(ICSとHLAの開発後に)信頼水準の目標値が引き上げられた場合、さまざまな国／地域間で政治的緊張が生じるかもしれません。

図9：資本チャージ割合



出典：IAIS グローバルにシステム上重要な保険会社の基本的資本要件、2014年10月23日

- 今後も依然としてBCRと各国／地域の要件の実際の適用はかなり不透明です。
- BCR開発では、簡便さと、国／地域間の比較可能性を維持するという目的のバランスに配慮して高度化が行われました。その結果、その簡便さゆえに、BCRは多様なリスク種類に対するリスク感応度が低く、資本水準を決定するための「リスクの水準」の基準となっています。

表10：BCRフレームワークで対象とされるリスク

資産リスク	✓
負債リスク	✓
オペレーション・リスク	✗
資産および負債のマッチング	✗
分散効果の考慮	✗
保険リスクや保険金リスク	✗
金利感応度や金利リスク	✗
流動性リスク	✗

8. IAIS グローバルにシステム上重要な保険会社の基本的資本要件、2014年10月23日

主要な規制当局 及びCROに聞く グローバルな動向についての 主な見解と見通し

今年のレポート「保険規制の進化」の一環として、KPMGは世界の主要な規制当局や保険会社のCROにインタビューを実施し、グローバルな資本基準の開発、保険契約者保護のレベル、グループレベルの監督や監督カレッジ、システム・リスクと再生・破綻処理計画、グローバル基準の将来、セクター横断的な規制要件の整合性について意見を聞きました。

主なインタビュー結果

保険業界関係者も規制当局も、保険業固有の要件の国際的な整合性や調和を一層図ることの重要性は認めていましたが、その実現可能性については懸念を表明していました。また、監督カレッジ、監督当局の継続的な協力と取組みについては引き続き強力な支持が集まり、今後はこれまで以上に監督業務を重視して欲しいというIAISへの要望がありました。

規制当局関係者は、ICSの導入に至るには、まだ多くの理解と、主にグローバル基準と地域の要件の共存方法についての監督当局と業界間の議論が必要であることを強く認識していました。ICSをさまざまな規制当局の大まかな行動範囲を示すフレームワークにすべきか、この新基準によって地域のソルベンシー要件の変更が必要になるかについてはもっと議論すべきであるという点では、全員の意見が一致しました。

保険業界からは、
次のような世界的
な保険グループの
代表者に話を聞き
ました。



Hugh Graham
Chief Risk Officer
AIA Group



Sue Kean
Group CRO
Old Mutual Group



Axel Lehmann
Group CRO
Zurich Insurance Group

CROの主な要望

- 現在開発段階にある新資本基準の今後の提案について、より多くの議論を行う
- 主に評価面で国際的会計基準との整合性を高める
- 新しいICSの保険契約者保護の適切なレベルなどに関して、より率直な対話と議論を行う

展望

インタビューでの主要な質問の1つは、ComFrameの「展望」がどうあるべきかでした。それは、ComFrameをバーゼル合意フレームワークと同様に機能させ、地域の既存要件を修正して新しい国際基準を導入するべきか、もしくは、ComFrameはハイレベルのフレームワークにし、国／地域で必ずしも既存のソルベンシー要件を変更せずに同様の成果が得られるように調整すべきかという質問でした。



Stan Talbi
Group CRO
MetLife

規制当局からは、
欧州側と米国側か
ら次の2人に意見
を求めました。



Gabriel Bernadino,
Chair, EIOPA



Kevin M. McCarty,
Insurance Commissioner,
State of Florida

CRO側からは、グローバルに適用できるICSの導入は有益であるとの声も出ており、アクセル・レーマン氏は以下のような利点を挙げています。

- 国／地域間の監督の分断を打開することができる。
- 特に会計基準との関連で整合性を高めることができる。
- 保険会社だけでなく、規制当局も共通言語を持つことができる。特に多くの利害関係者が同じことを述べているにもかかわらず、さまざまな用語を用いているようなケースには有益である。

ヒュー・グラハム氏(以下HG)は、「保険業界にとっては、最低資本基準を設定し、それとの対比で全社を評価するのが合理的でしょう。そうすることで公平な事業機会が促され、保険契約者にも一定レベルの保護が与えられ、ひいてはシステム・リスクを減らすことができるはずです」と述べています。

一方で「基準はあくまで物差しで、拘束力のある制約にすべきではありません。最終的には各々の規制当局が自分達の国／地域にあった基準を設定すべきです」と忠告しています。

スタン・タルビ氏(以下ST)は、多くの同僚の意見を反映して、「共通の国際的フレームワークを推進しようすれば、どこの監督当局も自分の意見は曲げず、口々に『自分のところの体制は絶対に変えない』と言い始め、ICSはもう1つの報告要件に変わってしまうだろう」と述べています。

アクセル・レーマン氏(以下AL)も同様の意見で、「保険資本基準は既存要件を上回るべきではありません。十分な柔軟性があり、移行計画も示した上で、地域で適用できるような一貫性のあるフレームワークにすべきであり、既存の要件に上乗せすべきではありません……実務的に言えば、物差しとしてのICSは導入するが、実際の規制要件としては、スイス・ソルベンシー・テストを利用するということです」と述べています。

スー・キーン氏(以下SK)は、グローバルな基準でどの程度の追加資本が求められるのか不透明であることを指摘しました。また、CRO側が抱くもう1つの大きな懸念として、「例えば会計数値やリスク管理の観点での数値など、数値がいくつもあって仕事が山積みになっていく状況など誰も望んでいません。こうした数値の違いが価格設定の課題を増やし、コストが積みあがるかもしれません」と述べています。さらに発展途上国への影響についてもいくつか懸念を示しました。

ケビン・マッカーティ氏(以下KM)は、ComFrameを巡ってかなりの混乱が生じていると認識しています。「BCRやICSを含めたComFrameほどの重要プロジェクトが、例えば比較可能性やグループといった重要なコンセプトや、基本原則の意味と目的が不明確であるという課題を抱えているのは残念です。賛同を得ようとするあまりComFrameが『八方美人』になっているように見えます。関係者が、不明確な部分について、それぞれが違った解釈をしてきたために、開発プロセスが必要以上に複雑になってしまったと思います。

私は当初から、ComFrameとその関連ツールや原則は、国際的にリスクを引き受けている複雑な金融機関にとって、監督の透明性や明瞭性を高めたフレームワークにするべきだと考えてきました。すべての保険会社に単一の規範的ソルベンシー制度を適用することなど想像もしていませんし、支持することもできません。そうではなく、監督当局やその他の利害関係者が、それぞれの国／地域における既存の、あるいは改良された要件に基づいて、保険会社のリスクを理解できるようなフレームワークであるべきです。改良が必要ならば、我々が(NAICで、およびFIOやFRBの同僚たちと共同で)行ってきたように、国／地域のフレームワークの枠内で行われるべきです」と述べています。

こういった見方は他のCROとも似ており、ALは「差し当たり重要なことは、評価基準や資本基準などに関して、各国共通の妥協案を見つけ、グローバルなフレームワークを前進させることでしょう。そのような成果は現状よりも望ましいはずです」と発言しています。

大方の見解とは対照的に、**ガブリエル・バーナディノ氏**(以下GB)の考えは非常に肯定的で、「最終的には、国際資本基準(ICS)を含めたComframeを、各国や地域の基準が遵守すべき国際的な最低基準とするべきです。また、共通の方法論で単一のICSを開発して、国／地域が違っても

保険業界にとっては、最低資本基準を設定し、それとの対比で全社を評価するのが合理的でしょう。そうすることで公平な事業機会が促され、保険契約者にも一定レベルの保護が与えられ、ひいてはシステム・リスクを減らすことができるはずです。

—AIAグループ
ヒュー・グラハム氏

実質的に同じ資本要件を達成できるようにすべきで、これにより規制上や資本の裁定行為を抑制して、国際的に活動する保険グループ (IAIGs) をより効果的に監督できるようになるでしょう。今後は、すべての国／地域がICSとのコンバージェンス達成のためにシステムの変更を受け入れるべきです。保険グループの規制には、単一のグループ資本制度だけを用いるべきです」と述べています。

保険契約者保護

長年にわたりIAISの明確な見解が示されなかつたため、ComFrameの資本要件の適切なレベルについて、そして保険契約者保護については、利害関係者間での議論が困難でした。

CRO側はキャリブレーション（較正）への大きな懸念を示しましたが、これは、さまざまな手法の不透明さ、補償制度（「あらゆるグローバルな議論の場で置き去りにされている最たるもののがコンダクトリスク」(SK)）と顧客本位原則 (Treating Customers Fairly, TCF) という課題、準備金施策、そして「秩序を維持しつつ保険会社を破綻処理する方法」(AL) などについてでした。また一部のCROからは、「キャリブレーション（較正）について意見を述べるのは時期尚早」であり、「会社そのものではなく業務を重視して追加資本を設定すべき」(ST) という考えも聞かれました。一方でHGは、「資本のさまざまなレベルについては賛否両論」あることを認識しています。ALの考えでは、「契約者保護を議論の中心にすべき」であり、「規制上の資本はどのような場合でも最低限にすべきで、投資適格のようなものが適切なレベルではないか」との考えを示しています。STはリスク面を指摘し、「正しくキャリブレーション（較正）できる会社が十分にないため、ICSは結局リスクチャージを引き上げるかもしれませんが、そうなるべきではありません」と述べています。規制側の意見として、KMは議論の的になる

可能性を認めた上で、「監督当局の主な役割は、許容できる範囲内で保険による補償が履行されることを保証することです。特定の保険会社に問題があった場合、契約書に記された保険による補償を受けるという不可侵の権利を守りながら問題の解決を図るために、米国保証基金ネットワークのような破綻処理のフレームワークが用意されていなくてはなりません。これが、機能別に区切られた規制フレームワークの枠内で活動しているソルベンシー規制当局間では共通の意見だと思います。その一方で、もし私が金融全体の規制当局者であれば、広い意味での金融安定のためには保険契約者がどの程度までリスクを負担するのが『許容可能』なのか、より強い確信が持てるかもしれません。リスクなどの程度は、その組織の構造や、特定の経済国／地域における役割に左右される問題だと思います。私は、ComFrameの枠内では、少なくとも現状と同程度の保険契約者保護重視を求めていくつもりです。」

GBは「リスクベースの健全性基準には、目標となる明確で透明性のある資本要件のキャリブレーション（較正）基準が必要です。また、その他のハイレベル要素もICS開発に適切に反映する必要があります。例えば、金融市場の情報と整合的なリスク感応度評価、トータル・バランスシート・アプローチ、リスク分散の明示的な認識、グループがさらされているすべての重要なリスクを資本要件に反映させること、高度化のレベルが違うものを利用することの容認（基礎的資本要件から内部モデルまで）などです。」

米国を含むグローバルな協力関係の構築

保険監督に国際標準がなく、多くの国／地域、特に米国が持つ既存の規制要件が強固であることは知られていたため、IAISによる国際的資本基準に向けた歩みが困難であったというのが一般的な見解です。HGはこうした見解に付け加えて、「単一の資本



監督当局の主な役割は、許容できる範囲内で保険による補償が履行されることを保証することです。//

—フロリダ州保険長官
ケビン・M・マッカーティ氏

ドッド・フランク法へのコリンズ修正条項が明確になった今、GAAPが利用されていなければ、連邦政府は各企業が使用している会計基準を受け入れなければなりません。これは、相互会社の場合、貯蓄や貸付の機能を有していることによって、その法定会計基準が連邦政府に規制されることを意味します。

—メットライフ
スタン・タルビ氏

基準は必要ないと考える規制当局もあるかもしれません。彼らは、法人レベルのソルベンシー監督が自分たちにとってはうまく機能していると考えているかもしれません」と述べています。

STは米国を関与させることから生じる複雑な課題を強調しています。「米国の法定会計かUS GAAPを基礎とした資本制度でなければ、米国は参加しないでしょう。しかし、米国の法定会計に基づいたシステムは諸外国の会社にとっては難しいため、US GAAPを基礎とするか、US GAAPに調整可能なシステムにすべきかもしれません。ドッド・フランク法へのコリンズ修正条項が明確になった今、GAAPが利用されていなければ、連邦政府は各企業が使用している会計基準を受け入れなければなりません。これは、相互会社の場合、貯蓄や貸付の機能を有していることによって、その法定会計基準が連邦政府に規制されることを意味します。」

CRO側はグローバルなフレームワークを確立する上でもう1つの課題についても強調しています。「基本となるバランスシートから違うのです。基礎となる会計基準がこれだけ違うのですから、コンバージェンスどころか混乱を招くだけです。基礎となる会計基準が類似していることが前提になっていますが、そこから違っているのです」(SK)。さらに「米国の会社は、ボラティリティがあることを理由に市場整合的なアプローチ、例えば市場価格によるアプローチなどを望んでいないのです。負債が相対的に非流動的で長期であればそのようなボラティリティを示しても意味がありません」(ST)。一方でALは、この課題に取り組む2つの方法を提案しています。「1つ目は、誰もが同じ立場に立って全体の議論に参加すること、2つ目は、歩みを止めず前進を続け、希望者には議論に参加させるということです。もしかすると進む方向や速度を変える必要もあるかもしれません。」

GBは地域間協力の重要性を強調しています。

「保険セクターにとってICS導入は必要であり、達成できると信じています。EUや米国のような成熟した市場だけでなく、アジア、中南米、アフリカなどの発展途上市場まで含む世界中のすべての国／地域が協力し、時間をかけて確実により良いコンバージェンスを達成するべきです。FSBが主張しているようにICS策定は金融安定のための基本目標です。」

また、GBは、EUと米国の監督当局が特別な努力を払っていることに言及しています。「EU-US保険プロジェクトが、保険規制と監督分野でのEUと米国間の相互理解を深め、相互協力を強化するために多大な貢献をしたことに触れたいと思います。このプロジェクトは具体的な成果や結果を出しており、時間をかけばコンバージェンスが可能であることを明示しています。」

KMは米国規制当局の視点を述べています。「標準的でグローバルなリスクベースの資本制度が確立できるかと聞かれれば、将来的にいつかは可能かもしれませんと答えます。しかし、そのような制度に対して米国が抱く健全な懐疑心は、既存の制度が正しく機能している他の国／地域の間では、概ね共通したものだと思います。つまり、グローバルな資本基準を適用することに対する統一的な要望がないと思うのです。目下のIAISの作業でどのようなものが出てくるか、それが我々の市場にどれだけ適合するか、またはどれだけ監督作業を改善できるのかを全員で見ていかないとならないでしょう。もう1つ付け加えれば、期待が大きすぎるよう思います。とはいえ、私は、NAICが信頼水準なども含めIAIGsに適用するグループ資本基準を検討し、地域間や異なる資本基準間の橋渡しを行うべきだと強調したい。州の規制当局は、連邦政府のさまざまなラインと緊密に連携して、米国のグループ資本フレームワークの開発を目指していることも付け加えさせてください。」

国内のシステム上重要な 保険会社の再生・破綻処理計画

FSBの「グローバルにシステム上重要な金融機関（G-SIFIs）の主要特性」によって、保険会社にも再生・破綻処理計画が必要であることが示され、「再生」要素の分析はやはり保険会社の標準的なリスク管理要件にすべきかどうかという問題が提起されました。

この件ではCRO側は一様に、「リスク管理の観点からすると、危機に陥った際の現金と資本面の選択肢を知っておくことは有益なので、どの会社も計画しておくべき」（ST）で、リバース・ストレステストなどの手法は有益であるという見解を示しています。中でも「保険会社の取締役は、自社をどう保護するか、最終的にはさまざまなストレス状況下で保険契約者に対する義務をいかに履行するかに大きな関心を持っています」（HG）。

しかし、多くのCROからは、「確かに、再生分析の要素は非常に有益に見えます。よくあることですが、会社側が抱いている懸念は、監督当局が誤用してしまう部分があるということです」（SK）との意見が出ています。ALは「実質より形式を重視すべきではありません」と注意を促して、「会社はRRPがなくとも常に破綻処理への道をみつけるものです」と強調しています。一方でSTは「こうしたRRPsはリスクを大局的に見るためというよりも、極めて法人固有のものである」と見えています。SKは、「1年以下のフレームワークに対応するリバース・ストレステストもあり、規制当局やバランスシートへの直接の影響を測るには都合がよいのですが、長期的に考える株主にとってはそうではありません。経営陣も適切な経営行動のために長い目を持つ必要があります」と述べています。STはまた、「保険会社の破綻処理は20年～40年と長期間かかることもあります。破綻処理要件には、この重要な事実を反映させなくてはなりません」と述べています。

KMも同様の見解を示しています。「システム・リスクの定義は、『経済的大混乱』を避けることだけを重視して狭義とすべきで、市場の混乱まで含めるべきではありません。大企業の破綻には監督当局の介入が必要かもしれません、それはシステム上のリスクがあることを意味しません。我々は破綻処理計画を求めるなどの規制コストを意識すべきです。これらのコストは最終的に保険契約者が負うことになるからです。」

GBは「主要特性は、規模の大きい保険グループ全体ではなく、特にG-SIIsを念頭においています。しかし、正式な再生・破綻処理計画には幅広く適用できる側面もあるのです。『再生』計画が優れたリスク管理の重要な要素であることに疑いはなく、この計画によってすべての保険会社は、ストレス状況下でどのような選択肢をとりうるのかをより明確に理解することができます。こうした行為に取り組む必要性や、どこまで精緻なものが期待されているかは、これまで通りバランス面から見るべきです。シンプルなビジネスモデルでは、複雑なビジネスモデルと同じ問題が生じることはありません。」

グループレベルの 監督とカレッジ

CRO側は監督カレッジのプロセスについては概ね好意的で「監督当局間で共通の見解を持つことは有益」（AL）、「参加数が多くれば多いほどよい」（HG）という意見が出ましたが、「国内にも見解に違いがある」（SK）という指摘もあるほど、良い経験を持つグループもそうでないグループもあることが分かりました。STは「監督当局がグループの全体的なリスクプロファイルと資本状況に満足できれば、法人間での資本の流用可能性をもっと認めたり、現状では移動が制限される場合がある、現地域で必要のない資本の自由な地域外への移動を認めたりするといいと思います」と述べています。





他のCROからは地域の監督当局とグループレベルの監督当局の違いを明確にする必要があるとの意見も出ました。「たとえばカレッジ内で監督当局にはどういった権限があるのか? 基本的にグループレベルの監督当局はグループを監督する責任と権限があり、その他の監督当局はそれぞれの地域の事業体を担当しています。その上でカレッジがどういう機能を果たし、どのように運営されるべきかをもっと明確にする必要があるのです。もちろん多国間覚書も必要です。今や多くの保険会社がカレッジに備えています。これにより保険会社は、カレッジ対応のためにより多くのシニアリソースを活用しなくてはならず、カレッジのための準備資料も増大しています。さらに地域の保険会社が複数の監督当局から情報を重複して求められることもあり、非効率的でコスト増につながります。全体的に言えば、監督カレッジには重要な役割があり、ComFrame適用や公平な事業機会のある市場に向かって進む上でも同じく重要ですが、資本だけを重視するのではなく、よりよい監督結果を得るために情報をどう活用すべきかを重視すべきです」(SK)。ALも同様に「監督当局が取り組むべきは、協力、信用、統合です」と述べています。

監督当局側からGBは、「ここ数年、監督カレッジは大きく前進し、世界中の監督当局が活発な情報交換をする欠かせない場となり、共通のリスク分析とリスク計測の実現に向かって進展しています。リスク、資本要件、資本リソースの共通言語を確立するICSの開発によって、カレッジはさらに前進するでしょう」と述べました。KMも「監督カレッジは、プロセスが発展して成熟するにつれ、実効性がより増しています」と、同様の考えを示しています。

コングロマリットレベルの監督

コングロマリットレベルの監督については、さまざまなセクターが協力して、資本要件やリスク要件に対して共通のアプローチを

適用することができるか、それとも、今後もそれぞれのセクターにおける要件を固持していくのかについて意見を聞きました。

予想通りCRO側からは次のような共通の意見が出ました。「金融サービスセクターは、それぞれ全く別のもの」(AL)、「リスクファクターがかなり違うので共通のアプローチを取り入れるべきではありません。銀行の満期変換機能は保険会社とは全く異なるし、保険会社には銀行と同様の流動性の問題はありません。ストレステストや広い意味での流動性まで含めれば、銀行と保険会社にもある程度の共通性はありますが、保険会社の負債プロファイルは保険契約者ごとに全く異なります。そのため、アプローチに多少の共通点を持つことは広くは意味がありますが、資本へのアプローチは一本化すべきではありません」(ST)。

同調する意見はHGからも聞かれました。「市場や事業を問わず適用できる、万国共通の特効薬のような何らかの形のエコノミック・キャピタル・モデルを見てみたいという強い気持ちはありますが、そのようなモデルは複雑で変更される可能性があり、必ずしも事業と関連あるすべてのリスクと潜在的利益を捉えることはできません。コングロマリットをリスク評価する場合には、特にさまざまな種類の金融サービスのリスクプロファイルを考慮する必要があります。例えば、銀行と保険会社の流動性リスクは全く異なり、銀行のバランスシートでは流動性を相当確保する必要がありますが、保険会社はより大きな流動性リスクをとることができます。単一のモデルでこのような違いを十分に反映できるでしょうか?」

SKも次のような見解を示しています。「いくつかのセクターには、統一したグループレベルのコングロマリット・アプローチではなく、サブカレッジやサブグループを用いたアプローチの方が良いのかもしれません。地域の監督当局がグループレベルのORSAを望んでいるのは知っていますが、銀行業への影響には疑う余地があると思います。

全体的に言えば、監督カレッジには重要な役割があり、ComFrame適用や公平な事業機会のある市場に向かって進む上でも同じく重要ですが、資本だけを重視するのではなく、よりよい監督結果を得るために、情報をどう活用すべきかを重視すべきです。

—オールド・ミューチュアル・グループ
スー・キーン氏

例えば銀行業と保険業では基礎となる会計基準がまったく異なり、資本へのアプローチや、基礎となる資産評価基準も両セクターで違います。少し説明を補足すると、銀行の不良債権と減損の会計では、毎年、貸倒引当金を決めるにあたり、考慮できる将来期間に制限がありますが、保険会社の会計には、しばらく前から責任準備金積立に関する概念があり、最終的に発生することが予想される負債は技術的準備金に含めなくてはなりません。ですから、信用リスクについては、会計の仕組みが違うなら、資本へのアプローチを保険会社と銀行で変える必要があると思います。また、結局のところ、今後生じるであろう混乱を考えると、最終的にどの程度の価値があるのだろうという疑問を持っています。他業種のことを理解することは有益かもしれません、セクター横断的な共通の資本基準の確立は難しいでしょう。しかも、実際のところ、最近では総合的なコングロマリットのままでいる組織は多くありません。」

ALも同調して次のように発言しています。「何もかも1つにまとめようという時代は終わりました。セクターを超えて利用されているソブリンリスクウェイトのように多少の共通テーマを持つことはできるでしょうが、向き不向きがあるのです。共通のテーマと言っても、規制上の扱いが整合的で、共通したアプローチがなくてはなりません。たとえば株式リスクウェイトに関して、株式はセクターを問わず同様に取り扱わなくてはなりません。同じように信頼区間もセクターを横断して調和させることができるかもしれません、必ずしもこれらのフレームワークが統合できるわけではありません。」

GBは規制側の意見を紹介し次のように述べています。「さまざまな金融セクターの監督アプローチをコンバージェンスするという考えはとても魅力的ですし、類似のリスクをより整合的に取り扱う傾向は明確です。こうしたことで規制当局間の相互理解が進み、コングロマリット監督の簡素化に

つながります。さらに、類似のリスクが同じように取り扱われるということを確実にすることで、市場参加者による資本の裁定取引へのインセンティブを抑制し、リスクの取扱いが寛大なセクターへのリスク集中に歯止めをかけることができます。

しかし、私は、こうしたコンバージェンスは、ビジネスモデルの特異性を正しく認識できる程度でとどめておくべきと考えています。実際に、保険業とその固有のリスクが持つ特異性のために、銀行の考え方で設計した資本フレームワークを適用しても意味のある結果を出すことは非常に困難です。銀行セクターにも同じことが言えます。潜在的な魅力はありますが、すべての金融セクターに単一の基準を適用するという考え方から離れるべきです。どのセクターにも次善の結果しかもたらさないからです。」

保険のビジネスモデルは、その特異性ゆえに銀行のビジネスモデルと全く違います。資本フレームワークはこの特異性を正しく反映すべきです。また、大部分の保険取引は非常に長期間にわたるという特徴に適切に対応し、保険の基本要素と言える適切なリスク管理への正しいインセンティブを与えるべきです。」

KMも同様の意見を述べています。「考えの上では手法や取組みの面でコンバージェンスが進むかもしれません、共通の資本およびリスク要件については、当然セクター間で必ず何らかの違いが生じると思います。リスクが絶対的なものであるという考えは短絡的であり、ポートフォリオという観点からリスクを見るべきだと思うからです。あるポートフォリオ内では著しく不適切で損害が生じるリスクでも、他のポートフォリオには実際適合するかもしれません。大まかに言えば、無担保コール取引は、多くの銀行にとって適切な取引であり、適切な資本チャージがありますが、生命保険や年金を扱う会社にとっては全く不向きかもしれません。リスクの評価結果や、ストレス状況下での企業の遂行能力に比較可能性を求める必要があり

潜在的な魅力はありますが、すべての金融セクターに単一の基準を適用するという考え方から離れるべきです。どのセクターにも次善の結果しかもたらさないからです。」

—EIOPA議長
ガブリエル・バーナディノ氏



確かに重要事項ではありますが、資本のことばかり討論すべきではありません。資本は破綻した際に誰にも損害が及ばないよう保護を与えるものです。私は、そもそも破綻しないように念を入れたいと考えています。

—AIAグループ
ヒュー・グラハム氏

ます。リスクに関する共通理解が得られれば、大きな発展を遂げることができるでしょう。」

IAISの動向と保険監督の未来

最後にKPMGは、IAISが保険に関するグローバル基準の設定主体として発足してから21年目に入るにあたり、保険監督に期待する、または必要だと思う変化について質問し、さまざまな見解を得ることができました。

HGは注目すべきと考える3つの領域を挙げました。

1. 業界全体の共通基準とベストプラクティスの促進を続けること。少なくともComFrameについては、さまざまな参加者を加えて全体的な討論をし、それぞれの経験を集積するべきです。

2. 確かに重要事項ではありますが、資本のことばかり討論すべきではありません。資本は破綻した際に、誰にも損害が及ばないよう保護を与えるものです。私は、そもそも破綻しないように念を入れたいと考えているので、規制当局や他の業界の参加者と考えを共有する機会を歓迎します。IAISはそのための有益なフォーラムです。

3. 同様に、IAISには業界と社会におけるIAISの役割について、幅広い議論を推し進めて欲しいと思います。特に、保障性商品や貯蓄性商品という形でセーフティーネットを提供し、これらの商品の保険料を自国の発展に投資するという道徳的部分を保険契約者保護についての幅広い議論に含めるべきです。IAISには、規制当局が監督者としてだけでなくパートナーとしても発展できるよう働きかける力がある、それは事実上の第2ラインのようなものだと思います。」

STをはじめとする他のCROは、「IAISは、もっと基準設定主体としての機能を高め、受け入れ可能な基準がどうあるべきかに関するガイダンスを規制当局に提示するべきです。一部の保険グループ持株会社や規制対象外業務にとって、特に米国のようにグループレベルの監督機関を持ってい

ない多くの国においては、何らかのギャップがあるように思います。そこにIAISのすべきことがあると思うのです」という見解を示しています。

SKは「保険基本原則には、規制当局の設立、政治不介入、職業上の守秘義務のように、行為規制や健全性規制をカバーするのに必要な基本要素がいくつかあり、非常に有益です。保険基本原則は、これまで大きな貢献をしてきましたが、必ずしも達成できそうにないことに過度に集中しすぎるなど、少し方向性を見失っているように思います。また、IAISでは物事を合意で決めるのになかなか最終決定に至ることができません。しかし、IMFが金融セクター評価プログラムの下でICPs要件とその分析を実施しているため、小規模な国にとってはIAISフレームワークの多くが有益でしょう。しかしICSが概念モデルになるのかバーゼルフレームワークのようになるのかという疑問は解消されています」と述べています。

ALの見解は以下のとおりです。「世界金融危機とシステムック・リスクに関する議論全体から、IAISには他の機関ほどの影響力がないかもしれないということが見えています。我々には保険業界や業界が直面している本当の課題について説得力のある説明ができる能力が必要であり、中央銀行や政治家とわたり合う上で、説得力ある対話をを行い、注目度を上げていくことが求められています。さらに資本基準や規制要件など規制面での高度化やコンバージェンスが続いており、監督と規制の議題には大きな注目が集まっています。しかし、政治的圧力に起因するにしろ、セクターの行為基準に対応するためにしろ、銀行での決め事があまりに多く保険に転用されすぎていると思います。保険セクターの目的は契約者保護であるため、保険規制ではこの点を重視すべきです。

顧客重視は良いことですが、例えば行為規制当局がそれを1つの課題としてとらえているという状態自体は少々興味深い点です。競争

があるべきことに疑いはありません。しかし組織の行動すべてを規制当局が細かく見るべきでしょうか？それは経営者や取締役の仕事ではないでしょうか？このように明確になっていない役割や責任がありますが、監督当局は焦点を資本と流動性管理にしっかり向けておくべきです。」

規制側の意見として、GBは次のように述べています。「今後IAISが真の国際基準設定主体として発展していくことを望んでいます。保険の国際基準がIAISレベルで開発されることが重要です。IAISは実際に意欲的な確約をしたので、当然その実現のために組織面でもガバナンス面でも多くの努力が必要になります。グローバル化が進む市場に適応するために、今後の保険監督には絶え

ず課題がつきまとうことでしょう。それだけでなく、保険規制と保険監督は、低金利環境、金融サービスのデジタル化、サイバー攻撃などの新たな脅威に影響されて今後10年間で起こりうる保険のビジネスモデルの根本的変化への対応を迫られるでしょう。」

KMはこう付け加えています。「将来的にIAISが基準設定主体としての役割を継続するだけでなく、保険監督機関に対する支援機関へと発展していくことを望んでいます。それは、国／地域の求めに応じてベストプラクティスを導入するのを助ける場合であれ、メンバーの監督当局が会計や規制を理解できるよう技術的な手助けをする情報交換の場として機能する場合であれ、ケースを問いません。」

■■■ インタビューから業界関係者と規制当局の両方が、保険業固有の要件の国際的な整合性を高め、調和を進めることの価値を認めていることが分かりました。同様に、監督カレッジの継続と、監督当局間の継続的な相互協力に強力な支持が集まっていました。概してカレッジプロセス自体は、時間をかけて規制上の実務をコンバージェンスさせる方向に向かうべきという点で意見が一致していました。■■■

KPMGの見解

インタビューから業界関係者と規制当局の両方が、保険業固有の要件の国際的な整合性を高め、調和を進めることの価値を認めていることが分かりました。同様に、監督カレッジの継続と、監督当局間の継続的な相互協力に強力な支持が集まっていました。全体として、カレッジプロセス自体は、時間をかけて規制上の実務をコンバージェンスさせる方向に向かうべきという点で意見が一致していました。

そのような意見にもかかわらず、コンバージェンスは実際に達成できるのか、特に新しいグローバル基準と地域の法律との関係がどうなるのかという点に懸念の声が上がっていました。また、実効性があるグローバルなフレームワークの前提条件として、保険商品、エクスポージャー、保険とその他の金融セクターの区分けにおける地域間の違いを理解することが必要であるとの考えが示されていました。現在のICSコンサルテーション・ペーパーでも、この点については明確に対処はされていませんが、討論にさらに時間をかけることになったので、インタビューで挙げられたいいくつかの懸念事項は解消されるかもしれません。

しかしながら、特にIAISが、規制当局から導入の合意確約を取り付ける前に、フレームワーク開発を開始したことを考慮すれば、これらの課題をとりまく不確実性が残されたままであるのは、よいことではありません。加えて、保険契約者保護の適切なレベルについてもまだ合意を得ていません。こうした状況は、実際に規制の重複や矛盾を生む可能性が高く、ICSを導入することで要件の整合性を高め調和を図るという重要な目的と期待した利益に逆行してしまうように思います。

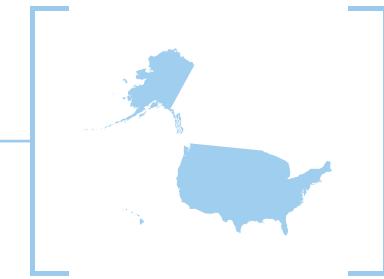
米州地域 の 規制動向

米州における変化は北米と南米で異なりますが、両大陸ともにグループレベルの監督の強化、規制におけるリスク重視のアプローチ、契約者保護の拡大に動いています。



北米

米国



米国の規制制度は、連邦および州の規制機関の役割が異なることから、世界的にも特異なものであり、これが法規制プロセスに課題をもたらす可能性があります。

州の保険規制当局が保険監督に対して一義的な責任を持ちますが、その取組みは全米保険監督官協会 (NAIC) により調整されています。NAICはモデル法の改正により保険規制要件の変更を指示しますが、さまざまな州にこれらの改正を直接求める権限はありません。しかし、認証制度（それに基づき各州は5年ごとにモデル法の適用と実施に関する全面的に評価される）は、NAICモデル法の制定のための強力なインセンティブになります。

連邦保険局 (FIO) は米国財務省内に設置され、保険に関する国際的な問題である健全性の側面に関して米国を代表することを含め、保険セクターのすべての側面を監視する権限を有します。FIOは重要な国内外の保険の問題について提言を行う一方、監督する役割は負いません。監督は州規制当局に任せられています。

連邦準備制度理事会 (FRB) は、システム上重要であると指定されるノンバンク金融機関（現在はAIG、プルデンシャル・ファイナンシャル、メットライフ）および連邦認可貯蓄金融機関を運営する保険持株会社の監督業務を統合しました。FRBの監督下に

ある保険グループは、米国保険業界における資産の約3分の1に及びます。

ICPの遵守

2015年4月のFSAP報告書は、優先課題の設定におけるFIOの役割と保険へのFRBの役割拡大を含め、2010年のFSAPからは、著しく改善していると述べています。しかし同時に、生命保険の評価基準、グループ資本基準、ガバナンス、リスク管理、市場行為、仲介業者の監督に関してはさらなる取組みが必要であるとも述べています。

統一されたレベルの高い規制へのコンバージェンスと包括的な市場監視を達成するため、当報告書はFIOの役割強化を提言しています。

統一されたレベルの高い規制へのコンバージェンスと包括的な市場監視を達成するため、2015年4月のFSAP報告書はFIOの役割強化を提言しています。

健全性に関する動向：

全米保険監督官協会 (NAIC)

保険持株会社とグループに対して、より包括的な監督を実施するため、この1年でNAICは多くの変革に取り組みました。これらの改革の要点は以下のとおりです。

グループレベルの監督

2010年にNAICは、投資、購入、保証、マネジメント契約と配当金を含め、保険グループに対して追加的な報告を求めた持株会社規制に関するモデル法の改正を採択しました。



モデル法に対する最近の改正は、グループレベルの監督者としての権限を監督官に付与することにも及び、以下を含む改正を伴います。

- IAIGに対するグループレベルの監督者の選任の明確化。これは、グループ内の最も規模が大きい保険会社の所在地、執行部の場所、グループレベルの監督者の役割を担う他の監督者の有無等の項目に関するものです。
- グループレベルで遂行されるべき特定の任務。統合的リスクの評価、ガバナンス、資本と関連会社間取引に関する情報の要請、他の規制当局とのコミュニケーションと調整が含まれます。

コーポレートガバナンス

2014年、NAICは2010年のFSAP報告書およびFIOの近代化報告書で提起された問題に対処するため、コーポレートガバナンスの年次開示に関するモデル法を採択しました。この法律は、コーポレートガバナンスの実施状況を、その主たる州規制当局に開示することを保険会社に要求するものです。開示で最低限言及する必要があるのは、保険会社のコーポレートガバナンスのフレームワークと構造、取締役会と重要な委員会の方針と運営、経営上層部の方針と運営、そして、重要なリスク領域の監視についてです。最初の年次開示は2016年6月1日

までに行う必要があります。

NAICは、ICP8の要件に従い、大手保険会社（年間引受保険料5億米ドル超）に対して内部監査機能に関する要件を織り込むため、年次財務報告に対するモデル規制の改正も採択しました。内部監査機能は経営から組織的に独立しており、毎年監査委員会に報告する必要があります。

統合的リスク管理

この2年間、NAICはモデル法を採用している州の3分の1超の州でリスクとソルベンシーの自己評価（ORSA）の諸要件のテストを実施してきました。ORSA要件は、元受と受再による年間引受保険料が5億米ドルを超える米国保険会社各社、および／または、元受および受再による年間引受保険料がグループとして10億米ドルを超える保険グループに適用されます。最初の報告は2015年中に行う必要があります。NAICは保険会社と保険グループにORSA報告書を作成する際のガイダンスを提供するため、ORSAガイダンス・マニュアルも策定しました。

ORSAには2つの主たる目的があります。すべての保険会社において効果的な水準のERMを促進することと、リスクと資本に関して、既存の法人レベルの考え方を補うものとして、グループレベルの視点を示すことです。保険会社には次のことが期待されています。

- ・リスク管理のフレームワークと、現在および推計された予想将来ソルベンシー水準の適切性を評価するため定期的に(年1回以上) ORSAを実施する。
- ・社内でこうした評価のプロセスと結果を文書化する。
- ・その保険会社が保険グループの一員である場合には、社外秘であるハイレベルなORSA概要年次報告書を主たる州監督官に提出し、請求があれば、同グループが営業を行う所在地の州規制当局に対しても提出する。

企業がその統合的リスクを特定し、報告するため、新しい統合的リスク報告書(様式F)が導入されました。これらのモデル法の改正は50州の約半分で採択されています。

グループ資本

グループ資本要件は、おそらく米国の規制制度にとって最も対処が困難な課題です。NAIC、FIOとFRBは、IAISが設定したICS基準を満たすために、グループ資本に関する提案を検討してきました。FRBは、連結資本要件の基礎として究極的な基準を利用できるようになります。

NAICは米国の資本基準に関する原則を採択しましたが、そこには以下の内容が含まれます。

- ・米国グループ資本提案(GCP)の主要目的は、保険契約者の保護である。IAIGsが十分な資本を有することが、金融の安定という目的に寄与する。
- ・GCPは、国／地域間およびIAIGs間ににおける結果の比較可能性を意図したものであり、これは国境を越えた監督の協力と連携の強化を可能にするものである。
- ・GCPは、保険グループレベルで適用される連結グループベースの基準であり、リスクベースの資本充実度の指標を提供

- する。統合レベルは、通常、保険会社のすぐ上の金融持株会社のレベルである。
- ・GCPは、周知の重大なリスクをすべて反映する。
- ・GCPは、景気循環に連動する部分を最小化することを意図している。
- ・GCPは、リスク感応度と簡易性との適切なバランスを反映する。
- ・GCPは、規制資本の計算のための適切な目標値基準を反映する。
- ・GCPは、国／地域の会計要件(例えば、GAAP、IFRSまたは他の包括的会計基準)を尊重する。

すべての当事者は、米国のグループ資本要件はUS GAAP(または、GAAP報告書を提出していない場合は法定会計)に準拠したものでなければならないと、とりわけ強硬に主張してきました。US GAAPは、ICSコンサルテーション・ペーパーで説明されたIAISが提唱する市場調整後評価アプローチと整合性がありません。その結果、IAISは両方の選択肢のフィールドテストを行っています。

現在NAICは、グループ資本要件設定のため、キャッシュフロー・ストレステストを用いるものと、現行のリスクベース資本(RBC)システムの高度化という2つの選択肢を検討しています。提案された「RBCプラス」システムは、現行のUS GAAPによる評価基準を維持しており、合算よりはむしろ連結のアプローチを使用し、現行の区分を維持しています。このファクターベースの方法論は、証明可能かつ監査可能な情報に適しています。キャッシュフローを利用するアプローチは、資産充実度テストの一般的な方法論に沿ったものです。ここでは規制当局が承認した内部モデルが使用され、ORSAに示されるリスクがすべて含まれます。NAICはこの2つのアプローチの組合わせも検討しており、これは複合型アプローチと呼ばれます。

 グループ資本要件は、おそらく米国の規制制度にとって最も対処が困難な課題です。

NAIC、FIOとFRBは、IAISが設定したICS基準を満たすために、グループ資本に関する提案を検討してきました。FRBは、連結資本要件の基礎として究極的な基準を利用できるようになります。



生命保険のための 原則主義的責任準備金評価 (PBR)

NAICは、責任準備金の計算を保険会社の内部リスクモデルに依拠した、生命保険のための新しい原則主義的責任準備金評価 (PBR) システムの採用を引き続き推進しています。PBRを導入するためには、NAICが2009年に承認した標準的評価に関するモデル法とNAIC標準不没収法の2012年改正法を州議会が採択する必要があります。PBRが運用可能になるのは、それが米国最低42の州／地域で採択され、米国の生命保険料合計の75%を占める場合のみです。現在までに20の州が原則主義的責任準備金評価を立法化しています。

再保険改革

ここ数年来、非米国系再保険会社は、米国における担保要件の緩和または撤廃、州ごとの認可プロセスの簡素化を要求していました。2011年にNAICは再保険の担保に関するモデル法を改正し、それを再保険の信用状況に関するモデル法と名称を変更しました。その翌年、再保険タスクフォースは、適格な国／地域を評価するプロセスの開発を課されました。適格な国／地域のリストの作成と維持のプロセスは、2014年8月に採用されました。適格な国／地域の再保険会社がいったん主要な州で認可を受ければ、担保要件が緩和される対象となり、また米国の州間を行き来するオプションも有します。現在、州の約半分が改正モデル法を採択しているのに加え、NAICが認定に必要な改革の実施を検討しており、より多くの州がこれに従う可能性があります。

現在、適格な国／地域は7つあり（バミューダ、フランス、ドイツ、アイルランド、日本、スイス、英国）、NAICは再保険会社の認可のための共通の申請プロセスを採択しました。

一方、FIOは、モデル法の適用が構造的に調和されていなかったり、導入の程度に濃淡があったりした点に言及しており、再保険の担保に関するモデル法は、リスクベースの経験に基づく要素よりはむしろ信用格付機関による再保険会社の信用評価に強く依存します。このためFIOは、担保の問題に対処するため、引き続き連邦全体の合意（以下を参照）を求めていました。

健全性に関する動向：連邦保険局

2014年を通じて、FIOは2013年報告書「米国における保険規制システムの近代化と改善の方法」における提言への対応を続けました。

ドッド・フランク法は、財務長官が米国通商代表部 (USTR) と共同で、単一または複数の外国政府、当局または規制団体と交渉して、「保険または再保険事業に関する健全性の取組み」に関して「多国間合意」を締結することを認めています。

FIOにとっての最優先課題の1つは、米国と欧州の間で保険規制に関する相互理解を高めるためにFIOが2011年に組成したEU・米国間プロジェクトでした。2014年7月、EU・米国間プロジェクトは2012年提言を更新しており、担保改革、グループレベルの監督、職業上の守秘義務の領域において国／地域間の幅広い多国間合意を要求しています。これらの3つの領域は、米国にとってソルベンシーIIに基づく欧州同等性評価の決定にきわめて重大です。FIOと欧州委員会の双方が、合意に関して2015年5月の交渉開始を予想していることを示唆しています。

一方、FIOは他の領域においても検討を進めており、2014年には以下を実施しました。

- 2015年1月に承認されたテロリスク保険法 (TRIA) の改正および国家洪水保険プログラムの推進継続。

- 2013年全米登録エージェント・ブローカー協会改革法 (NARABII) の採択の支援。FIOは、生命保険の販売や、生命保険の代理店とブローカーの数を監視しようとしています。これは、政策当局が代理店認可制を推進し、生命保険や年金商品により退職後所得保障にアクセスするには、NARABIIを越えた取組みを何らか検討する必要があるのか否かを確認するために行われます。
- キャプティブ再保険会社へのリスク移転のため、統一的な透明性の高いソルベンシー監視制度を開発するよう、州への働きかけを継続。
- 契約者保護問題への取組みの継続。例えば、保険へのアクセスと手頃な価格、未請求の生命保険、年金の適切性、軍人のための自動車保険の乗換のしやすさ等。
- 販売人認可法の統一の促進。
- 保険におけるサイバー・リスク問題の調査。

健全性に関する動向： 米連邦準備理事会

FRBは2014年にメンバーとしてIAISに加わり、資本開発を含め、いくつかの重要な委員会に参加しています。

米国のシステム上重要と指定された保険会社の監視に責任を負うFRBは、複数の規制カレッジの議長を務めるポジションにあり、自己の監督フレームワークを自己の監視下にあるグループの特定のビジネスラインとリスクプロファイルに合うように調整することを確約しています。これまでの取組みは、企業のリスクの特定、測定、管理、内部統制、コーポレートガバナンスの強化に重点が置かれています。

2014年後半に行われたストレステストに続き、現在FRBはノンバンクのシステム上重要な金融機関 (SIFIs) 向けの資本基準を開発中です。2014年保険資本基準明確化法は、FRBが保険グループを監視する際に法定会計における会計原則が使われる可能性があることを明記しました。現在FRBには銀行資本基準の枠を越えて行動する自由があり、上記のとおりNAICおよびFIOと共に米国の大規模な保険会社に対するグループ資本要件の検討を行っています。

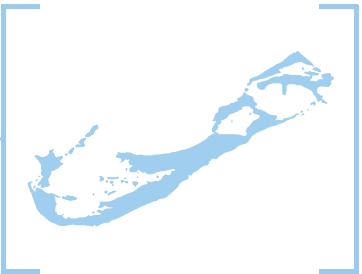
行為規制と契約者保護

米国におけるコンダクトリスクの問題は、州レベルでも規制されています。NAICにより採用されたコンダクトリスクに関するモデル法があるにもかかわらず、コンダクトリスクの領域では健全性監督ほど統一のとれたものにはなっていません。FIOは「今後の方針」報告書において、契約者保護と市場行為に関して多くの行動領域を特定し、これらの懸念に対処する最善の方法を検討するようNAICに要請しました。これを受けてNAICは、市場行為に関する苦情情報の全米データベースを開発し、市場行為の検査プロセスを改善しています。NAICは、その認定プロセスに市場行為を含めることも検討しています。

 NAICの市場行為検査規格基準作業部会は、健康保険改革関連の市場行為検査基準として、過剰な除外期間の禁止に関するものと、重要な健康保険に関するものも採用しました。NAICは、連邦法である医療費負担適正化法 (ACA) における医療保険改革のための市場行為検査基準も、間もなく採用します。

NAICの市場行為検査基準作業部会は、健康保険改革関連の市場行為検査基準として、過剰な除外期間の禁止に関するものと、重要な健康保険に関するものも採用しました。NAICは、連邦法である医療費負担適正化法 (ACA) における医療保険改革のための市場行為検査基準も、間もなく採用します。

• バミューダ



現在の規制は、第三者へのエクスポートが顕著な企業に対するリスクベース資本の指標と透明性の高い財務報告要件、そして現在BMAが認可したすべての保険会社を対象にガバナンスとリスク管理原則を定めた「行動規範」で構成されています。//

バミューダ市場の規制と成長における最近の国際的な進展は、バミューダ金融庁 (BMA)による規制制度の強化につながりました。これは保険センターとしてのバミューダの公益と評判の両方を守るためのものです。現在の規制は、第三者へのエクスポートが顕著な企業に対するリスクベース資本の指標と透明性の高い財務報告要件、そして現在BMAが認可したすべての保険会社を対象にガバナンスとリスク管理原則を定めた「行動規範」で構成されています。

ICPの遵守と ソルベンシーIIの同等性

BMAは、IAISの改正基本原則を織り込みつつ、より危険度が高いリスクプロファイルを持つ会社に対する監視強化を可能とする、リスクベースのアプローチを採用しています。

2014年12月19日、EIOPAは、コンサルテーション・ペーパー EIOPA-CP-14/042 「ソルベンシーII指令第172条、第227条および第260条に関する、バミューダの監督システムに関する同等性評価」を公表しました。この報告書は、2011年に公表された報告書のアップデート版でした。EIOPAの最終報告は3月10日に公表され、同等性に関する決定は現在欧州委員会に託されています。同等性に対する背景は、本レポートの欧洲セクションで示されています。

これらの条項に関して、EIOPAはバミューダの監督システムがクラス3A、3B、4、C、DとEの保険会社全體において概ね同等で

あるという結論を出しましたが、各条項に関して一連の注意事項が付記されていました。この注意事項はその程度や性質がさまざまですが、クラス3Bと4が完全な同等性に最も近いと評価しています。BMAは追加的なコンサルテーション・ペーパーの公表によりこれらの注意事項に対処しており、エコノミック・バランスシート (EBS) の変更が最も重要なものになる可能性があります。

健全性に関する動向

2014年12月にBMAは、そのEBSフレームワークを概説したコンサルテーション・ペーパーを公表しました。これは補足ガイドラインを伴う原則主義的アプローチです。本レポートでなされる提案は、バミューダの民間保険会社および保険グループまたはBMAがグループレベルの監督者であるバミューダのグループに適用されます。

BMAは、資本およびソルベンシー・リターン (C&SR) の一部としてEBSフレームワークを位置付けることを提案しており、これにより保険会社の強化された資本要件 (ECR) の基礎が形成されるでしょう。BMAが財務報告に関する法令上の基礎を変更するまでは、保険会社は依然として1978年保険法に基づき現在要求されている法定財務諸表を提出する必要があるでしょう。

BMAは、影響を受ける保険会社と保険グループに対するソルベンシー要件を定めた健全性基準の修正も行います。C&SRには、以前諮詢されたEBS原則を使用して評価された構成要素から成るバランスシートを含むEBS附属明細表が新たに含まれます。



現在の法定バランスシートを参照したC&SRの既存の附属明細表の多くは、EBS附属明細表を参照するように調整されます。

最終的なルールは、保険グループ、クラス4と3Bの保険会社に対して2016年1月1日に施行されるように作成されます。その一方でクラス3Aの保険会社に対しては、このルールは2017年1月1日に施行される予定です。ただし、BMAはこの施行日を2016年1月1日に早めることを提案しています。

クラスC、D、Eの生命保険会社も、通常の法定報告とともに、2015年12月31日を期末日とする報告期間に関するEBSの決算報告を2016年に提出する予定です。ここには現行の評価原則による保険技術的

準備金が含まれなければなりません。さらに、EBS原則による保険技術的準備金の評価は、2016年は任意ベースの補足情報として提出されるべきものですが、2017年と2018年は提出が義務となります。

行為規制と契約者保護

行動規範の一部として、BMAは国内の個人向け保険会社に自己の市場行為ガイドラインを確実に遵守する手続を確立し維持することを求めています。これには、契約締結の前後において保険契約者保護を意図して設けられた開示要件とともに、取締役会が承認した保険契約者の取扱いに関する方針表明が含まれます。

❖ カナダ



カナダは、2014年にORSAの諸要件が施行されたと同時に導入した最初の国の1つで、最初の報告書の期日は2014年末です。資本とリスクの重要なリスク指標の四半期報告は2015年から開始されます。//

カナダの生命保険業界は、以前外資系保険会社が保有していたカナダ事業が国内プレーヤーに売却されたことで、外資系保険会社のビジネスは縮小しており、少数の主要国内企業により支配されています。生命保険に関しては統合がほぼ完了した一方で、集約が進んでおらず、さらなる企業合併・買収取引の大きな機会が依然として存在するのが損害保険です。

カナダの保険規制当局は、国内の規制慣行を引き続き強化し、ICPsに一層近づけようとしています。大手保険会社の多くが、金融機関監督庁(OSFI)による連邦レベルのソルベンシー規制に従っている一方、多くの中小保険会社は州ごとに規制されており、州の規制当局もICPsとの整合性を高めつつあります。例えば、アルバータ州とブリティッシュ・コロンビア州は、実質的にOSFIと同じ規制要件を採用しています。市場行為に関する事項は各州により規制されており、この領域でもICPsとの整合性がいっそう高まる傾向にあります。

ICPの遵守

IMFは、2014年2月にFSAP評価報告書を公表しました。全体としては、堅牢な健全性監督に裏付けられて、OSFIは高い水準でICPsを遵守していると評価されています。エグゼクティブ・サマリーに記載されている主な動向は、健全性と市場行為の要件を含め、グループ全体を監督するより一貫した制度を導入する範囲に関連したものでした。今後に向けてIMFが提言した点は、OSFIが持株会社レベルで監督措置を講じ、グループ

レベルでさらに広範な開示を保険会社に要請することができるようOSFIの権限を強化することでした。

健全性に関する動向

OSFIはORSA要件導入などの方法を通じて、引き続き最低資本制度を改善し、高度なリスク管理実務の普及を推進しています。主な動向には以下のものがあります。

- **規制リスク管理:**

2014年11月にOSFIは、従来のガイドライン「法規制によるコンプライアンス管理」に取って代わる改正ガイドラインE-13号「規制上のコンプライアンス管理」を公表しました。新しいガイドラインは、規制上のリスク管理を統制するための全社的なフレームワークを要求しています。

- **導入されたORSA要件:**

カナダは、2014年にORSAの諸要件が施行されたと同時に導入した最初の国の1つで、最初の報告書の期日は2014年末



です。資本とリスクの重要なリスク指標の四半期報告は2015年から開始されます。

● カナダの規制上の資本の要件：

資本の標準モデルは、業界内の活発な協議とフィールドテストにより進化を続けています。このプロセスにより、オペレーション・リスクに関する特定の資本指標や分散効果によるリスク軽減効果の反映など、単純なキャリブレーション（較正）というレベルにとどまらない変更がなされています。しかし、規制当局による内部資本モデルの受け入れは、段階的なものとなる可能性が高いと思われます。

行為規制と契約者保護

カナダの保険会社は、近年多くの他国／地域で頻発した契約者からの深刻な苦情や「信用の損失」に直面することはありませんでした。しかし、コーポレートガバナンス、リスク管理、資本規制に関して、ICPsにより引き起こされた国際基準の開発の影響を受け続けています。

保険会社の行為規制と仲介業者の利用に関連したICPsは、行為規制にも影響を及ぼしています。州の金融サービス規制当局は、保険会社による市場行為に責任があり、顧客本位原則（TCF）や顧客利益といった概念を含む、経済協力開発機構（OECD）の報告書「金融における消費者保護の原則」に関心を示しています。これはカナダの保険会社にとって、より厳しい市場コンプライアンス環境につながり、コンダクトリスクに関する堅牢なフレームワークが必要になってくると思われます。

自動車保険は、手頃な保険料に対する契約者の関心や、保険会社の保険金関連コストの抑制に対する懸念（保険金不正請求へのエクスポージャーの削減を含む）が相まって、引き続き、規制当局、保険会社、契約者にとって注目的となっています。



ラテンアメリカ

アルゼンチン



中央政府は現行の保険法の改正法案に取り組んでおり、それはビジネスに新しい法的フレームワークを提供します。ただし、草案の文言は依然として不明であり、IFRSへのコンバージェンスが進むことは短中期的には期待できません。

過去10年間に保険会社の総数は230社から180社に減少しました。最も著しい減少が見られるのは生命保険会社と年金保険会社であり、73社から55社まで減少しました。トップ20の企業が年間保険料収入の半分を占めます。

アルゼンチンの保険業界の将来は、経済の減速と高水準のインフレの影響によりやや不確実です。これらは保険業にマイナスの影響を与えます（例：時代遅れの保険金額、管理費の上昇、費用構造に与える継続的な影響、資金調達と金利に関する問題など）。成長を牽引しているセクターにおいて商品およびサービスの供給が増加したり、開拓の余地があるセグメント（例えば生命保険）において普及率が上昇したりすることによって、市場活動が活発になることでしょう。

2012年に形成された国内の再保険市場も統合が進んでいます。しかし、再保険会社には懸念があります。それは、アルゼンチン保険監督局（SSN）が、（再々保険料の支払いに必要な）海外送金される外国通貨の購入を統制、監督、承認するプロセスを簡素化する措置をとったにもかかわらず、外国通貨の割当てが限られているために支払遅延により保険カバーの継続が危うくなっているという点です。

ICPの遵守

中央政府は現行の保険法の改正法案に取り組んでおり、それはビジネスに新しい法的フレームワークを提供します。ただし、草案の文言は依然として不明であり、IFRS

へのコンバージェンスが進むことは短中期的には期待できません。

2012年、SSNは中央政府の要請により「2012年–2020年国家戦略的保険計画（PlaNeS）」を導入しました。この計画には、市場の成長促進、被保険者の保護、監督委員会の統制能力の改善という3つの目的があります。導入から2年経ち、以下の成果が見されました。

- SSNは、被保険者に対する支援と援助活動を強化している。
- 任意退職保険に関して、SSNは生命保険・退職保険会社協会と共に「Hoy por mañana」と呼ばれるプロジェクトに取り組んでおり、これにより、個人が人生の就業ステージと退職後ステージの間で、家計上のギャップに苦しむ可能性を軽減しようと努力している。
- 生命保険に対する税制上の優遇措置の改正は、長い間先延ばしにされた問題だったが、最近になって経済省の検討課題に加えられた。

SSNは、任意加入の保険商品の普及率を上昇させるため、国民の認知度の向上を目的とした大規模な広告キャンペーンの開始に向けて努力を続けています。

さらに、さまざまな作業領域での進展を示すため、2012年–2020年PlaNeSのフレームワークの枠内で世界銀行とSSNとの間で会合が行われました。世界銀行の代表によるプレゼンテーションでは、リスクベースの監督プロジェクトについて言及がありました。



彼らは、グループレベルの監督と早期警告システムと並んで、アルゼンチンに適用できる予備的なリスクベース資本モデルを紹介しました。この会合の議題は、リスクベースの監督、オンライン検査、リスクカテゴリー、固有リスクおよび残余リスク、定性的な評価に集中しました。

SSNは2014年後半に不正防止規制を公表し、企業に不正防止の方針、手続および内部統制に関する自社の規則を制定してそれに従うことを求めました。

健全性に関する動向

これまでのところSSNは、国際市場において理解されているような「ソルベンシー」という概念に関連して、いかなる基準も公表していません。しかし、最低資本と内部統制に関しては会計目的でいくつかの要件を設定しました。

行為規制と契約者保護

アルゼンチンの保険会社にとって主な販売チャネルは保険代理店とブローカーですが、バンカシュアランスが代替的な販売チャネルとして成長を続けています（主に生命保険、自動車保険、傷害保険が対象）。

銀行による保険商品の販売はSSNにより監督されます。SSNは、このサービスを提供するためにSSNの認可を得ることを銀行に要求する新しい規制を最近公表しました。さらに銀行は以下を行うものとします。

- 保険商品を販売する事業体として登録を行う。
- 組織内でこのサービスの責任者（保険分野についての知識を有する者）を任命する。
- 各販売拠点の販売員を教育する。
- （対応する保険会社のものに沿った形で）売上（契約高）と損失を記録する。

SSNは2014年後半に不正防止規制を公表し、企業に不正防止の方針、手続および内部統制に関する自社の規則を制定してそれに従うことを求めました。//

❖ ブラジル



■■ ブラジルの保険市場はラテンアメリカ最大です。市場は引き続きバンカシュアラーにより支配され、残りを国内および国際的な保険会社が占めています。この1年間、その構成に大きな変化はありません。■■

ブラジルの保険市場はラテンアメリカ最大です。市場は引き続きバンカシュアラーにより支配され、残りを国内および国際的な保険会社が占めています。この1年間、その構成に大きな変化はありません。

2014年は、ブラジルの経済にとって高インフレとGDPの低成長を伴う困難な年でした。保険料収入の伸びは、2013年より低かったにもかかわらず、GDP成長率を上回る水準を維持しました。これは、保険がバンカシュアランスセクターに由来する成長可能性と普及率の向上を伴う成長セクターであることを示しています。保険業界に著しい影響を及ぼした経済変数の1つは、金利、特に長期金利のボラティリティであり、これは2014年を通して継続的に変動しました。経営者がこれによる利益と資本への影響を理解し、その影響をいかに少なくできるかに重点的に取り組んだため、会計ルールの大幅な変更が比較的短期間に実現しました。保険に特化した次の3つの国家規制当局の数や責任範囲に変更はありませんでした。

- Previcは、閉鎖型の私的年金制度に責任を負う。
- ANSは、健康保険に責任を負う。
- SUSEPは、上記以外のすべてのタイプの保険と再保険に責任を負う。

しかし、2014年前半にブラジル保険監督

庁 (SUSEP) の長官が新たに任命されたことにより、今後数ヶ月から数年にわたりSUSEPに大きな変化がもたらされる可能性があります。

ICPの遵守

直近のFSAPは2012年に実施されました。この評価において、以下のICPは「遵守できていない」に分類されました。

- ICP16：ソルベンシーを目的とした統合的リスク管理
- ICP23：グループレベルの監督
- ICP26：危機管理に関する国境を越えた協力と協調

さらに5つが「部分的に遵守している」に分類されました。SUSEPは、2014年と2015年に、それぞれ2つのICPに対する評価結果を改善するという目標を掲げ、その戦略目標（直近では2014年7月に更新された）に、ICPの遵守状況を改善させるための委員会の設置と綿密な行動計画を含めました。

SUSEP長官の最近のコメントは、規制当局が、監督やマクロ経済要因の監視と個々の保険会社に対するそれらの影響度評価に利用できる、より技術的なアプローチの開発に期待していることを示しています。これは、SUSEPの実務をICPsに整合させるもう1つのステップです。

健全性に関する動向

ブラジルのソルベンシー資本制度は2010年以降大きな変化を経験しています。現在では、保険引受リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスクに対する特定資本要件が2014年末に導入されたこと、また、最低資本要件の20%以上とする流動性資産要件によって、いっそうリスク感応的となっています。2014年末、SUSEPは、市場リスクの計算方法と、それを資本要件の計算に含めるための段階的導入アプローチを定めた決議内容を公表しました。これは保険の最低資本要件に著しい影響を及ぼすと予想されます。

2014年のもう1つの著しい変化は、外部監査要件に関連したものです。SUSEPは、財務諸表の年2回の監査に加えて、年1回の特別な「保険数理監査」の要件を導入しました。この規制によると、この保険数理監査は、特に以下の項目を対象としなければなりません。

- 技術的準備金の適切性
- 最低資本要件の計算で使用するデータ、前提条件、方法論
- 規制上の報告にあたりSUSEPに送られるその他のデータの品質

同時にSUSEPは保険数理監査と財務諸表監査の両方に関して、監査人のローテー

ション要件も導入しました。これは、規制対象の事業体が監査人を5年ごとに変えなければならないことを意味します。

行為規制と契約者保護

バンカシュアランスと保険ブローカーがブラジルの市場における主要な販売チャネルです。すべてのブローカーはSUSEPに登録する必要がありますが、規制の対象とはならず、これらのブローカーに適用可能な監督と開示の要件は、2012年のFSAP報告書では「不十分」と評価されました。2015年の初めに、SUSEPはブローカー登録の要件を変更しましたが、FSAP報告書の評価への対処という点では、これ以外にそれほど大きな前進を遂げてはいません。

一方、顧客保護はSUSEPの大きな懸念事項です。それは、延長保証保険（国内向け電子商品とともに販売されることが多い）周辺の規制強化を見れば明らかです。規制強化には、保証されるリスクの特定、顧客が保険カバーを解約可能な期間の定義、顧客に伝えなければならない情報に関する要件が含まれます。2013年末にインターネットを介した保険契約の販売について公表された規制もありました。これは顧客データ保護とならび、このチャネルを介した商品の購入前後に顧客に提供しなければならない最低限の情報の定めを徹底することを求めるものです。



❖ チリ



2014年は、米ドルの価値、政府債の利回り低下、税制改革、チリ北部イキケ市を襲った大規模地震といった特定のマクロ経済変数に起因する影響により、チリの保険市場にとって非常に困難な年でした。

ICPの遵守

チリは新しいICPsに対するFSAPレビューを義務付けられた国ではないものの、国内の規制当局は、コーポレートガバナンス関連基準とリスクベースの監督の強化を行ってきました。規制当局はまた、金融コングロマリット（保険会社、銀行、その他の投資会社を含む）の規制を非常に活発に行ってきており、流動性、連鎖リスク、独立性の問題を軽減しようとした。

健全性に関する動向

近年チリの規制当局（証券保険監督局（SSI））は、リスクベース資本を測定し定量化するためのリスクベース資本のフレームワーク方法論の改訂第3版を公表しました。そのほかSSIは、再保険手数料の財務諸表での認識、資産十分性テスト（AST）および終身年金用のコスト等価率計算のための算定手法の使用に関する規制も変更しました。

RBCフレームワークの高度化が保険市場にとって必須であり、その結果は2015年5月29日までに提出する必要があります。この第3版においてSSIは、投資や、保険商品募集、リスク管理などの観点で業界の行動を促すという目的で、標準フォーミュラと資本要素のキャリブレーション（較正）を続けてきました。これは、保険契約者保護のために要求されるソルベンシー水準に重点を置き、健全なセクターの発展を促進するためのものです。

行為規制と契約者保護

最近チリにおいては、国際基準を充足して近代化を目指すために、保険に関する法改正がありました。これらの改正の効果に関してはさまざまな見方があります。政府は、権利および義務に関する司法の確実性のフレームワークを提供することにより、こうした変化が、必須の最低基準によって保険契約者の利益になる公正性をもたらすと強調しています。団体保険契約（銀行および雇用主が取得するものを含む）は、より良い保護を受けるという直接の恩恵があります。承認された法律では、保険業における基本用語を定義し、さまざまな保険タイプを明確に区別し、保険契約の最低要件を規定しています。これらすべてが契約者とのコミュニケーションの向上につながるはずです。

❖ メキシコ



メキシコの保険市場は、約100の保険会社と支店から成り、市場の約60%は外国グループの子会社で構成されます。

保険・保証会社に対する新法が導入され、保険機関・共済組合一般法（1935年）および連邦保証機関一般法（1950年）という2つの非常に古い法律ならびにそれらのさまざまな改正に取って代わりました。新しい保険・保証機関法（LISF）は2013年4月4日に公布され、2015年4月6日に施行されます。LISFの最重要目的は、メキシコにおいてソルベンシーIIに類似したフレームワークを導入することですが、特定の定量的要件と開示要件は2016年1月1日まで施行されないという移行措置があります。

立法戦略の目的が企業のソルベンシーを確保することであることを考えれば、これにより市場の統合や新規参入による競争の激化の可能性が高まり、結果的により質の高い企業に支配された市場となることが考えられます。

ICPの遵守

前回のFSAPレビューは2011年に実施されました。国家保険・保証委員会によると、ICPsの遵守レベルは既に約93%ですが、LISFの施行後はこのレベルが97%に上昇すると見られています。

健全性に関する動向： 規制上の資本

LISFにより導入された新しいリスクベースの規制上の資本フレームワークは段階的に実施され、2015年4月6日から新しい第2の柱であるコーポレートガバナンス要件がスタートします。

保険会社は最初の2年間に、規制当局が提供するソフトウェアを使用し、標準フォーミュラに従ってリスクベース資本を決定しなければなりません。この期間の後、保険会社は2年の並行試験期間を必要とする内部モデルの承認申請を提出することが可能になります。

技術的準備金に関しては、すべての保険会社は2015年9月末までに、最良推計負債にリスクマージンを加えたものを基礎として、保険会社が利用しようとしている方法論を登録しなければなりません。

新しいLISF要件に基づき、2015年通年の決算が必要とされます。

健全性に関する動向： リスク管理とガバナンス

資本とソルベンシーの制度を強化するだけでなく、LISFは、透明性と開示のレベル向上を伴うリスク管理に重点を置いた、ソルベンシーIIの第2の柱の要件に整合的な取組みも導入しており、これには投資に対する柔軟なアプローチやコーポレートガバナンスの強化を含みます。

新しい保険・保証機関法（LISF）は2013年4月4日に公布され、2015年4月6日に施行されます。LISFの最重要目的は、メキシコにおいてソルベンシーIIに類似したフレームワークを導入することです。//

LISFにおける他の大きな変更は、（債務の履行を保証して、契約違反により被保険者が被る損害に対する補償を提供するために利用可能な）「保証保険」の創設と、マイクロ・インシュアランス規制フレームワークへの調整です。この変更は、リスクベース経営への移行を成功させるための技術的な能力が、保険・保証市場で発展してきたことにより可能になりました。また、アクチュアリーと会計士には、新しい規制モデルの導入に必要なベストプラクティスの発展と普及を促進させるのに十分な専門職団体としての影響力があります。

LISF導入における主要な課題は以下のとおりです。

- 技術的準備金とソルベンシー資本要件の決定に必要な技術的要件と新しい手続に対する理解
- これらの金融サービスに対する国民の信頼拡大の基礎として必要な透明性と情報開示に係る文化の醸成
- リスク管理プロセスをコーポレートガバナンスと事業経営のシステムの一部として組み込むこと

行為規制と契約者保護

上記のとおり、保険規制改革の焦点は健全性にあり、行為規制については報告すべき新たな動向はありません。





アジア太平洋地域 (ASPAC) の 規制動向

経済価値に基づくフレームワークの開発に向けた変化が、ASPAC全体で続いている。これにより、保険会社には経済資本モデル開発への圧力が高まっています。これは規制において、リスク管理フレームワークの改善とグループ全体の能力の向上に、さらに注力することにもつながります。

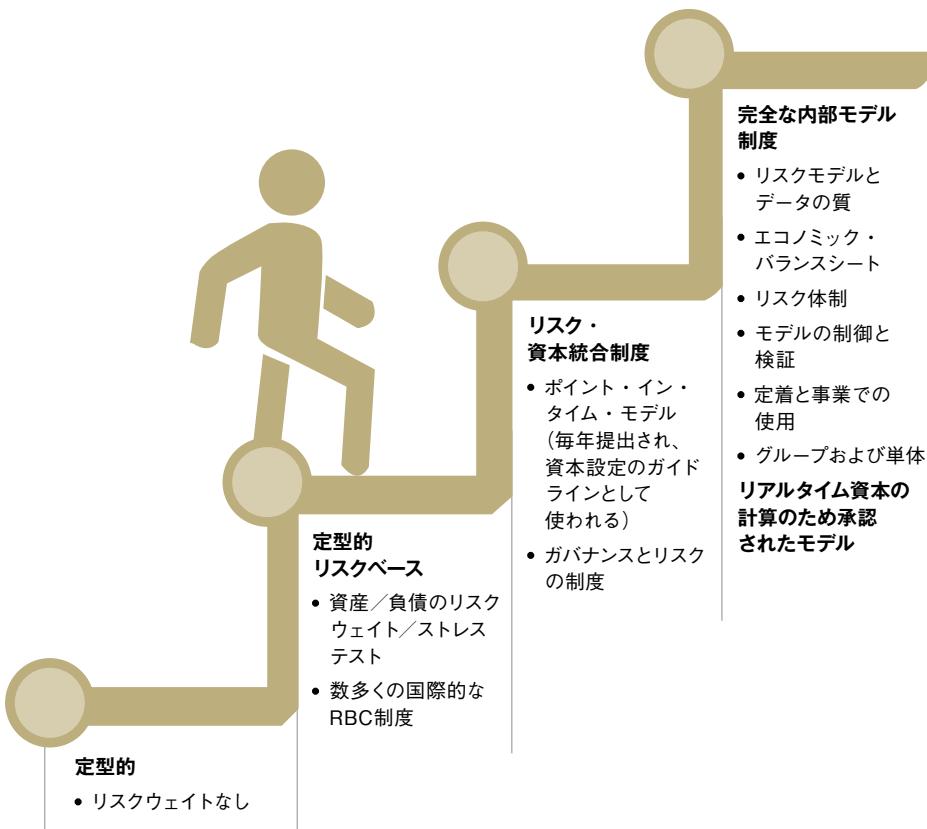


アジア太平洋地域全体において、2014年には以下の項目の監督に注目が集まりました。これらの改革は2015年にわたって継続すると思われます。

- リスクベース監督の増進と、監督機関によるオフサイトおよびオンラインの監督実施方法の変更
 - コンプライアンスとリスク評価に関して、取締役会と経営幹部をさらに重視
 - グループレベルの監督とシステム的問題をさらに重視
 - オフバランス項目と非保険事業のエクスポージャーに対するより詳細なレビュー
 - 保険会社による主要な役割と機能のアウトソーシング方針に対する監視の厳格化
 - マクロ健全性の監視強化を目的として保険会社に要求されるデータの追加
- 現在この地域全体に起こっている状況の変化は他の国／地域の経験を反映したものであり、図10に示されています。

アジア太平洋地域全体において、2014年は監督に注目が集まりました。これらの改革は2015年にわたって継続すると思われます。//

図10：グローバルな規制動向を受けたアジアの動向
リスクベース資本からリスクベース監督へ



出典：KPMGインターナショナル、2015年

❖ オーストラリア



■■ 近年、アグリゲーターが市場に参入し、特に健康保険に関して、確立された販売チャネルに挑戦しています。■■

オーストラリアの損害・生命保険セグメントは、2014年、市場シェアを維持した少数の大手プレーヤーによる寡占状態となっています。保険会社の外国資本による所有は、保険の買収合併に関する法律、金融セクターにおける株式所有に関する法律、外国人による買収合併に関する法律を遵守している限り制限はありません。

販売チャネルは、直販、ブローカー、代理店が大部分です。市場では、損害保険会社、生命保険会社、健康保険会社が明確に区別されています。すべてのセグメントで活動している保険会社はわずかです。

保険商品の販売には通常豪州金融サービス免許が必要です。近年、アグリゲーター（訳者注：保険比較サイト運営者）が市場に参入し、特に健康保険に関して、確立された販売チャネルに挑戦しています。

規制環境は、変化の1年を経験しました。画期的な変化は、オーストラリア健全性規制庁(APRA)、業界横断的なリスク管理健全性基準(CPS220)、およびレベル3のコングロマリット・フレームワークの進展です。より具体的には、APRAは資本、ガバナンスとリスク管理方法への注力を続けています。2014年には、オーストラリアの一般企業および競争関連の規制当局に由来する、保険に関する重要な進展はありませんでした。

オーストラリア政府から委託された主要な金融システム調査(FSI)に続く最終提言は、2014年12月に公表されました。FSIは、

オーストラリアの経済成長を支援するために最適な金融システムのあり方を検証するためのものであり、特に効率と競争の促進に重点が置かれていました。2015年前半には政府が対応すると予想される一方、オーストラリアの保険業界は（自らの保険契約者およびファイナンシャル・アドバイザーの取扱いに関連した）行為、報酬、開示の方法の強化に直面する可能性があります。

ICPの遵守

前回のFSAP評価は2012年に行われ、ICPs全般の遵守の水準が高いことが示されました。それ以後も、規制制度は大きく強化されています。

健全性に関する動向： 規制上の資本

APRAの保険業界に対するリスクベースの規制上の資本の新しいフレームワーク（しばしば生命・損害保険資本(LAGIC)と呼ばれる）は、2013年1月に導入され、ソルベンシーIIに類似した3本の柱のアプローチを踏襲しています。現在すべての保険会社は、新しい資本基準のもとで少なくとも1会計年度を経過しており、自己資本充実度評価プロセス(ICAAP)の要約報告(ORSAに相当)および(前会計年度の資本パフォーマンスの詳細な内訳を示す)ICAAP報告書を作成しています。ICAAPsは、3年間にわたり定期的に独立したレビューの対象となり、一部の保険会社が既にこの要件に対応していることが裏付けられています。

LAGIC要件の一部として、オーストラリアの保険会社は、バーゼルⅢの資本の定義を採用しました。2014年、オーストラリアの市場では、バーゼルⅢの負債で資本への転換条項を含む多くの低格付資本調達など、資本調達の動きは好調でした。これらの発行された資本は、存続能力が欠如しているとAPRAが決定した場合にのみ、完全に株式資本に転換される可能性があり、以前の通常のものを上回る低いプレミアムで取引される傾向がありました。

オーストラリアの保険市場にはG-SIIsは存在しませんが、国内のシステム上重要な保険会社は数社存在する可能性があります。ただし、これらの保険会社の特定は依然として初期段階にあります。KPMGは、大手の専門性の高いオーストラリアの保険会社が選ばれる可能性が高いと予想しています。これらの保険会社は、銀行セクターに対するアプローチに沿った形で、再生および破綻処理計画の作成に加えて、高水準の資本を保有するよう要求される可能性があります。これはより高い損失吸収能力と資本再編成力の必要性を重視したものでした。

健全性に関する動向： リスク管理とガバナンス

2014年1月、APRAは業界横断的なリスク管理要件(通称CPS220)の最終パッケージを公表し、これは2015年1月1日に施行されました。これらの要件は、認可預金受託金融機関、損保・生命保険会社、認可された純粋な持株会社、そして単一業種のグループに適用されます。基準の目的は、

規制対象となる業界全体に対し、確実にリスク管理要件を一貫して適用することであり、これは3つの防衛線によるリスクガバナンス・モデルに基づくAPRAのアプローチに沿っています。

主な要件は以下のとおりです。

- APRAは任命された者に、リスク管理機能の責任者となることを求める。この者は、経営幹部と十分に対峙し、包括的なリスク分析と報告を提供することができるよう、社内で適切な権限を持つ必要がある。
- CPS220は、アポインテッド・アクチュアリーが、最高リスク管理責任者(CRO)、最高経営責任者(CEO)、最高財務責任者(CFO)または内部監査の責任者を兼任することを認めない。
- CROは、CEOとリスク委員会の直属でなければならない。
- CROは、コンプライアンス機能に対しても責任を負う可能性もある。
- 保険会社は、リスク管理機能が特定の要件を満たすと証明できる場合、一部のリスク管理機能の実施を外部サービスプロバイダーに委託することができる。
- 取締役会は、リスク選好戦略およびより広範なリスク管理フレームワークとの整合性を確保するため、組織内でのリスク文化に関する見解を形成することが要求される(外部および内部監査と他のリスク専門家を利用する可能性がある場合)。



APRAは該当する8つのコングロマリットを特定しており、そのすべてが特段のアクションを必要とせずに、提案された資本基準を満たすのに充分な資本を保有すると予想されています。施行日はFSIの最終提言によって左右されます。

- ガバナンスに関する健全性基準 (CPS510) は、取締役会のリスク委員会と監査委員会を別個に設置することを要求する。
- 小規模かつ複合度の低い金融機関に対しては、代替的措置が適用できる可能がある (APRA承認が必要)。
- 健康保険会社が直面する主要なリスクに、より効果的に対処する。
- そうしたリスクに対する保険会社の取組みを改善する。
- PHIACの業界規制を支援するために、利用可能な情報の質を高める。

健全性に関する動向： グループレベルの監督

2014年8月、APRAは複数のAPRAの規制対象業界および／または1つ以上のAPRAの規制対象でないセクターで営業している企業から成るグループに適用できる、複合的な健全性基準を新たに公表しました。これらのグループはレベル3のグループと呼ばれ、コングロマリットがさらされるリスクを監督当局が適切に把握できるように、レベル3のフレームワークが設計されました。こうしたリスクは既存のフレームワークのもとでは把握されない可能性があります。

APRAは該当する8つのコングロマリットを特定しており、そのすべてが特段のアクションを必要とせずに、提案された資本基準を満たすのに充分な資本を保有すると予想されています。施行日はFSIの最終提言によって左右されます。

健康保険

オーストラリアには活発な健康保険市場が存在し、従来これらはAPRAよりもむしろ民間健康保険管理評議会 (PHIAC) によって規制されてきました。

PHIACの新しい資本充実度およびソルベンシー基準は2014年3月31日から施行されており、これは結果的に10億ドルを超える規制上の資本を開放しました。変更の目的は以下のとおりです。

2015年7月1日から、健康保険の健全性規制はAPRAの管理下に入ります。これにより、APRAの資本とリスクの管理に関する一連の健全性規制との一層の調和につながる可能性があります。

行為規制と契約者保護

FSI報告書は、契約者保護とコンダクトリスクの問題について特に言及しています。オーストラリアの保険セクターに関連する提言には以下が含まれます。

- 保険会社と販売業者の説明責任の強化
- 商品に対する介入権の導入
- 革新的な開示の促進
- 金融機関と契約者との利益の調整
- ファイナンシャル・アドバイザーの能力強化
- 損害保険におけるガイダンスと開示の改善

FSIはコンダクトに関する提言が、ファイナンシャル・アドバイザー新規制 (FOFA) や商品開示改革といった最近の変化に基づいている点を指摘しています。提言は市場原理を推進し、規制フレームワークを将来大きく変更する必要性を減らすことを意図しています。


中国


中国の保険セクターは、目覚ましい勢いで成長を続けてきており、損害保険、生命保険、健康保険の全セクターで著しい保険料の伸びが見られます。2014年8月に国务院（中国の中央政府兼内閣）は、保険セクターの成長を押し上げるために1つの計画と10のマクロ政策手段を発表しました。これは保険料収入を国内総生産（GDP）に対して（2013年の3%から）2020年までに5%に高めることを目標としています。これに応えて、中国保険監督管理委員会（CIRC）はフロントエンドの自由化を加速し、バックエンドの規制改革の政策を強化し（すなわち、商品価格設定、投資と販売制限を自由化する一方、ソルベンシー、ガバナンス、コンダクトの規制を強化）、これにより3本の柱を持つ新たなリスクとソルベンシーのフレームワークである中国リスク・オリエンティッド・ソルベンシー・システム（C-ROSS）が急速に発展しました。

商品開発には、より革新的な異常災害保険（初めての異常災害保険ボンドの発行が近々に予想される）と農業保険のための強制的な異常損害準備金（2014年11月に設立された新しい強制加入農業保険プールを伴う）が含まれます。2014年11月、国务院は商業健康保険市場の発展を推進するための意見を公表し、今後、既存の重大疾病保険プログラムを成長させるための新しい規制とその他の商業健康保険のための税制上の優遇措置が期待されます。健康保険は海上保険とともに、上海自由貿易区の恩恵を得られる分野でもあります。

キャプティブ保険会社の発展を促進するため、最近CIRCはキャプティブ保険会社の組成、親会社の資格取得、財務、再保険に関する最初の規制を発表しました。

2014年4月にCIRCによって公表された新しい規則は、保険会社の合併・買収のための資金調達と所有要件を緩和しましたが、中国における外国資本の保有上限は引き続き以下のとおり存在します。

- 生命保険会社に対しては50%
- 損害保険会社に対しては100%
- 国内保険会社への投資目的の場合は24.99%
- 国内保険会社としての指定を維持するためには、保険会社に対する個別の投資の上限は19.99%

さらに規制当局は、同国の全体的な対外戦略の一環として保険セクターによる外国に対する投資の統制を緩和しました。これは、中国の保険会社による最近の世界金融の中心地（例えばロンドン、ニューヨーク）のランドマーク的な不動産資産の購入ならびに欧州および米国の保険会社の買収によって明らかになりました。

最後に、業界全体のITプラットフォームとデータ規格を確立し、保険契約と保険金請求データの収集と処理を集中させ、業界と契約者に関連する付加価値サービスを提供するため、CIRCは2014年1月に中国保険情報技術管理会社（CIITMC）を設立しました。

ICPの遵守

前回のFSAP評価は2011年に実施され、発展の著しい領域が強調されました。CIRCはフロントエンドを自由化し、上記のバックエンドの規制改革政策を強化することによりこれに対応しています。

業界全体のITプラットフォームとデータ規格を確立し、保険契約と保険金請求データの収集と処理を集中させ、業界と契約者に関連する付加価値サービスを提供するため、CIRCは2014年1月に中国保険情報技術管理会社（CIITMC）を設立しました。



健全性に関する動向

CIRCはC-ROSSに関して、厳密なコンサルテーション・プロセスを採用しており、そこには15の調査プロジェクト、17のコンサルテーション・ペーパーと業界に対する複数の定量的影響度調査(QIS)が含まれます。新しいソルベンシー・システムの主な規則は2015年2月に公表され、それと同時に、業界は移行期間に入りました(1年間の予定)。最新のQISの結果に基づき、新しいソルベンシー資本制度が業界全体のソルベンシー・レベルを支えるのですが、これは個々のリスクプロファイルとERMプログラムの質により左右されます。これは健全な保険セクターの発展にとって重要であると思われます。

新興保険の市場条件に合わせた調整を行うために、より強調されているのが、第2の柱(定性的な指標)と第3の柱(市場原理メカニズム)です。業界にERMプログラムの強化を推奨するため、保険会社のERMの質の評価結果が最終的な最低資本要件に影響を与える可能性があります。グローバルな状況からみて、G-SIIIsとIAIGsは、C-ROSS制度でも考慮されており、国内および世界規模のシステムックな企業に対する資本要件の追加が予想されます。

特定の積極的な市場活動を抑制するため、CIRCは保険グループ、保険会社が支配する非保険事業体、関連当事者取引ならびに短期の解約返戻金が高額な生命保険商品の販売に適用される新しい規則も公表しました。

行為規制と契約者保護

主な販売チャネル

CIRCはプロの販売員に対して、より厳格な資格取得要件を課しており、代理店チャネル

の不備を改善するための大がかりな3年間のプログラムを実施している最中です。直販チャネル(特にインターネット販売)は非常に強力な成長力を維持しており、年100%を超える保険料の伸びを記録しました。認可された生命保険、傷害・健康保険、財産保険および信用保険のインターネット販売に対する新しい規制に関するコンサルテーションが進行中です。

バンカシュアランスに関しては、CIRCと中国銀行業監督管理委員会(CBRC)が共同で制定した新たな規制によって保障性商品の販売が促進され、猶予期間の延長、高齢者や低所得者に販売された投資リンク商品に対する開示要件の追加といった契約者保護措置が導入されました。

商品の価格設定

自動車保険の保険料自由化が勢いを回復しています。より実効性のある格付変数を織り込んでいる一方、法外な販売手数料を罰する柔軟性の高い価格設定制度が2015年5月に6つの州で試験導入される予定です。伝統的な生命保険商品に対する2.5%の予定利率上限の廃止に続き、有配当商品、ユニバーサルライフ商品、ユニットリンク商品、年金商品の価格設定のさらなる自由化が近々予想されます。

契約者保護

契約者保護に関する政策課題は、CIRCの優先順位リストの上位にあります。2014年11月、CIRCは保険における契約者保護強化のための新しいガイダンスを公表しました。保険商品の契約規定、不適正販売、保険金請求処理、契約者のプライバシーと情報の保護、商品情報の開示ならびに執行に関する特定の措置が導入されました。

❖ 香港



現在香港には外国資本による国内保険会社保有に関して、いかなる規制も存在せず、これによって外国保険会社が市場で支配的な役割を果たしています。高レベルの競争と将来予想される市場の成長に呼応して、近年M&A活動が多数見受けられ、新規市場参入も続いている。規制の進展、香港与中国本土の保険監督当局間の協力強化の継続（ごく最近では国境を越えた保険詐欺に対する協力合意の形で示された）も、将来的にM&A活動を促す可能性があります。

2014年12月、香港政府は、公的医療制度の負担軽減を目的に、任意健康保険制度に関する政府協議と民間医療施設の規制の見直しを開始しました。医療保険市場への影響はまだ不明ですが、多くの保険会社がこの改革に対する支持を表明しています。

ほぼ4年にわたる政府と業界のコンサルテーションの後、2014年には保険会社法（改正）法案が公表され、第一読会のために特別行政区立法会に提出されました。これは、提案されていた独立保険局（IIA）の設立とともに保険規制改革における重要な節目と

なりました。IIAは保険会社と保険仲介業者に対する規制（その財務面の安定と販売行為を含む）に責任を負います。財政的に独立した団体として、市場の監督と規制の面で、より強力な位置を占めることになります。次に挙げる変更の提案の多くはIIAの設立にかかっており、2016年の実施が目標とされています。

ICPの遵守

2014年7月、IMFは香港のFSAP評価を発表しました。報告書は「強力かつ確固たる監督の実施が、査定官によって指摘された法規制上のギャップの多くを埋めている」と述べ、ICPsの遵守レベルは高いとしました。IMFは、既存のギャップを標的にした現在進行中の数多くのプロジェクト、すなわち、IIAを政府から独立させるための計画、ソルベンシーを監督するためのRBCフレームワークへの動き、保険グループの規制制度の策定案、仲介業者を直接監督する動き、行為規制とコーポレートガバナンスに関連した法規制の変更を高く支持していました。

■■ 2014年12月、香港政府は、公的医療制度の負担軽減を目的に、任意健康保険制度に関する政府協議と民間医療施設の規制の見直しを開始しました。医療保険市場への影響はまだ不明ですが、多くの保険会社がこの改革に対する支持を表明しています。 ■■

2014年は、投資リンク商品の商品設計、社内承認、マーケティング文書および販売プロセスに関連した規制が引き続き強化されました。

健全性に関する動向

香港の現行のソルベンシー資本制度はルールベースであり、資本要件は量と規模の指標に基づいて単純に計算されます。

2014年9月、保険業監理処(OCI)は、ICPsとの調整を目的に、RBCソルベンシー制度のためのフレームワークに関するコンサルテーションを行いました。コンサルテーション・ペーパーは3本の柱のフレームワークの原則を示し、香港市場のためのグループレベルの監督要件の概念を紹介しました。要求資本に対する影響は、詳細な規則のコンサルテーションが行われ、影響度調査が実施される2015年の後半または2016年までは明らかになりません。

OCIは、目標とされる新制度の発効日を開示していません。しかし業界との広範なコンサルテーションと法規制の変更の必要性を考えると、2019年以前に施行される可能性は低いですが、リスク管理とコーポレートガバナンス要件の早期実施と資産管理規則の緩和は可能です。

2012年1月の保険契約者保護ファンド設立の最終提案の発表に続き、現在政府はそれが立法府の承認プロセスを通過する前の授権法規を起草中です。

行為規制と契約者保護

保険代理店とブローカーが香港の保険会社にとっての主要な販売チャネルですが、保険

会社が代理店事業モデルからの多角化を求める中、バンカシュアランスが代替販売戦略として成長を続けています。

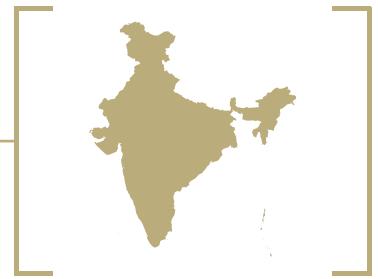
香港の銀行は、最大4社の保険会社の保険代理店にしかならないよう制限されています。香港の最大手の銀行には、既に長期的な保険パートナーが存在します。これは、新しい機会が市場に訪れる場合、具体的には銀行が販売独占権をオファーする場合には、保険会社間に激しい競争があることを意味します。

銀行による保険商品の販売は、香港金融当局(HKMA)により監督されます。特定の商品(最も顕著なのは投資リンク商品)の募集文書、説明文書とマーケティング資料は、証券先物取引委員会(SFC)による認可の対象です。

2014年は、投資リンク商品の商品設計、社内承認、マーケティング文書および販売プロセスに関連した規制が引き続き強化され、OCI、HKMA、SFCのすべてが保険会社と銀行向けのガイダンスの更新版を公表しました。とりわけ手数料の開示にまつわる過去2年にわたる規制強化は、特にバンカシュアランスチャネル経由の当該商品の販売の明らかな減少につながりました。2014年12月、HKMAは非リンク型の掛け捨て保険商品の販売慣行に関する最初の通達を公表し、OCIは2015年に保険会社向けガイダンスを公表する予定です。



インド



2013年のユニットリンク型と非リンク型の保険商品双方に対する一連の新たな規制の導入後、インドの保険市場は不透明な期間を経験しました。保険業界は、新しいガイドラインに向けた調整を行うため、若干時間を要しました。

中央政府が安定していたことが、株式市場における市場心理を改善させました。インド準備銀行 (RBI) は2015年1月15日に25ベーシスポイントの金利引き下げを発表しました。RBIは、インフレ率が低下を続けるのであれば、さらなる金利引き下げを行う可能性があるが、その一方で、政府の財政再建の進捗も監視すると付け加えました。

健全性に関する動向

数ヵ月にも及ぶ政治的な論争の後、インドはついに2015年保険法(改正)法案を可決しました。そして、このセクターにおける外国資本による保有上限を49%まで引き上げました。

この法令の要点を一部挙げると以下のとおりです。

- 海外投資（外国のポートフォリオ投資を含むすべての形の海外投資）の組入れ上限を現行の26%から49%に引き上げる。
- ロイズ (Lloyd's) がインドで再保険事業を行うための支社を設立することが可能になる。ロイズの適格会員が、保険業

規制開発委員会 (IRDA) が定める適格基準を一度満たせば、彼らはロイズの支店を通じて事業を行うことが許される。

- 「健康保険事業」は、特に独立したカテゴリーとしてインドの保険会社の定義に含まれた。健康保険会社向けの資本要件は、1,667万米ドル⁹ (10億インドルピー) で維持される。
- IRDAは、インドの保険と再保険セクターにさらなる刺激を与えることができるよう、多国籍の保険ブローカーの参入を支援する適切な規制の推進と立案に関する助言を受けた。
- 保険業界内の変化の動きへの対応を向上させるため、IRDAに一定の柔軟性が認められた。その一部は支払われる手数料と代理店および仲介業者の報酬、新たな保険仲介業者の決定等に要する費用に関連している。
- 保険法および規制の規定の遵守に関する罰則が強化され、主觀的解釈の余地を最小化することが強調され、証券上訴法廷への上訴の適切な方法も織り込まれている。

行為規制と契約者保護

RBIは、2015年1月15日に銀行の保険仲介業参入を可能にする最終ガイドラインを公表しました。2013年7月、IRDAは2013年IRDA規制（銀行の保険仲介業者免許供与）を公表

9. 米ドル=60印度ルピーを想定

しました。その後、RBIは2013年11月にパブリックコメントのためのガイドライン草案を公表しました。そして、さまざまな利害関係者から受け取ったコメントを考慮した後に、RBIはこの事項に関する最終ガイドラインを2015年1月15日に公表しました。

それまで銀行は企業代理店モデルにより保険商品を販売しており、生命保険会社1社と損害保険会社1社の商品しか販売できませんでしたが、現在は仲介業モデルのもとで複数の保険会社の商品を販売することができます。



❖ インドネシア



保険会社の所有者は、以下のいずれかでなければなりません。インドネシアの個人およびインドネシアの法人の双方もしくは一方、または保険の経験を有する外国の個人もしくは法人を共同所有者とするインドネシアの個人およびインドネシアの法人の双方もしくは一方。外国の個人および法人は、インドネシアの資本市場または株式市場を通じてのみ、保険会社を所有することができます。//

近年、インドネシアの保険市場への関心が高まっています。しかし2014年10月17日に施行された新しい保険法の導入を受けて、外国資本による所有制限をより明確化することが求められているため、勢いには陰りが見られます。この新しい法律は、インドネシアの保険セクターの多くの分野に大規模な変更をもたらすと予想され、インドネシア政府には、30ヵ月以内に公布すべき政府規制の実施にあたって、数多くの側面を明確にすることが求められています。

新しい法律の主な論点は、以下のとおりです。

- 保険会社の所有者は、以下のいずれかでなければなりません。インドネシアの個人およびインドネシアの法人の双方もしくは一方、または保険の経験を有する外国の個人もしくは法人を共同所有者とするインドネシアの個人およびインドネシアの法人の双方もしくは一方。外国の個人および法人は、インドネシアの資本市場または株式市場を通じてのみ、保険会社を所有することができます。
- 保険セクターにおいて単一持株政策のコンセプトが導入されました。これは、個人または法人は、ある1つの生命保険会社、損害保険会社、再保険会社、シャリーア（イスラム法）生命保険会社、シャリーア損害保険会社およびシャリーア再保険会社の支配株主にのみなることができるというものです。これらの制限は、インドネシアの国営企業には適用されません。また既存の株主には、遵守に3年の猶予期間が与えられています。

- 政府は、3年以内に保険契約者保護ファンドを設立しなければならず、すべての保険会社は新しい保険契約者保護スキームに加盟する必要があります。
- 保険会社内のシャリーア事業部門は、別個のシャリーア保険または再保険会社として、新しい保険法が施行されてから10年以内、またはタバッル（イスラム法に基づく）ファンドおよびユニット保有者の投資が保険ファンド、タバッルファンドおよび保険会社の投資合計の50%に達した時点で、分離される必要があります。

ICPの遵守

インドネシアは、新たなICPsに関するFSAP評価を義務付けられた国ではありません。

健全性に関する動向

上述の法的枠組みへの変更に加えて、インドネシア金融庁（OJK）は2014年、インドネシアの保険会社を対象とする一連の新しい規制を公布しました。新しい規制項目のうち特に重要なものは、以下のとおりです。

良好なコーポレートガバナンス

2014年4月、良好なコーポレートガバナンスの新規定が半年間の移行期間付きで公布されました。新たに求められる要件として、コンプライアンスディレクター、独立コミッショナー、シャリーア監督委員会メンバーの任命のほか、良好なコーポレートガバナンスの実施に関する定期的な自己評価が必要とされました。



統合的リスク管理 (ERM)

2014年8月、OJKは新たな規制を公布しました。これは他国ではERMのために必要とされる要件に類似したものでした。同規制は、保険会社に自社のリスクの自己評価を実施することを求めていました（戦略、オペレーション、資産および負債、経営、ガバナンス、資金調達および保険リスクなど）。これらの規制に基づいて、保険監督機関もまたリスクに基づく監督を実施することが求められます。初回の自己評価は、2014年末の状況に関して、2015年2月末に行われました。

行為規制と契約者保護

OJKは、金融サービスセクターにおける代替的紛争解決機関に関する規制を、金融サービスセクターにおける契約者保護に関する2つの通達文書とともに公布しました。これらの規制は、2014年8月に発効し、金融サービスセクターにおいて迅速で、低成本かつ適正な紛争解決のスキームを確立することを目指しています。


日本


近年、金融庁は世界各国の監督官庁の事例を参考にして、その監督アプローチを向上し続けています。監督局と検査局の双方が連携して、オンラインとオフサイトで一体となったモニタリングプロセスを実施しています。現在のアプローチでは、詳細な検査よりも、先進的な取組みや情報の収集を目的とした金融機関との対話に力を入れています。

2014年最大のビジネス上の変化の1つに挙げられるのは、2014年5月の日本の保険業法改正です。これにより、日本の保険会社が外国の金融機関を所有することが容易になりました。日本の保険会社には、以下のカテゴリー以外の活動を行っている子会社を所有することが認められていません。

- 金融業務
- 従属業務（保険事業の周辺業務であるが保険事業にとって重要なものの例：投資、広告宣伝、従業員福利厚生など保険会社自身が主要顧客となる業務）
- ベンチャー事業、再生または更生中の企業
- 上述の業務を行う企業の持株会社

外国の保険会社の買収に関してはこれまでも、買収先企業が上述のリストに記載されていない事業を行っている際の例外が認められてきました。この例外により買収が可能であり、その要件として、買収日から5年以内に認められない事業をすべて処分することが必要でした。今回の保険業法の改正でも、外国の保険以外の金融機関および保険以外の金融会社の双方に対して、同様の例外が適用されています。これにより日本の保険会社が外国企業を取得することがさらに容易となる見込みです。

規制面では、監督官庁である金融庁（JFSA）は新たに、金融機関を対象とする2014年度の金融モニタリング基本方針を発表しました。保険会社については特に4分野に重点が

置かれています（昨年は3分野）。適切な保険金支払態勢の構築、リスク管理の高度化の促進、顧客保護と利用者利便の向上、そして今年新たに加えられたものとして、経営管理態勢の強化が挙げられます。

近年、金融庁は世界各国の監督官庁の事例を参考にして、その監督アプローチを向上し続けています。監督局と検査局の双方が連携して、オンラインとオフサイトで一体となったモニタリングプロセスを実施しています。現在のアプローチでは、詳細な検査よりも、先進的な取組みや情報の収集を目的とした金融機関との対話に力を入れています。

ICPの遵守

日本は新たなICPsに沿って行われるFSAPの初回評価の対象国の1つでした。保険規制のフレームワークを強化するための金融庁の現在の取組みに関して、数多くの提言がなされました。それ以降、ICP遵守に関するさらなる進展が見られています。

健全性に関する動向

日本はリスクベース資本（RBC）のソルベンシー制度を実施しており、単体およびグループベースの双方ともに適用され、ファクターベースのアプローチで算出されたリスク量を用いています。

金融庁は2014年2月、ICPsを遵守するための保険会社に対する検査マニュアルと監督指針の中で、ORSAを含む、統合的



リスク管理周辺分野を強化しました。そして、保険会社に対して2012年から毎年、統合的リスク管理態勢ヒアリング（以前の名称はERMヒアリング）を実施しています。金融庁は現在、保険会社に初回のORSAレポートを試行ベースで提出するよう求めており、監督制度の一環としてどのようにORSAを全面展開するかについて検討しています。

金融庁は、新しい経済価値ベースのソルベンシー制度の策定にも取り組んでおり、2014年に行われたフィールドテストの結果を分析しています。この結果は、2015年5月に公表される予定です。

行為規制と契約者保護

金融庁がモニタリング基本方針で重点を置く顧客保護の一環として、2014年5月、金融庁は保険業法の中で、保険商品の販売に関する規制を改正しました。この改正により、保険会社と販売代理店には次の点が求められます。

- 顧客のニーズと目的の確認
- 顧客のニーズと目的に合わせた適切な保険商品の提案
- 顧客が説明を受けた上で購入を判断できるような十分な情報提供

これに加えて金融庁は新たに、販売代理店に対して、保険商品の販売にあたって保険会社とともに十分な管理態勢を整えるよう要求しています。

金融庁はまた、2014年1月に監督指針を改正し、保険代理店の使用人の定義を明確にしました。改正された監督指針によれば、使用人とは保険代理店に直接雇用され、その直接の監督の下で保険商品の販売を行う者です。この結果、委託型募集人が保険商品を販売することはできなくなりました。

金融庁は、新しい経済価値ベースのソルベンシー制度の策定にも取り組んでおり、2014年に行われたフィールドテストの結果を分析しています。この結果は、2015年5月に公表される予定です。


韓国


OECDの2013年の保険統計によると、韓国は保険料収入で世界第6位の保険市場となっており、保険普及率が第3位となっています（同統計によると13.7%）。

韓国の保険業界の監督は、金融委員会(FSC)と金融監督院(FSS)が担っています。FSCが検査および監督業務をFSSに委任している形です。

低金利の環境を受けて、保険会社は投資ポートフォリオを変更してオルタナティブ投資に動いています。FSSは投資規制を緩和し、RBCの計算において一部のクラスの投資のリスクファクターを低減するという対応を行いました。

ICPの遵守

2014年5月、FSAP評価報告書が公表されました。これは2013年4月時点での規制枠組みに基づくものでした。同報告書では、高いレベルでのICPsの遵守と、複雑ではあるものの、国際基準に照らして良好に整備された規制構造が評価されました。今後のさらなる進展を求められた分野は、グループ要件に関するものです。数多くの大規模グループは一層国際化しており、グループ向けの措置の開発が必要とされています。また改善点として、評価における取得原価の利用、脆弱な投資に係る統制、グループ資本要件の欠如、エマージングリスクをより適切に把握する必要性が挙げられました。

健全性に関する動向

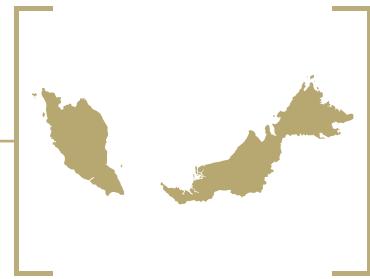
2014年、FSSはRBCに関する基準を改善し、より高い信頼水準を適用するとともにリスク係数を精緻化し、長寿リスクを反映させました。FSSはまた保険会社に対して、提供された標準モデルを単純に使用するよりも自社のリスク評価モデル（内部モデル）を開発するよう奨励しています。また、改正された保険契約の会計基準の実施に先立って、国際基準に合致させるために、負債十分性テスト制度を改善する計画もあります。

現在のリスク関連規制を補完するために、FSSはリスクファクター自身よりも、リスク管理態勢や報告階層、リスク管理プロセス、再生・破綻処理計画といったリスク管理の内部プロセスを重視しています。FSSはまた2017年までに、ORSA要件を実施することも検討しています。

行為規制と契約者保護

韓国では最近、金融機関による個人情報の漏えいが問題となっています。FSSは罰金を増額し、保険会社とその他の金融機関に予防体制とプロセスを整備するよう義務付けました。

❖ マレーシア



生命保険業界は依然、外国の保険会社に支配されていますが、損害保険業界は国内保険会社が支配しています。2009年に、外国保険会社の支店に対する外国資本上限が49%から70%に引き上げられました。70%を超える外国資本については、ケースバイケースで判断されます。マレーシアは強力なタカフル（イスラム法に基づく保険）市場を擁しています。

代理店が主な販売チャネルとなっていますが、バンカシュアランスや直販も、参入制限が廃止されて以降、広まりつつあります。最近施行された金融サービス法（FSA）とイスラム金融サービス法（IFSA）により、一部の商慣行が禁止されました。例えば、生損保兼営はもはや認められません。これらの法律は、例えば外国支店に対する最低純資産要件や、その他の健全性の規定などの面で、将来の海外活動に影響を及ぼすかもしれません。

ICPの遵守

2013年にIMFは、マレーシアのFSAPを実施しました。評価では、ICPsの遵守レベルは良好であると報告されました。一方で、期待事項を現行のガイドラインに正式に文書化することや、特定の領域におけるアプローチの明確化、透明性の向上、規制ツールキットの拡充などに関し、不備が指摘されました。また、リスク管理やグループレベルの監督の問題に対処するための法案が審議中であることが確認されました。

健全性に関する動向

マレーシアは2009年から、リスクベース資本（RBC）のフレームワークを実施しています。伝統的な保険会社は、自己資本比率を監督上の目標資本水準（STCL）である130%超に保たなければなりません。タカフル事業者も、同じSTCLの資本要件に従わなければなりません。

行為規制と契約者保護

2014年には行為規制の面で2つの大きな進展がありました。まず2014年2月に、マレーシ亞中央銀行（BNM）が、生命保険とファミリータカフルのフレームワーク（LIFEフレームワーク）に関するコンセプトペーパーのコンサルテーション結果と、2016年の損害保険業界の自由市場化に向けて、タリフベースの制度を撤廃する計画を発表しました。

LIFEフレームワークの重要な目的は、保険販売チャネルのさらなる多様化を実現することでした。これにより、アドバイスの品質を改善し、消費者の選択肢と価値を向上させ、保険とタカフルの普及率を2020年までに現在の54%から75%まで引き上げることを目的としています。このフレームワークで提案された構想には、運用コスト制限の一部解除や販売チャネルの多様化、行為規制の強化が挙げられました。提案された改革の多くは、2014年中に実施されました。この中には、次の内容が含まれます。

生命保険業界は依然、外国の保険会社に支配されていますが、損害保険業界は国内保険会社が支配しています。2009年に、外国保険会社の支店に対する外国資本上限が49%から70%に引き上げられました。70%を超える外国資本については、ケースバイケースで判断されます。マレーシアは強力なタカフル（イスラム法に基づく保険）市場を擁しています。■■

自動車保険のタリフレートはBNMによって規制されていますが、30年超更新されていないため、損害率がほぼ200～300%となっています。これらのタリフは4年（2012年から2015年）をかけて改定される予定であり、2016年には把握したリスクプロファイルによって区分し、保険会社が自社で保険料を設定できるようになる見込みです。

- 金融アドバイザーに対する最低資本要件の2015年1月1日からの引き下げ
- 金融アドバイザーの担当者となるための最低資格要件の2014年9月1日からの拡充
- 金融アドバイザーのための適格で継続的な専門性開発プログラムの提案
- 投資にリンクした商品をはじめとした、代理店とアドバイザーの報酬に関するバランスドスコアカードフレームワークの導入

- 金融アドバイザーが顧客に紹介できる商品の範囲拡大

自動車保険のタリフレートはBNMによって規制されていますが、30年超更新されていないため、損害率がほぼ200～300%となっています。これらのタリフは4年（2012年から2015年）をかけて改定される予定であり、2016年には把握したリスクプロファイルによって区分し、保険会社が自社で保険料を設定できるようになる見込みです。



• ニュージーランド



損害保険および生命保険市場は、引き続き少數の保険会社によって支配されています。各セクターの上位5社の保険会社で、市場の約75%～80%を占めています。保険事業を行うためには、ニュージーランド準備銀行(RBNZ)からの認可が必要です。

ICPの遵守

ニュージーランドのソルベンシー基準は、2011年に導入され、他のソルベンシー基準とIAISの指針を参考にしながら策定されました。そのため、これらの基準はまだ比較的新しく、以下に説明するような数多くの修正が行われたものの、現在のソルベンシー制度を近く変更する計画はありません。またニュージーランドは、新たなICPsに関するFSAP評価を義務付けられた国ではありません。

健全性に関する動向

RBNZの重点は、監督と現在進行中のモニタリングおよびコンプライアンスへと移っており、これは2014年の間に発表された政策取組みの数にも表れています。

2014年、RBNZはソルベンシーに関するさまざまな事項について業界と協議し、この中には生命保険会社のための保証と財務再保険の扱いも含まれました。これらのコンサルテーション・ペーパーの結果として、2014年12月に改正版のソルベンシー基準が発表されました。改正された基準は、再

保険に関する一部の条項を除いて2015年1月1日に施行されました。保険会社は、2015年以降の貸借対照表日から、改正後のソルベンシー基準に基づいてソルベンシーマージンを計算する必要があります。

現在、保険会社の財務業績に関する情報はほとんど公開されておらず、手に入る情報があつてもそのまま比較可能なものではありません。RBNZは、四半期保険会社調査という形で保険会社のデータを四半期ごとに収集することで、これを改善することを提案しています。2014年12月のRBNZの保険業界アップデートによれば、実施予定では、任意の試行提出が2015年2月に開始され、義務としての提出が2015年5月となっています。しかし、2015年3月12日に発表されたRBNZのアップデートをみると、RBNZは試行提出の期間を2015年6月5日までとし、2015年9月30日に終わる期間から正式な報告を開始するとしています。いずれかの段階でRBNZは、要約した形で業界データを公表する予定と考えられます。

2014年下半期には、RBNZは17社の認可保険会社に対して、リスクガバナンスに関するテーマ別レビューを行いました。このレビューは2014年12月31日までに完了し、17の認可保険会社には個別のフィードバック文書が発行されました。これに続いて、RBNZはレビューの結果を「保険会社のリスクガバナンスの質に関するレビュー結果」と題した報告書で2015年3月9日に公表

■ 損害保険および生命保険市場は、引き続き少數の保険会社によって支配されています。各セクターの上位5社の保険会社で、市場の約75%から80%を占めています。■

しました。全体としてRBNZは、リスクガバナンスの作業は依然進行中であるものの、サンプルで調査した保険会社のリスクガバナンスの質に関して満足し、自己規律への信頼は、今までのところ総じてうまく機能していると述べています。

行為規制と契約者保護

コンダクトリスクに関する規制上の重点は銀行セクターに置かれており、大規模な法改正がありました。現在のところ保険セクターではそのような動きはほとんどなく、行為規制の事項に対処する明確な法律はまだ存在していません。これは、行為規制の概念は広く理解されているものの、コンプライアンスの観点で拘束力を与えることは難しいことを意味しています。

❖ シンガポール



■■ シンガポール金融管理局 (MAS)
は、アジア太平洋地域における規制変更の先駆者であり、コンサルテーションに基づくアプローチを採用しています。MASは近年、多岐にわたる規制問題に関して、いくつかのコンサルテーション・ペーパーを公表しており、現在法制化されています。■■

シンガポールの保険セクターは非常に発達しており、外国資本に対する制限がないため、多くの外国企業グループが進出しています。

2015年に設立が見込まれるASEAN経済共同体 (AEC) は、金融サービスセクター全体にチャンスをもたらすと見られます。ASEAN地域における物とサービスの移動の自由化は、事業活動と投資の流れを促進し、当然ながらこの地域での保険サービスに対する需要の拡大につながります。これに加えてAECはまた、2020年12月31日までに、段階的な自由化を経て、ASEAN地域の金融サービスセクターの制限を事実上取り除くことを目指しています。これにより、同地域には外国企業がさらに参入し、競争圧力の増大により、小規模な保険会社は他社との合併や廃業を迫られるかもしれません。財務上の強みと専門性を有する多国籍の保険会社にとっては、市場の統合による恩恵を受けるチャンスとなるでしょう。

シンガポール金融管理局 (MAS) は、アジア太平洋地域における規制変更の先駆者であり、コンサルテーションに基づくアプローチを採用しています。MASは近年、多岐にわたる規制問題に関して、いくつかのコンサルテーション・ペーパーを公表しており、現在法制化されています。アジア太平洋地域の他の保険規制当局と保険会社の多くは、同地域での今後の変更の先例となり得るシンガポールでの変化に注目しています。

ICPの遵守

2013年のシンガポールに対する最後のFSAPでは、ICPs遵守レベルが非常に高いと評価されました。2014年には、情報公開、行為規制、技術リスク管理、外部委託、ERM、ORSAの分野でさらなる進展がありました。

健全性に関する動向

2014年、MASは改良されたリスクベース資本の規制計算 (RBC2) の詳細を公表しました。この報告書には、特に必要資本のキャリブレーション、利用可能資本項目に関するMASの銀行向け資本十分性フレームワークとの整合性、2つの資本要件、生命保険会社へのマッチング調整導入の分野で、多くの新たな提案が含まれました。コンサルテーションの一環として、RBC2の影響を完全に把握するために、完全適用の定量的影響度調査(QIS)の試行が実施されました。MASは、これらの提案を最終化する前にさらなるQISを実施するものと思われます。

RBC2の提案の下では、保険会社は、上位の監督介入レベル (PCR) として、1年の期間に対して信頼水準99.5%のVaRに相当する全体的リスク要件に見合う十分な金融資源を保有する必要があります。一方、下位の監督介入レベル (MCR) は、1年の期間に対して信頼水準90%のVaRで設定されます。これにより、必要な是正措置の種類と、これらのレベルのどちらかを超えた場合の

対応緊急度に関するMASの考えが、保険会社にとってより明確なものとなりました。MASはまた、引き続きすべての保険会社に対して、資本基盤が強固であるかを判断するために、規定された一連のストレステストを毎年実施するよう求めています。

また、高度ERMの基準が2014年1月1日に施行され、シンガポールの大手保険会社は2014年末までに、初回のORSAレポートをMASに提出しました。小規模の保険会社もこれに続いて2015年中にORSAレポートを提出する必要があります。

行為規制と契約者保護

シンガポールでは依然、代理店とプローカーが保険販売チャネルの中心ですが、バンカ・シュアランスや直販、オンライン販売も利用が増えつつあります。

2014年10月2日、MASはファイナンシャル・アドバイザリー業界レビューでの政策提言を実施するため、金融アドバイザー法と保険法の改正に関するコンサルテーション・ペーパーを公表しました。同提言は、ファイナンシャル・アドバイザリー業界の基準と専門性を向上させ、規制遵守の確認を促し、代理店の報酬制度を見直すほか、アグリゲーションサイトを通した生命保険および投資商品の販売の効率性向上を促すことを目的としています。主な改正点は、次のとおりです。

- ファイナンシャル・アドバイザーに対する継続的な専門性開発研修の改良
- 認可ファイナンシャル・アドバイザリー企業に対する条件の厳格化
- アドバイザリー企業の基礎的最低資本要件の新たな設定
- ファイナンシャル・アドバイザーの報酬に関するバランスドスコアカードフレームワークの導入
- アグリゲーションサイトでの開示レベルや、消費者に手数料なしで直接販売する生命保険商品の区分を提供するなどして、契約者のコスト低減を図る措置

2012年個人情報保護法(PDPA)は、2014年7月2日までにすべての条項が発効したことで、2014年に施行されました。これにより販売機能のシステム変更が促進されました。PDPAはさまざまな規定から成る情報保護の法律であり、個人情報の収集、利用、開示、保管について定めています。そして、個人がその個人情報を利用・修正する権利を含めて保護する権利と、組織が正当かつ合理的な目的で個人情報を収集、利用、開示する必要性の双方を認めています。生命保険協会はPDPAに関して、生命保険会社のための実施基準と、生命保険会社の専属代理店のための行動規範の策定を進めています。



台灣



「オフショア銀行法」の第3読会が開始され、海外の保険会社は台湾域内で子会社を設立することができるようになります。

台湾市場では、規制当局である金融監督管理委員会(FSC)が「保険業界競争力プログラム」を推し進めています。このプログラムはビジネスを拡大させ、その効率性を向上させる(不利な立場の人々を守るマイクロ保険の開発奨励など)、以下の主要な取組みから構成されています。

- 高齢化社会のニーズへの対応(年金保険ファンドや介護産業への投資の奨励など)
- インターネット販売規制により適切に対応するための改善
 - 金融ファンドの有効性の向上(収益率を高めるためのファンドの多様化や、資本強化を促すために保証基金による異なる価格設定を認めることなど)
 - アジア市場での役割拡大(国際的な保険市場の開発や海外M&Aを奨励するための規制緩和など)
- 新規商品の開発(自然災害およびパラメトリック型天候保険など)

ICPの遵守

特にICP16に関連して、台湾の保険会社には、資本管理を向上させるために「保険ERM実務マニュアル」に沿って、経済資本(EC)の定量的技法とリスクソルベンシーの自己評価(ORSA)を開発することが奨励されています。しかし、台湾でのECまたはORSA制度の導入に向けたスケジュールはまだ確定していません。

健全性に関する動向

FSCが実施した「保険業界競争力プログラム」によって、いくつかの大きな進展がありました。

- 異なる管理による事業運営の向上
 - 2015年1月16日、保険法改正の第3読会が行われました。この中では即時は正措置の仕組みが改正され、保険資本の十分性や違反時の影響を含めて起こり得る支払不能への備えを効果的なものとするために、保険監督当局の権限を強化しています。
- 國際的な保険市場の発展
 - 「オフショア銀行法」の第3読会が開始され、海外の保険会社は台湾域内で子会社を設立することができるようになります。
- 投資利益率を高めるためのファンドの多様化
 - 保険業界の資金利用の効率性向上と保険業界による関連保険商品の開発を促進するため、保険会社による海外投資規制の改正版を施行しました。
 - 「保険会社によるデリバティブ取引規制」の改正も実施され、保険業界がデリバティブ取引に参加する際の効率性向上を図りました。

ソルベンシー資本については、台湾における従来からの逆ざや問題のために、台湾アクチュアリー会はすべての生命保険会社に

対して、毎年9月末にIFRS4のフェーズ2公開草案に沿って保有負債の公正価値を算出するよう求めています。そしてすべての生命保険会社は、計上された保険負債が十分なものであるかどうかを示す報告書を提出するよう求められています。

行為規制と契約者保護

近年、バンカシュアランスが主要な販売チャネルとなっています。

立法院による「金融消費者保護法」改正の第3読会が2015年1月16日に開催されました。この中では、消費者の金融上の利益に対する違反行為が明確にされ、所轄官庁に対して商品販売と事業取引の停止を命じる権限が与えられました。また罰金や認可の取消しも可能となりました。



タイ



保険委員会(OIC)は現在、2015年から2020年までの戦略目標を含む第3次保険開発計画の最終化を進めています。全体的な目標は、世界貿易機関およびASEAN経済共同体の下での自由化に備え、タイの保険市場の信頼性を強化し、構築することです。

保険市場を強化し、統合する必要性は広く認識されており、これは特に損害保険の分野で顕著です。過去5年間の規制上の焦点は、リスクベース資本制度の導入と開発、市場で事業を行うために必要な要件の高度化、有効なコーポレートガバナンスフレームワーク実施の促進でした。

保険委員会(OIC)は現在、2015年から2020年までの戦略目標を含む第3次保険開発計画の最終化を進めています。全体的な目標は、世界貿易機関およびASEAN経済共同体の下での自由化に備え、タイの保険市場の信頼性を強化し、構築することです。計画の戦略的方向性は、以下のとおりです。

1. 業界標準の全体的向上とコーポレートガバナンスの強化
 - 最低資本水準の引き上げ、「適正・適格」基準の厳格化、外資参入の拡大などにより、保険会社として事業を行うための資格要件を引き上げます。
 - コーポレートガバナンスと開示の透明性を向上させます。
2. 保険会社の効率性向上と競争環境の促進
 - 業界の競争力向上を可能にし、とりわけ革新的な商品の導入とタリフの撤廃を行います。
3. 認知向上と人材確保を通じた保険業界に対する新しいイメージの確立
 - 業界の一般イメージを改善して、保険の長所のさらなる理解を促し、優秀な人材を確保します。

ICPの遵守

タイは、新たなICPsに関するFSAP評価を義務付けられた国ではありません。しかしOICはICPsに対して年次の自己評価を行っており、特に以下の分野において遵守を向上させるために、最近数多くの取組みを実施しています。

- オンサイトとオフサイトのモニタリング
双方での、監督レビューおよび報告プロセスの向上
- リスクベース資本制度を向上させるためのレビューの実施
- ストレステストのフレームワークの開発

健全性に関する動向：規制資本

OICは引き続き、2011年9月に導入されたリスクベース資本制度の検証を行っています。検証の目的は多角的であり、以下を含んでいます。

- リスクチャージパラメーターの改良
- 現行規定との一定の差異への対応
- オペレーション・リスク、災害リスク、大規模解約リスクに対するリスクチャージ導入の実行可能性の検討
- フレームワークの信頼水準に関する現行のVaR95%からの引き上げ

2014年半ばに市場テストが行われ、その結果は今もOICと業界による検証の最中です。主な論点の1つは、適用される信頼水準です。現在のところ、実施日は発表されていませんが、要件が段階的に実施される可能性があります。

並行して、OICはストレステストのフレームワークを実施するために、生損保の両業界と共同で作業を進めています。定量的評価が実施され、検証が行われています。

健全性に関する動向： 最低資本要件

2014年後半、OICは以下のとおり、現在の最低資本水準を引き上げる方針を発表しました。

- 生命保険：今後3年間での5,000万バーツから5億バーツへの引き上げと、今後5年間での10億バーツへの引き上げ
- 損害保険：今後3年間での3,000万バーツから3億バーツへの引き上げと、今後5年間での5億バーツへの引き上げ
- 健康保険：今後3年間での3,000万バーツから1億バーツへの引き上げ

法制化と規制実施のタイミングはまだ分かれませんが、多くの小規模企業は同族経営のため、損害保険市場に大きな影響を与える可能性が高いと考えられます。

健全性に関する動向： リスク管理とガバナンス

2014年、OICは全体の統制環境と保険会社のコーポレートガバナンスを向上させるために、多くのガイドラインと規制を発表しました。特に重要な点は、以下のとおりです。

- 2名の独立した取締役を置いた監査委員会を設立する要件

- 内部監査担当部署から監査委員会への直接報告の要件
- 取締役会または監査委員会に報告するコンプライアンス部門を設置する要件
- 現金授受に関するプロセス、手続、統制の確立の要件
- 取締役の独立性要件、リスク委員会、投資委員会、任命委員会、報酬委員会の設置に関するガイドラインの発表

これらの規制と通知は、OICがこれまでに発表したガイドラインを規定、実行、導入するためのものでした。

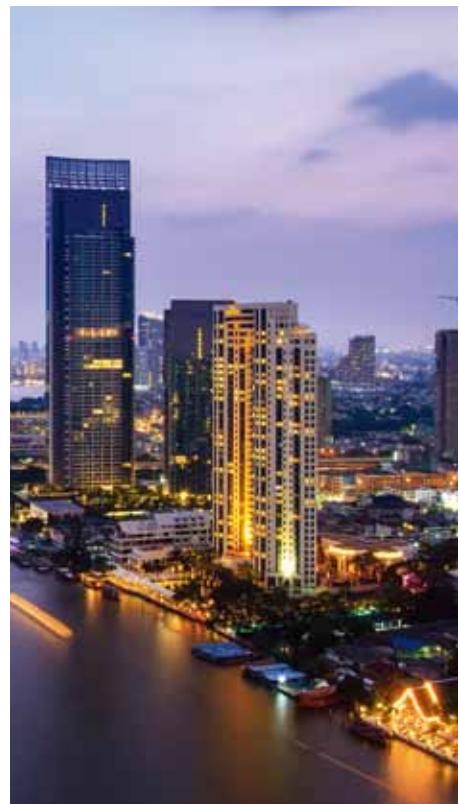
行為規制と契約者保護

価格設定の規制緩和に関する議論は、OICと業界の間で現在も進行中です。しかし現在のところ、価格設定、コミッション、商品認可プロセスの自由化の時期や範囲に関する合意は見られません。

またバンカシュアランスのマーケティングおよび販売活動に対する2013年の規制の強化は、その普及に大きな影響を与えていません。

健康保険

健康保険のライセンスのみの申請はできるものの、多くの保険会社はこのセグメントに注力していません。ただ、健康保険の必要性に関する認識は向上しており、同様に、高齢化が進むにつれて年金保険を提供する生命保険会社もありますが、保険料全体としては小規模です。



❖ ベトナム



市場金利低下トレンドの弱まりに対応して、財務省(MOF)は2014年12月、生命保険会社に適用する評価利率の算出基準を改定し、同改正基準は2015年2月から適用されます。■■

2014年、保険セクターは大きな成長をみました。ベトナムでは現在、保険の市場普及率が低く、一方、GDPの伸びを考慮すれば、保険セクターの成長は来年も継続する見通しです。

市場金利低下トレンドの弱まりに対応して、財務省(MOF)は2014年12月、生命保険会社に適用する評価利率の算出基準を改定し、同改正基準は2015年2月から適用されます。

長期的には、保険セクターは再編される見込みです。その目的は、脆弱で非効率な保険会社の事業を統合することと、コーポレートガバナンス基準を、資本十分性・リスク管理・情報の透明性の主要3分野において、国際的な実務に合わせて向上させることです。

ICPの遵守

ベトナムは、新たなICPsに関するFSAP評価を義務付けられた国ではありません。

健全性に関する動向

ベトナムの現在の資本制度はルールベースで、シンプルな計算手法を用いて、事業種類

(生命保険、損害保険、健康保険、再保険)ごとの最低資本要件と、ソルベンシーマージンの最低水準が設定されています。

2014年12月、MOFは保険会社の評価と格付けに関するガイドラインを定めた通達を公布しました。監督上の比率と指標の結果に基づいて、保険会社はさまざまなグループに分類され、各グループの格付けの結果に応じた適切な措置が講じられます。

行為規制と契約者保護

代理店は依然、ベトナムの主要な販売チャネルです。しかし保険会社は、代替的な販売チャネル(オンラインとバンカシュアランスを含む)として多くの取組みを開始し、力を注いでいます。

2014年、MOFはバンカシュアランス事業を規制する通達を公布しました。この中でバンカシュアランス事業は、ベトナム国家銀行(銀行監督当局)およびMOF(保険会社監督当局)の双方が監督するとされています。また同通達は、保険商品を顧客に不当に販売しないよう、バンカシュアランス事業に携わる銀行員の特定の教育要件を示しています。



EMA地域 (中東欧・中東・アフリカを含む) の 規制動向

欧州の保険業界におけるソルベンシーIIの遵守開始まで、あと1年を切りました。世界全体の規制体制の進化に与える影響の大きさを考慮し、今年の検証ではまず欧州の規制動向を取り上げます。



欧州

・ 欧州経済領域 (EEA)



欧州で進められている保険の健全性規制の抜本的な改革は、昨今誰もが知るところです。ソルベンシーⅡにより、現行の14個の指令（いわゆるソルベンシーI）が、新たなリスクベース健全性要件のセットに置き換えられます。これにより、単一に調和された強固な健全性の枠組みが、ごく小規模な保険会社を除き、すべての欧州の保険会社に初めて適用されることになります。

健全性に関する動向： ソルベンシーⅡ

ソルベンシーⅡは長く困難な過程を経てきましたが、今や2016年1月1日の導入を疑う余地はないでしょう。

最後の指令が採択されて以降しばらく経ち、加盟国はこれらの要件を2015年3月31日の期限までに各国の規制制度に移管する必要がありました。2015年1月18日には、レベル2委任法令（正式名称は、委員会委任規則第2015/35号）も発効しました。これらは指令ではなく規則であるため、移管の手続を必要とせず、すべての加盟国に自動的に適用されます。

ソルベンシーⅡパッケージを完成させるための残りの課題は、適用に関する技術的基準（ITS）およびガイドラインと同等性に関する決定です。

適用に関する技術的基準

ITSはEIOPAによって策定され、欧州委員会によって承認されます。これらは純粋に技術的な事項を扱うものであり、承認されると法的拘束力が発生します。

EIOPAは、ITSのSet1（2015年4月1日から必要とされるさまざまな承認プロセスに関する）を2014年10月31日に欧州委員会に提出し、

欧州委員会はこれらを委員会実施規則として2015年3月19日および24日に承認しました。

Set2と最終SetのITSのコンサルテーションは2014年12月3日に締め切られ、2015年3月2日を回答期限としていました。EIOPAはこれらを2015年6月30日に欧州委員会に送付することを目指しており、Set1の承認に要した期間よりもかなり短い間隔ではあるものの、2015年9月30日までに承認を得たいと考えています。

ガイドライン

ガイドラインはEIOPAによって策定され、さらなる承認は必要としません。ITSと異なり、ガイドラインはいわゆる「遵守するか、遵守しない理由を説明せよ」ベースで運用されます。つまり、ガイドラインが各国の監督当局に向けて発行された後、各当局はその遵守のためにあらゆる努力を行う必要がありますが、もし遵守が不可能であった場合には、その理由をEIOPAに説明しなければなりません。各國当局は、最終版のガイドラインの発行から2ヵ月以内に、遵守に関する意向を確認する必要があります。各当局が一旦遵守の意向を表明した場合には、当該国／地域の保険会社は、適用対象となる範囲で、ガイドラインを遵守する必要があります。

この「遵守するか、遵守しない理由を説明せよ」アプローチにより、制度の一部に一定の差異が生じる可能性があります。しかし準備フェーズのガイドラインによれば、高いレベルでの遵守が想定されており、同ガイドラインでは、全体の遵守率が93%、文書単位でも90%を超えるガイドラインがすべての当局によって遵守されました。

欧州で進められている保険の健全性規制の抜本的な改革は、昨今誰もが知るところです。ソルベンシーⅡにより、現行の14個の指令（いわゆるソルベンシーI）が、新たなリスクベース健全性要件のセットに置き換えられます。これにより、単一に調和された強固な健全性の枠組みが、ごく小規模な保険会社を除き、すべての欧州の保険会社に初めて適用されることになります。



ガイドラインのSet1（主に定量的要件に関するもの）は、2014年11月27日にEIOPAによって最終化され、翻訳版が発行された2015年2月2日から「遵守するか、遵守しない理由を説明せよ」の期間が開始しました。本レポート執筆時点で、各国の所轄官庁はこれらのガイドラインの遵守範囲を確認する作業を進めています。初期段階の見通しとしては、遵守は極めて高いレベルで達成される見込みです。

ガイドラインのSet2に関するコンサルテーションは2015年3月2日に終了し、EIOPAは、ソルベンシーII開始前に各國当局が「遵守するか、遵守しない理由を説明せよ」の判断を行う十分な時間を確保するため、当ガイドラインの最終版を2015年7月に発行することを目指しています。開示に係る監査要件に関する決定は未了であるものの、この他の面では、ソルベンシーIIパッケージは、同等性評価（以下参照）の最終決定を除いて完成することになります。

2014/15要件

前項で言及した、準備フェーズのガイドラインは2014年1月1日から2015年12月31日の期間に関するものであり、昨年の本レポートにおいても取り上げました。欧州全域で、保険業界と規制当局の双方が、これらの要件を満たすために多大な作業を行いました。

リスクとソルベンシーの自己評価（ORSA）形式の最初のレポート（準備フェーズでの名称は「自己のリスクに関する将来を見据えた評価（FLAOR）」）は2014年に提出され、2015年には第2回の提出が求められています。このレポート作成作業の試行により、保険会社は当該レポートを作成するために必要な工数をより明確に認識することができ、多くの取締役会でこの作業が有益であったと評価されました。また、リスクプロファイルをより深く理解することができただけでなく、この作業は多くの場合、2015年に進展させるべき主要分野（ストレステスト

およびシナリオテストの改善や資本予測の強化など）を洗い出すものとなりました。多くの監督当局による初回のレビューにおける共通のメッセージは、当該レポートの想定読者は取締役会であって規制当局ではなく、そのためまず何よりも取締役会のニーズに応えなければならないということを、保険会社自身が理解する必要があるというものです。

とりわけ、ソルベンシーIIで要求される定量的報告書テンプレート（QRT）と記述式報告の抜粋の提出要件は、保険会社が第3の柱に取り組むことへの圧力の高まりとなりました。一部の欧州の国では準備フェーズの要件よりも先行して進められていますが、初回の報告要件は、2014年12月31日以降に終了する事業年度に関するものであり、単体情報については22週間以内、グループ情報については28週間以内で各國の監督当局に提出することが求められています。また、2015年9月30日に終了する四半期に関しては、単体情報については8週間以内、グループ情報については14週間以内に、四半期報告も求められています。要求されたQRTおよび記述式報告の作成に必要な情報を揃えるために、保険会社は多大な作業を実施しました。なお、概して記述式報告よりもQRTに大きな関心が払われました。

準備フェーズでの第3の柱の報告は、監督手法に差異が見られる分野です。これは多くの国の所轄官庁が、少なくともソルベンシーIIの貸借対照表に関して、何らかの形での監査人による保証を求めているためです。例えば、ベルギーの規制当局は、定量的および記述的情報がEIOPAのガイドラインに従って報告されているかどうかに関する事実に基づく検出事項の報告書を監査人に求めています。また英国の規制当局は、2段階のプロセスを設定しており、まず会社のソルベンシーII貸借対照表作成のための基本となる重要な事項が現時点でのソルベンシーIIのフレームワークを遵守しているかどうかを検討し、その上で、準備フェーズ

で必要とされるQRTのサブセットが、その基本となる重要な事項を遵守しているかどうかに関する監査人の意見を検討します。

内部モデル

2014年11月に、ソルベンシーIIワイヤーが行った調査¹⁰によると、ソルベンシー資本要件の算出にあたって、標準的手法によるアプローチの代わりとして、保険会社による自社内部モデルの使用を認めた適用事例が、欧州全体で約175件存在します。特に英国が最も多く、45件の適用事例があります。

EIOPAは2014年12月4日、各加盟国との間で、内部モデルに対する監督当局の承認プロセスの整合性を図ることを目的として、内部モデルのための共通適用パッケージを発表しました。

同等性

同等性は、ソルベンシーIIの制度下における、非欧州地域での保険の健全性規制体制の認識に関わるもので、影響を受ける分野は3つあります。

- 非欧州地域の再保険会社による再保険契約の取扱い
- 規制体制の対象となる保険会社を、現地規制ベースでグループソルベンシー計算に含められるようにすること（保険会社が連結グループの一部として含まれるだけでなく、単体ベースで合算された場合にも同等性が認められることを前提とする）
- 同等のグループ要件の下で実施されるグループレベルの監督への依拠

2014年1月30日、EIOPAはバミューダ、イス、日本（再保険のみ）の同等性の状況に関する最終勧告を欧州委員会に提出しました。最初に同等性評価を要請した国はこの3カ国のみであり、この3カ国ではソルベンシーIIの水準に引き上げるため、同等性がないと判断される可能性がある部分に関して、国内の規制要件の改正に多大な努力を払ってきました。EIOPAの意見は、以下のように要約されます。

EIOPAは2014年12月4日、各加盟国との間で、内部モデルに対する監督当局の承認プロセスの整合性を図ることを目的として、内部モデルのための共通適用パッケージを発表しました。

表11：同等性の状況に関するEIOPAの勧告

	再保険	単体保険会社	グループ要件
スイス	開示体制の改正が実施されれば同等。	同等	開示体制の改正が実施されれば同等。
バミューダ（クラス3A、3B、4、C、D、Eに分類される保険会社に限る）	概ね同等。ただし、特に長期性保険などの一定のクラスでは多くのただし書き（次ページ参照）がある。		
日本	概ね同等。最大の懸念は技術的準備金に関するものであるが、（本レポートの日本のセクションに記載したとおり）新しい経済価値ベースのソルベンシー制度の策定が進められており、EIOPAはこれによって懸念は解消されると考えている。	対象外	対象外

出典：KPMGインターナショナル、2015年

10. (<http://www.solvencyiwire.com/internal-model-pre-applications-2014/1582332>)

移行措置の観点から、EIOPAは2014年の間に、オーストラリア、ブラジル、チリ、中国、香港、イスラエル、メキシコ、シンガポール、南アフリカの監督制度の同等性評価を行いました。これに加え、カナダの制度の暫定的同等性をどのように評価すべきかについても決定しました。

バミューダに関する報告では、部分的に同等と評価された分野が複数あり、バミューダ金融庁が最近変更を加えたものの、一部のクラスの保険会社については、ソルベンシーIIの開始までに差異を解消することは難しい見込みです。主要なただし書きは、以下に関するものです。

- 複数の評価ベースによるソルベンシー制度（すべてのクラス）。これは評価基準の改正案が実施されることで対応される見込み（クラス3Bと4は2016年1月1日、クラス3Aは2017年1月1日、生命保険は2018年1月1日）。
- 生命保険会社における評価基準。開発中のフレームワークにも重大な不確実性が依然として存在。
- クラスCとDの保険会社の財務諸表の欠如。
- クラスCとDの保険会社に、最低ソルベンシーマージンと同等かそれを上回る、利用可能な法定資本および剰余金を維持することを要求する規定の欠如。2015年末までに導入予定。
- 情報開示。情報開示に関する現行の規定および計画はソルベンシーIIよりも限定的。クラス3Aまたは生命保険に適用される情報開示要件は存在せず、クラス3B、4とグループに関しては広範囲の適用除外が可能。

本レポート作成時点で、欧州委員会は同等性の判断を発表していません。これらの報告からは、スイスが完全な同等性ステータスを得るために最も優位な立場にあると思われる一方で、欧州委員会がバミューダと日本の報告書におけるただし書きをどのように捉えるかはまだ分かりません。仮に、同等性を申請しているすべてのクラスのバミューダ企業も含め、完全な同等性を与えることができないと決定したとしても、

これらの報告書は、各制度において、暫定的または一時的同等性を与えるのに十分な進展があったことを示していると考えられます。

また移行措置の観点から、EIOPAは2014年の間に、オーストラリア、ブラジル、チリ、中国、香港、イスラエル、メキシコ、シンガポール、南アフリカの監督制度の同等性評価を行いました。これに加え、監督上の協力を必要としないという前提で、カナダの制度の暫定的同等性（グループソルベンシー評価の中で非欧州の保険会社を含める場合のみ該当）をどのように評価すべきかについても決定しました。欧州委員会は、2015年4月に条件付き同等性、9月に一時的同等性に関する委任法令を施行すると発表しました。

行為規制と契約者保護

契約者保護は、以下の2つの主なニーズに対応して行われる必要があります。

- 健全な経営、強靭なガバナンス、強固なソルベンシーポジション（ソルベンシーII）
- 購入する商品の条件、コスト、リスクに関する適切な情報提供を行い、顧客が公平に取り扱われ、価格に見合う価値またはサービスを受領することを確実にすること

これらのうち2点目は、主に保険販売指令（IDD）に置き換えた保険仲介業務指令（IMD）の改正とパッケージ型個人向け保険ベース投資商品（PRIIPs）のための商品情報書類に関する規則に落とし込まれています。2014年の間にこれらの両分野で進展が見られ、PRIIPs規則は11月に最終版が作成され、12月9日に官報で公布されました。

IDDに関する進展は限定的で、2014年には多くの修正がなされたものの、最終版の指令には至りませんでした。一方、改正版

の金融商品市場指令 (MiFID2) の採択により、利益相反の識別、防止、管理、開示に関連して、現行のIMDの変更が必要となりました。

EIOPAは、MiFIDの実施指令によって示された要件を概ね踏襲する形で、2014年10月1日にコンサルテーション・ペーパーを公表しました。この中で、加盟国間での一貫した適用を確実にするため、後日さらなるガイドラインを策定する可能性がある旨に言及し、2015年2月4日には最終勧告を欧州委員会に提出しました。主な勧告事項として、保険仲介業者と保険会社の双方に、以下の対応を求めています。

- 最低限の基準を提示し、保険販売活動の過程から生じる潜在的な利益相反を識別すること。
- 各企業の性質、規模、複雑性に応じた利益相反に関する方針を確立すること。この中では、順守すべき手続と、利益相反を管理するための手續を特定しなければならない。ポリシーは少なくとも毎年1回見直しをしなければならない。

IDDは顧客に不利益が生じないよう、利益相反を十分に管理できない場合の顧客への情報開示を認めていますが、勧告の中ではこれは「最後の手段」とすべきであると強調されています。

現在のところ、加盟国間でこの分野に関する調和された手法がないため、これらの勧告は欧州連合の各加盟国内で異なるインパクトを与えると考えられ、一部の要件の早期導入を進めている国もあります。また、一部の国で主な問題となっているのは、利益相反が生じる可能性がある場合に、ある当事者の報酬と他の当事者の収入が直接リンクすることを一切排除する要件です。EIOPAは、コミッションに基づく販売モデルを禁ずる意図はないと強調していますが、IDDの提案

に先立ち、現在の取決めの見直しが必要となる可能性があります。

PRIIPsのための主要情報説明書の規則に関して進められている議論を補完するために、この規則が有益な情報を与えるかどうかを評価するための消費者テストが行われる予定です。EIOPAはまた、行為規制に関してリスクベースの監督を促進するために、重要リスク指標のセットの開発を予定しています。

一方で、これと少なくとも同程度に重要な考えられるのは、本レポートで別途記載しているとおり、企業の文化と戦略です。

その他の進展として、EIOPAは2014年12月、各監督当局から収集した情報に基づき、第3回消費者トレンド報告書を作成しました。すべての加盟国に存在するわけではないものの、主なトレンドとして特定された点は、以下のとおりです。これらの多くはIDDで対応していますが、懸念に対処するため、来年にさらなる取組みが必要なものもあります。

- 透明性が不足し誤解を招くような広告、マーケティング、販売文書
- 一貫性のない情報開示
- 損保商品の広告宣伝用資料において、契約条件ではなく価格を強調すること
- 誤解を招かずに正しくバランスのとれた情報提供を行うために必要となる、販売時点情報管理の強化
- 他の商品とセット販売される際に、商品の情報開示や販売実務が不十分なために、十分な認識なく保険商品を購入すること
- 制限や適用除外があることで、割高となっている商品
- 不当な販売
- 販売インセンティブスキームと利益相反





- 不適切な契約変更（保証型から限定保証または非保証型商品への変更など）
- クレーム処理上の不備（請求の不適切な拒否や支払遅延など）
- 消費者の金融知識の不足

欧洲のストレステスト

2014年11月30日に公表された、EIOPAによる欧洲保険ストレステストは、市場環境の悪化と保険業関連の悪化シナリオを中心とするものでした。あわせて、長期にわたる低金利または急激な逆イールドといった、低金利環境により最も影響を受ける生命保険会社への影響を評価するテストも実施されました。

11月30日の結果公表を受けた報道の多くは、2013年末の時点で14%の保険会社がソルベンシー資本要件 (SCR) を満たしていなかったことを中心とするものでした。EIOPAは報道用資料の冒頭で、保険セクターはソルベンシーIIの要件で、概ね十分に資本を備えていると発表しましたが、この点にはそれほど焦点が当たりませんでした。

しかし、全体としての統計値は誤った印象を与える可能性があり、この14%の保険会社が資産に占める割合はわずか3%でした。これは、保険市場によってテスト参加水準に偏りがあったことが一因と思われ、3大保険市場（英国、ドイツ、フランス）では、少数の保険会社によって約50～60%をカバーした一方、一部の小規模な欧洲保険市場では100%近くをカバーしていました。

今回のテストで特に問題であったのは、標準的手法のキャリブレーションによるソルベンシー資本要件 (SCR) のみをテストし、内部モデルへの影響を考慮しなかった点です。

前述のソルベンシーIIの項にあるとおり、欧洲全体で約175件の全体または部分的内部モデルが適用されており、これには参加者の多くが含まれていると見られます。この14%という数字は、もし各保険会社がそれぞれ適用予定のソルベンシーIIのSCR基準を用いることができれば、大きく低下していた可能性があります。これには、欧洲の上位30社の中で唯一SCRを満たすことができなかった保険会社も該当すると思われます。その他の上位30社の保険会社をみると、その60%超がストレス後にも150%を超えるSCRを示していました。

ストレステストの結果

テストされた保険業関連シナリオはいずれも極端なものだったにもかかわらず、平均すると10%を超えて資本レベルが低下したシナリオはありませんでした。

市場ストレスシナリオの結果には、（現実には発生するであろう）ストレス後のSCRの再計算を行わないという簡素化アプローチと、参加した多くの小規模保険会社が、利用可能な長期保証 (LTG) の措置を使用しなかったことによるゆがみがありました。したがって、実際のソルベンシー水準は、このような極端なイベントの下でも今回の結果が示すものよりも良好であろうと考えられます。

当然ながら保険会社は、資産価値の下落と低金利の双方が組み合わさった場合に、最も大きく影響を受けます。しかしそのように極端な状況で、かつ利用できる緩和策がない場合でも、SCRの比率は大幅に減少するものの、保険契約負債はなおカバーされると考えられます。

低金利環境

低金利環境の影響は以前から懸念されており、今回の結果もこれを再認識するものとなっています。しかし多くの保険会社（継続シナリオでは24%、急激な逆イールドのシナリオでは20%）がSCRを充足できなくなる一方、一部の保険会社ですべての保険契約者への支払ができなくなる可能性が発生するまでには、約10年の低金利期間を要するということも示されています。つまり大半の保険会社には、新たな状況に対応して、顧客の不利益を軽減させるためのアクションプランを策定する猶予期間が与え

られています。これがある国の市場の特定の問題であれば、該当する規制当局がその問題の深刻度を評価し、対応策を検討するということも可能です。

保険会社は、自社について得られた課題の潜在的影響を考慮しなければなりません。これには、リバース・ストレステストをさらに拡充して、各社のビジネスモデル、保険契約者、経済全体への影響をより十分に考慮し、利用可能な対応策を決定することが含まれるでしょう。ある意味で、再生計画の第一歩といえます。

表12：EIOPAストレステスト：主要事項の抜粋

14%の保険会社がSCRを満たすことができなかった。

- 参加水準に大きな偏り（3大保険市場（英国、ドイツ、フランス）では、少数の保険会社によって約50～60%をカバーした一方、他の小規模市場では100%近くをカバー）があり、これによって全体数値にはゆがみがあった。
- これらの保険会社が欧州の保険資産に占める割合はわずか3%であった。
- 標準的手法のキャリブレーションによるソルベンシー資本要件（SCR）のみをテストした。欧州全体の約175件の全体または部分的内部モデルの適用が反映されれば、非充足の割合は大きく低下する可能性がある。
- これがおそらく、欧州の保険会社上位30社内の1社がSCRを満たすことができなかった理由である。その他の29社は、60%超が150%を超えるSCRを示した。

セクターは、資産価値の下落と低いリスクフリーレートの複合による「ダブルパンチ」のストレスにさらされている。

- 市場ストレスシナリオの結果には、ストレス後のSCRの再計算を行わないという簡素化アプローチと、参加した多くの小規模保険会社が利用可能な長期保証（LTG）の措置を使用しなかったことによるゆがみがあった。したがって、実際のソルベンシー水準は、このような極端なイベントの下でも今回の結果が示すものよりも良好であろうと考えられる。
- 「ダブルパンチ」シナリオは極端な状況だが、そのような状況でも、SCRの比率は大幅に減少するものの、保険契約負債はなおカバーされると考えられる。
- テストされた保険業関連シナリオは極端なものであったが、10%を超えて資本レベルが低下したシナリオはなかった。

低金利長期化シナリオでは、24%の保険会社がSCRを充足できなくなる。

- 低金利環境の影響は以前から懸念されており、今回の結果もこれを再確認するものである。
- しかしこの結果は、一部の保険会社ですべての保険契約者への支払ができなくなる可能性が発生するまでには、約10年の低金利期間を要するということも示している。つまり大半の保険会社には、新たな状況に対応して、顧客の不利益を軽減させるためのアクションプランを策定する猶予期間が与えられている。

全体として、これらの結果は欧州保険セクターが強固であることを示している。

出典：KPMGインターナショナル、2015年

再生・破綻処理計画

銀行向けの再生・破綻処理指令が2014年4月に採択された一方、保険会社にはまだそのような指令はありません。2012年に行われた、銀行以外の金融機関向けの再生・破綻処理の有効枠組みに関する作業は行き詰まっているようですが、まだ消滅していないことは確かです。しかし保険会社が今後もその検討の対象であるのかどうかは不透明です。これは、2014年12月16日付の欧州委員会の2015年度作業計画によるところ、この作業は現在「中央清算機関等のシステム上関連する金融機関の再生・破綻処理に関する欧州の枠組みを創設する提案」と題されているためです。

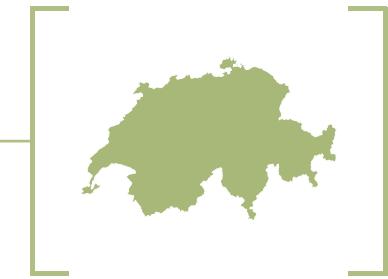
このように明らかなスタンスの変更があったとはいえ、一部の国の所轄官庁は、少なくとも国全体でシステム・リスクを引き起こすと考えられる保険会社に対して何らかの形のコンティンジェンシー・プラン要件を定める方向で進める可能性が高いように思われます。例えば、英国では2014年、新たな原則が打ち出され、すべての規制

対象会社に（セクターを問わず）、「必要が生じた際に秩序だって破綻処理し、重要なサービスの中止を最低限に抑えることができるよう破綻処理に備える」ことを求めていきます。

英国健全性監督機構（PRA）は、その保険会社向け提言の中で、「保険会社は要求があれば、破綻処理の実行可能性の評価を行うために必要なすべての情報をPRAに提出する必要がある」としています。破綻処理の実行可能性に重大な問題が認識された場合、PRAは保険会社に対して、その問題点を緩和させるため、十分な変更を提案し実施するよう求めています。そしてストレス時に、事業を安定して持続可能な状態に維持または立て直すための信頼性のあるステップを確立することも求めています。しかしPRAの現在の対応は「要求があれば」という前提であり、破綻処理計画に関する保険会社との議論は、保険会社のシステム上の重要性、破綻の緊急度、または考慮される主な取引などのその他の理由に応じて異なるでしょう。



スイス



2014年のスイスの規制環境は、複数の規制上の取組みを特徴としており、そのどれもが保険会社に大きな影響を与える可能性があるものでした。昨年の主なトレンドをまとめると、以下のとおりです。

- スイスでの国際基準の採用
- 銀行法の保険領域への波及効果
- 契約者保護法の強化

規制はますます国際化しており、特にIAISのような影響力を拡大している国際機関がスイス市場にインパクトを与えています。監督や保険リスク管理の基準は、グローバルなレベルで設定されつつあり、スイス連邦金融市場監督機構(FINMA)は、グローバルに認められる監督官庁としての立場を維持するため、これらを遵守します。欧州連合からの消費者保護の法制化の波は、機会をもたらすものである一方、営業部門、コンプライアンス部門、商品開発に問題を提起し、ひいては取締役会のレベルで早急に検討されるべき課題もあります。

ICPの遵守とソルベンシーⅡ同等性

2014年、IMFはスイスの健全性システムに関する金融セクター評価プログラム(FSAP)を完了しました。予想されたとおり、ICPsの遵守レベルは極めて高かったものの、いくつかの重大な提言もありました。その中には、オンライン検査を増加させる必要性や、仲介業者の直接の監督、情報開示の拡大が含まれていました。最近の他のFSAPと同様、評価者はFINMAに強固な行為規制を策定するよう促しました。

このFSAPでは、FINMAによる第三国の再保険会社の支店への監督を強化する提言もありました。IAISは支店の監督に関する基準を有していないため、これは意外なものでした。2013年、IAISは「支店を通じたクロスボーダー事業の監督」に関する論点書を公表しました。この論点書は現在の監督規定を調査するものでしたが、何らかのアプローチを推奨するものではありませんでした。

スイスは、ソルベンシーⅡの下での完全同等性の検討対象国となっています。EIOPAによるスイスのソルベンシーⅡ遵守に関する評価は非常に高かったものの、同等性委任法案が提出された際に、外国人労働者を巡る最近の政治的問題が議会において問題をもたらす可能性が懸念されます。

健全性

保険監督条例(ISO)の部分的改正は、2015年7月1日から発効する予定です。現在のISOには、改正が必要な理由が数多くありました。

- 金融・経済危機から得た教訓
- EIOPAによるスイス・ソルベンシーテスト(SST)の同等性評価
- FSAP

ISOの変更点は、ソルベンシー、定性的リスク管理、情報開示の分野に影響を与えるとともに、保険の技術的準備金、契約者持分資産、仲介業者の監督の各分野、および一定のセクター特有の条項にも修正が加えられます。

スイスは、ソルベンシーⅡの下での完全同等性の検討対象国となっています。EIOPAによるスイスのソルベンシーⅡ遵守に関する評価は非常に高かったものの、同等性委任法案が提出された際に、外国人労働者を巡る最近の政治的問題が議会において問題をもたらす可能性が懸念されます。



現在のISOは、同等なソルベンシー測定手法の使用を認めていますが、新しいISOでは、スイスのすべての保険会社がSSTに従うことを要求しています。定性的リスク管理に関しては、ORSA要件が導入され、コンプライアンス組織が確立され、流動性のフレームワークが設定されます。

行為規制と契約者保護

MiFID2 / FIDLEG

欧州の章で述べたとおり、MiFID2によってIMDに追加された消費者保護の条項は、「保険ベースの投資商品」の販売に関するものです。しかしスイス金融サービス法(FIDLEG)の公開草案は、すべての金融商品の提供者を対象とするため、保険業界に直接の影響を与えます。この対象が最終的な法令でも変わらない場合、スイスの保険会社および保険仲介業者は、多岐にわたる戦略上の課題に対処し、FIDLEGの規定を実行するために周到な計画を立てる必要があります。

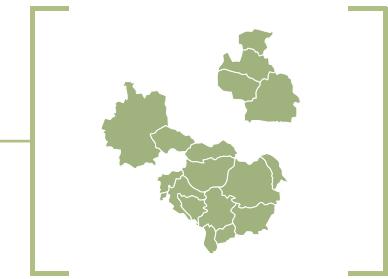
しかし法制化の時期と最終的な法令の内容には、まだ大きな不確実性が残っています。

自動的情報交換

グローバル金融・経済危機以降、それに伴う各国での多額の資金調達の必要性から、スイスには税務面での透明性を高めることができますがより強く求められています。OECDは、2014年2月13日に自動的情報交換(AEoI)のための基準案を打ち出し、国際的な税務面での透明性確保に向けて大きな一步を踏み出しました。

保険会社は、AEoIが自社の顧客、事業プロセス、ITインフラに与える影響を注意深く検討する必要があります。AEoIは、米国外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)の改定版ではありません。本国以外に重要顧客や投資家の基盤を擁する保険会社にとって、AEoIは収集するデータ量および各税務当局に報告すべきデータ量の大幅な増加を意味しています。規制化、ITインフラとともに、データ品質、プライバシー、データ保護が、この基準を効果的に実施するための重要な要因となります。

中東欧 (CEE) 地域



中東欧 (CEE) は、規模の異なる多様性に富む市場を有し、経済発展状況も異なる18ヵ国¹¹で構成される地域です。しかし、これらの国は似たような経緯を辿りました。中央集権的な社会主義体制から脱却した後、EUに加盟し、EUの法律を国内法化する必要が生じた国がある一方で、EU加盟に向けた「成熟」段階に達した国もあります。

自動車損害賠償責任保険の事業は、ほとんどのCEEの国で最も重要な事業部門となっており、保険料の水準を向上させることができる数多くの進展がありました。例えば、市場の自由化と市場競争の自由化（クロアチア）、障害者給付を増やす可能性がある新たな民法の制定（チェコ共和国）、2015年1月から新たな規制の適用（ルーマニア）などです。ルーマニアでは、技術的準備金をカバーするための許容資産に関する規則も変更し、同日から施行しています。

CEEの保険市場の大半は、この地域外に本拠を置くグループの子会社が支配しています。ただ今年は、子会社が欧州の保険会社の支店になる兆候がいくつか見られました。これは、ソルベンシーIIの世界でグループの効率性を高めようという、グループの計画の一環かもしれません。ただ、この傾向が継続するかどうかについて述べるのは時期尚早です。

ブルガリアでは、監督モデルが変更になる可能性があるようです。ブルガリア中央銀行とブルガリア金融監督委員会の2つの監督当局が統合される可能性があります。両者は、2014年10月の前回の議会選挙以来、公に協議を重ねていました。

ICPの遵守

保険セクターに関しては、CEE諸国でFSAPの義務的調査の対象に挙げられている国はありません。欧州指令との協調を図ることの方が、ICPを遵守することよりもはるかに優先されています。

健全性の進展

ルーマニアでは、EIOPA、欧州委員会と現地の監督当局が、2015年上半期中にバランスシートレビューの作業を実施しています。保険市場の代表サンプル（最大手の13社）がレビュー対象に選定され、すべての資産（技術的準備金をカバーするものに限らず）とすべての負債について、独立したレビューが調査します。この作業の範囲は、保険市場を所定のストレスシナリオに基づきテストすることと、ソルベンシーIIに対するルーマニアの市場の準備状況を評価することです。

それ以外の各国では、EIOPAの予備的ガイドラインに沿って、監督当局が、保険会社に対してソルベンシーIIの実施の前に対応を求めています。例えば、リトアニアとルーマニアでは、会社は2015年1月までにFLAOR/ORSAの方針と報告を提出しなければなりません。さらに、リトアニアの会社は、2015年中にFLAORの第2次実施結果を提出することになっています。チェコ共和国とハンガリーでは、保険会社は、2016年1月1日に至るさまざまなステップを含むタイムテーブルに従わなければなりません。

セルビアでは、現在新たな規則が検討されていますが、そこでは、ソルベンシーIIではなく、既存のソルベンシーI指令に定める資本水準が反映されます。

CEEの保険市場の大半は、この地域外に本拠を置くグループの子会社が支配しています。ただ今年は、子会社が欧州の保険会社の支店になる兆候がいくつか見られました。これは、ソルベンシーIIの世界でグループの効率性を高めようという、グループの計画の一環かもしれません。ただ、この傾向が継続するかどうかについて述べるのは時期尚早です。

11. KPMGの分類では、この地域は次の国を対象としています。アルバニア、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、クロアチア、チェコ共和国、エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、マケドニア、モルドバ、モンテネグロ、ポーランド、ルーマニア、セルビア、スロバキア、スロベニア



行為規制と契約者保護

契約者保護の分野で最大限の調和を目指す基準は、現在のところ欧州指令レベルでは存在しないため、この分野の国内規制は、地域内で国ごとに異なっています。

チェコ共和国では、保険販売はマルチレベルと呼ばれる保険会社が支配しています。保険会社の最大のインセンティブは販売量と手数料水準になりがちで、これは販売の質を損ねるよう作用する可能性があり、マルチレベルの会社のネットワークにおいて、顧客のある会社から別の会社に移行する動きが見られます。これに対応して、監督当局は最近、販売アドバイスと流通全般的質を高めることを目的とする保険会社向けの規則を導入しました。この規則は、会社の内部管理システム、品質監視、情報開示に大きな影響を与えると思われるため、現在活発な議論が交わされています。また、チェコ保険業協会は、顧客への情報開示に関する自主規制基準を採択しました。

さらに、仲介業者に関する新たな立法が進行中で、これによって、要件の範囲が拡大（例えば、保険商品の販売にかかる保険会社の従業員を対象に含めること）されることになります。

ハンガリー保険会社協会は、販売の質に関する自主規制を導入しました。また、ユニットリンク保険商品に関するコストの計算と表示方法に合意しました。直近では、生命保険手数料に関する新たな規定が保険業法に盛り込まれ、2015年に施行される予定です。この規定では、生命保険の手数料の水準を制限し、保険契約者が支払う保険料の額を超える手数料の支払いを禁止することになります。

ポーランドでは、ユニットリンク保険商品の「解約控除」に関する最近の訴訟で保険会社側が敗訴しました。この判決はすべての保険契約者にとっての先例となるため、保険会社は損失を被る可能性があります。

ロシア



ロシア中央銀行の傘下に「メガ規制当局」を設立（2013年9月）して以来、多くの法令の変更が導入されました。例えば、新たな保険会計基準の策定（ロシア基準のGAAPからIFRSへの移行で、これには大災害の分析を含む）、ソルベンシー基準の改定、保険数理に基づく評価の義務化、強制自動車損害賠償責任保険事業（CMTPL）に適用する填補限度額と保険料率の改正などです。変更のほとんどは、市場にプラスの効果を与えるものと考えられます。

ICPの遵守

2011年のFSAPでは、IAISの原則の遵守に関する正式な評価は行われませんでしたが、FSAPによって、監督当局のフレームワークが、多くの分野で国際基準から逸脱していることがはっきりしました。たとえば、営業許可にあたって、保険会社が内部統制やリスク管理機能といった形式で必要な運営上のインフラを備えていることを要求していませんでした。フィット・アンド・プロパーが適用される個人の範囲は限られていきました。また、監督機関は、監査役やアクチュアリーを含む主要な経営陣の中でフィット・アンド・プロパーを満たしていない者の資格をはく奪する権限を有していませんでした。協力・情報共有態勢は機能しているように見えましたが、ホーム・ホスト国間の通知やその他の関連する国境を越えた協力活動は、監督機関にとっては必須ではありませんでした。グループ規模での監督は規制に組み込まれておらず、グループ活動の重要性を考慮に入れると、これは監督上大きなリスクを示すものでした。予防・是正措置は現行の監督当局の権限から抜け落ちてい

ました。それ以来、こうした懸念に対処する取組みが始まりました。

健全性に関する動向

上述のとおり、新たな保険会計基準では、保険会社の業績の保険数理上の評価を義務付ける要件を導入しました。この要件は、2013年11月から保険数理基準に組み込まれ（アクチュアリー活動法（FS-293））、2015年1月1日から適用されています。このアクチュアリーの意見書は、保険会社の財務諸表に添付され、オンラインで公表されることになっています。

2014年9月1日、ロシア中央銀行は、「保険会社の規制資本／負債比率の計算に関する」指令の草案を提案しました。これにより、標準的なソルベンシー比率の計算が以下のように変更されます。

- 生命保険では、ソルベンシー比率は、再保険控除後の生命保険準備金の4%とし、キャピタル・アット・リスク（死亡リスク）の割り増しを行う〔これは欧州のソルベンシーI指令に類似〕。
- 損害保険では、改正基準はソルベンシーIIの方法論により近くなり、損害保険の引受リスクに係る標準フォーミュラ要件と非常に整合する。そこでは、正味収入保険料、正味保険支払準備金、保険料とリザーブ・リスクの標準偏差を検討し、会計グループごとの保険料とリザーブ・リスクの合計を評価し、さらにポートフォリオの会計グループ間の相関関係を考慮に入れる。
- 会計グループによっては、平衡準備金が追加される。

2014年9月1日、ロシア中央銀行は、「保険会社の規制資本／負債比率の計算における規制」指令の草案を提案しました。これにより、標準的なソルベンシー比率の計算が変更されます。

2013年11月、ロシア下院は、アクチュアリー活動法 (FS-293) を制定し、2015年1月1日に施行しました。同法は、保険会社に保険数理上の評価を義務付けるとともに、アクチュアリーの意見書を保険会社の財務諸表に添付することを要求しています。こうしたアクチュアリーの意見書は、責任アクチュアリー (responsible actuaries) のみが提出できるため、その人数を増やす取組みが行われています。

行為規制と契約者保護

CMTPLの填補限度額と保険料率の改正は、以下のとおり要約することができます。

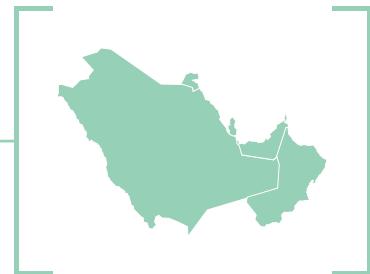
- 物損補償：2014年10月1日までは、CMTPLの填補限度額は、12万ルーブル。10月1日に40万ルーブルに引き上げられ、それから10日後に再度さらに23%から30%引き上げ。提案されている基本保険料率は、2440ルーブルから2574ルーブルの範囲内（以前は1980ルーブル）。
- 負傷、死亡補償：CMTPLの填補限度額は、2015年4月1日に50万ルーブルに引き上げられる予定だが、保険料率を変更する予定はない。

こうした変更は、高い訴訟費用や、2012年に消費者保護法を保険業界に拡大した後に起こった不正請求の水準の上昇を考慮に入れると、CMTPLの損害率にマイナスの影響を与える可能性があります。



中東

❖ 湾岸協力会議 (GCC)



GCC地域における保険セクターは、次の6つの国から成っています。バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア (KSA)、アラブ首長国連邦 (UAE)です。全体的な動向は以下の段落でカバーし、その後、具体的な国ごとの動向について述べます。

ICPの遵守

ICPを実施し、保険セクターの全面的な近代化を行ったことから、この地域全体で規制変更のスピードが加速し始めました。本レポートの前回の版以降に、UAEがこの地域で最近、保険セクター規制の近代化に向けて第一歩を踏み出しました。サウジアラビアにおいても取組みが進められています。カタールでは、保険セクターの規制をカタール中央銀行 (QCB) に委譲したこと

から、保険セクターの強化と近代化を目指して、ICPに準拠した新たな規制が間もなく発表されそうな兆候が見られます。

健全性に関する動向

この地域の保険監督当局のほとんどは、現在では、保険会社に対し、直近の財務状況に加え、将来のリスクシナリオ下でも存続する能力を評価した上で、ソルベンシーの状況に関する財務状況報告書を提出するよう求めています。

行為規制と契約者保護

中東地域では引き続き、タカフルのようなシャリーアに準拠した保険商品が圧倒的な存在感を示しています。バーレーン中央銀行 (CBB) は、主にタカフル・セクターに焦点を合わせた新たな規制を導入しました。

この地域の保険監督当局のほとんどは、現在では、保険会社に対し、直近の財務状況に加え、将来のリスクシナリオ下でも存続する能力を評価した上で、ソルベンシーの状況に関する財務状況報告書を提出するよう求めています。

❖ バーレーン王国



❖ バーレーンのソルベンシー資本

フレームワークは、いまだリスクベースではありません。しかし、CBBは2014年に、主にタカフルとリタカフル・セクターに焦点を当てた修正規制書を発表しました。



バーレーンには、タカフル（リタカフルを含む）を主導するセクターがあり、業界でも最も急速に成長しているセグメントの1つになっています。しかし、先端的区域と世界的な金融センターとして選ばれる地位を取り戻し、インフラの国際基準、規制環境、革新的ソリューションに必要となる支援を提供することを視野に入れて、規制当局は保険規制を強化するための第一歩を踏み出す必要があります。

バーレーンのソルベンシー資本フレームワークは、いまだリスクベースではありません。しかし、CBBは2014年に、主にタカフルとリタカフル・セクターに焦点を当てた修正規制書を発表しました。

タカフル／リタカフル・セクターに影響を及ぼす主な変更点は以下のとおりです。

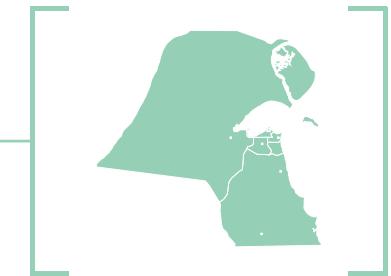
- タカフル・ファンドレベルではなく、会社レベルのソルベンシー要件評価
- 資本が最低資本を下回った場合、直ちに資本を注入するとともにCBBに通知することを会社に義務付ける
- タカフル事業者に対し、成功報酬や変動ワカラ手数料を禁止すること

しかし、改正の中には、財務状況報告書の要件など、より広範囲の保険セクターにも適用されるものがあります。

❖ クウェート国

クウェートは、GCC地域の中でも小規模の保険市場の一つで、国内の保険会社が支配しています。

クウェートはGCCで唯一IAISに加盟していない国で、唯一独立した保険規制当局を持っていません。独立した保険監督当局の設立や、保険規制の近代化について引き続き議論が進行中です。



❖ オマーン国

オマーンの保険市場の大半が、国内の保険会社です。

規制動向に関しては、2014年8月12日に勅令No.39/2014が公布され、保険会社法のいくつかの条項が、以下のように改正されました。

- 最低資本要件を2倍の1000万オマーン・リアル (RO) とし、既存の保険会社には3年間の移行期間を与える
- 少なくとも株式の40%を、3年以内にマスカット株式市場に上場しなければならない

- 現在、生損兼業保険会社として事業を営む保険会社は、生命保険と損害保険それぞれに別個の法人を設立しなければならない

新たな規制は、オマーンの保険会社にプラスになると思われます。これによって、資本市場の資金へのアクセスが改善し、資本を強化でき、透明性を高め、保険市場の財務体質を強化できるからです。資本要件が増大したこと、いくつかの小規模の事業者の間では統合が進むと思われます。さらに新規参入者にとっては障壁となるため、中期的には市場の安定化に資すると考えられます。



II 新たな規制は、オマーンの保険会社にプラスになると思われます。これによって、資本市場の資金へのアクセスが改善し、資本を強化でき、透明性を高め、保険市場の財務体質を強化できるからです。**II**

❖ カタール国



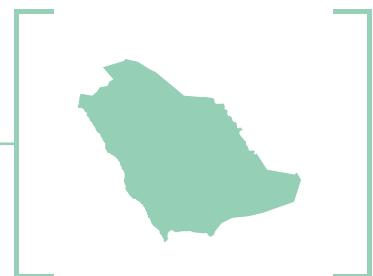
❖ 現在の規制変更の波は、ほとんどの保険会社に対し、ビジネスモデル、コスト構造、ステークホルダーとの対話方法について問題を投げかけることになるでしょう。//

カタールの保険セクターは、活力に満ち、成長し、高い競争力を持っており、さらに2022年のワールドカップまでの間、その恩恵を得る環境にあるように見えます。國中で、大規模なインフラや建設プロジェクトが進んでいるからです。保険セクターは総じて、国際金融センターとして発展とともに、国際標準のインフラや規制環境、革新的ソリューションに必要となる支援を提供することを視野に入れて、保険規制を強化するための第一歩を踏み出しています。

カタール中央銀行 (QCB) が、保険会社に規制のフレームワークを導入することにより、大幅な規制変更が行われますが、これはICPに準拠することが広く見込まれています。カタール金融センター規制機構 (QFCRA) は、カタールが国際慣行に沿うための取組みも継続的に行っており、QFCRAの健全性保険規則書の改正 (ICPに基づく) が2015年1月1日に発効しました。

現在の規制変更の波は、ほとんどの保険会社に対し、ビジネスモデル、コスト構造、ステークホルダーとの対話方法について問題を投げかけることになるでしょう。

❖ サウジアラビア王国 (KSA)



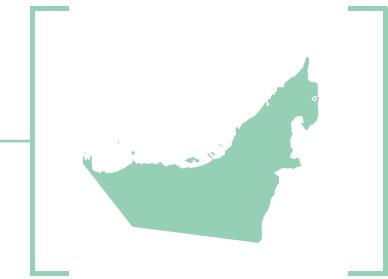
最近の原油価格の下落と国際市場における供給過剰は、サウジアラビアのGDPの成長にマイナスの影響を与えました。サウジアラビアの保険業界は、この数年間成長してきましたが、これは主に国内の経済の着実な拡大によるものでした。サウジアラビアの力強い人口動態から、同業界の今後の成長が期待されており、高い消費性向とインフラプロジェクトへの公共投資は、引き続き成長に強い拍車をかけています。

規制変更は、成長の牽引役となりそうです。これは、サウジアラビア通貨庁 (SAMA) が

2006年に強制加入健康保険を、2007年に強制損害賠償責任保険をそれぞれ発表したときにも見られました。2014年にはもう1つの強制加入保険が実施されました。これは閣僚会議の「高リスクの施設もしくは活動、ならびに政府または民間機関に属し、民間企業または民間組織が運営する混雜した場所はすべて、第三者共済保険を備えなければならない」という決定に基づくものです。SAMAは、住居地域において危険な活動を行う組織をカバーする強制損害賠償責任保険を導入する計画も持っています。

2014年6月にSAMAは、コーポレートガバナンス規制の草案を発表しました。これは保険業界の高いガバナンスの基準に向けての大きな一歩となるものです。しかし、KSAにおいては（他のGCC諸国と同様に）、保険料率は保険引受ではなく、競争上の意思決定に基づいているのです。保険数理に基づく準備金の設定、監視と報告が（準備金を充実させ、価格設定における基準を保険会社に提供するために）規制当局の最重点課題となることが期待されています。

アラブ首長国連合 (UAE)



UAEはGCCで最大かつ最も力強い保険市場の1つです。タカフルのようなシャリーアに準拠した保険商品の導入によって、中東地域でも特にGCCの様相は抜本的に変わりました。タカフルのようなイスラム法に準拠した保険商品は、UAEの保険セクターの成長の重要な牽引役です。

現在のところ、オンショアの事業体に適用されるソルベンシー資本要件 (SCR) はないものの、(未実施であるものの) 提案中の指示によってこれが変更され、以下のような要件が設定される見込みです。

- SCRは、継続事業の前提に基づき計算するものとする
- SCRは、会社がさらされるすべての定量化可能リスクが確実に考慮されるよう計算するものとする。既存事業では、予期しない損失のみをカバーする。基準時点から12ヵ月間に保険を引き受ける予定の事業も含まなければならない
- SCRは、1年間で99.5%の信頼水準を満たすバリュー・アット・リスク (VaR) に対応するものとし、少なくとも以下のリスクをカバーするものとする
 - 賠償責任保険引受リスク、家族保険引受リスク、健康保険引受リスク、市場および流動性リスク、信用リスク、オペレーションル・リスク
- ソルベンシー報告情報には、最小限以下の情報を含むものとする
 - 資本構成を含む利用可能な総資本
 - ソルベンシー規制により要求されるソルベンシーマージン

- 基本資本と補助資本に分解した自己資本
- 適用するモデルと前提の詳細
- ソルベンシー目的で適用する評価原則
- 会社が適用するガバナンスシステム
- 会社が遂行している事業
- 直面するリスクとリスク管理システム

オフショアの保険会社は、「健全性－保険事業モジュール」の第4章に従い、最低限の資本リソースを維持することが求められます。

グループ資本規制に関しても、今後実施されると考えられます。

UAEはGCCで最大かつ最も力強い保険市場の1つです。タカフルのようなシャリーアに準拠した保険商品の導入によって、中東地域でも特にGCCの様相は抜本的に変わりました。タカフルのようなイスラム法に準拠した保険商品は、UAEの保険セクターの成長の重要な牽引役です。



アフリカ

・ 東アフリカ共同体 (EAC)



EACは次の5ヵ国が加盟しています。ケニア、ウガンダ、タンザニア、ルワンダ、ブルンジです。2000年の設立以来、EAC事務局は、地域の成長と協調を促すために多大な努力を払ってきました。EACの金融セクター開発・地域化プロジェクト1 (FSDRP1) は、EAC諸国間の金融セクターの統合の基礎を築くために設立されました。

EAC諸国の保険規制当局は次のとおりです。ケニアとウガンダでは保険規制局 (IRA)、タンザニアではタンザニア保険規制局 (TIRA)、ルワンダではルワンダ中央銀行 (BNR)、ブルンジでは保険規制統制機関 (IRCA) です。

ICPの遵守

EAC諸国のいずれも、FSAPの調査を義務付けられる国のリストには載っていません。しかし、EACの保険監督当局は、ICPの遵守を確立するために大規模な改革を行ってきました。これは、現在最終化が保留されているEACのリスクベースの法案を遵守するためです。KPMGが最近、EACの5ヵ国の保険規制のフレームワークのICPの遵守状況を調査したところ、原則および関連する基準は、国ごとに異なる範囲で認識され

ていることがわかりました。各国はまた、保険規制のフレームワークを実施する段階においても異なっており、それぞれの国の保険業界も異なる成熟化の段階にあります。KPMGの調査の成果は、5つのEACのパートナー国のために、ICPに準拠した協調した保険政策のフレームワークを策定し、法律の草案を作成したことでした。

ケニアは、新たなリスクベースの保険法を制定する過程にあります。この取組みを支援するために、IRAは電子規制システムを導入しました。これによって、報告書提出の効率およびデータ検証の効率が向上し、IRAが公表する情報の質が向上すると思われます。ケニアは、リスク管理、内部統制、保険数理機能、外部監査人、再保険の分野に関するガイドラインを発表しました。

ウガンダは、新たな健全性報告書、新たなソルベンシーのフレームワーク、コーポレートガバナンス、リスク管理の制度を準備するプロセスに着手しました。ルワンダは、金融セクター開発プログラム2で、保険セクターにリスクベースの監督を採用すると述べています。

EACにおける保険の調和化を図る取組みは、規制当局が一貫した規制のフレームワーク

を開発し、保険会社でより優れたリスク管理を可能にする格好の機会を提供しています。

健全性に関する動向

ソルベンシーの指標は、各國とも現在のところ単純で定型的であり、リスクベースのソルベンシーの評価はなく、保険以外のリスクを含めることもありません。

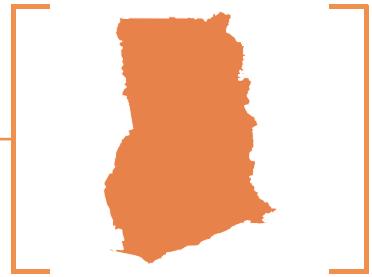
行為規制と契約者保護

EAC諸国は、消費者の苦情処理と教育にテクノロジーを利用してきており、各國の監督当局は専門のウェブサイトのセクションを持っています。さらに、タンザニアでは、国内の保険加入者と保険登録業者の事業の間で生じる紛争を処理するためのオンブズマンサービスを創設しました。ケニアでは、消費者保護局が消費者の苦情の解決を支援しています。

提案されたEACの保険政策のフレームワークでは、契約者保護を向上させるために、EACのすべての国が「保険オンブズマン」の事務所を創設し、保険加入者や保険免許業者に起因する紛争を解決するか、こうした機関を地域のレベルで創設するべきであると勧告しています。



❖ ガーナ



ガーナは、現在困難な経済環境を経験しています。債務水準が上昇し、商品価格の下落によって歳入が減少し、その結果ガーナセディが主要な海外の貿易通貨に対して下落し、消費者物価指数が上昇しています。しかし、石油の発見によって経済は徐々に変わっています。保険業界は、このことから利益を受けることが期待されています。というのは、保険規制当局の全国保険委員会(NIC)と石油委員会との間の最近の議定書で、石油セクターの会社が保険事業を現地企業に譲ることを義務付けたからです。農業保険の導入(現在は小麦をカバーしているが、他の穀物や家畜にも拡大する予定)と、商業ビルの強制加入保険の実施によっても、保険業界が成長することが見込まれています。

これを背景に、ガーナの保険業界は生命保険と損害保険の両セクターで力強く成長してきました。ただ、ガーナの保険の普及率は約1.4%と低いままで、政府の調査によれば、人口の5%未満しか保険に加入していません。損害保険セクターにおける成長は、公教育の強化、革新的な新商品の開発、代替的な流通チャネルの利用の増加の組合せで拍車がかかりました。

ガーナは、2013年2月に、少額保険の仕組みを立ち上げました。NICは、これによって国内の保険普及率が向上することを期待しています。現在、教育、葬儀、家族、クレジット、事故、入院などいくつかの少額保険の商品が提供されています。こうした商品は、特に低所得層の人々を対象とし、具体的な特定の特性(手ごろな価格、使いやすさなど)を満たすように設計されており、保険契約は明瞭な言葉で記述されています。

ガーナの保険市場への外国からの参入者は、主にナイジェリア、南アフリカ、コートジボワールの大手アフリカ保険会社で、現地子会社の形態になっています。しかし、現在欧州の多くの保険会社が、経済成長見込と政治的安定の下、事業を展開し始めています。

ICPの遵守

ガーナは、IAISの参加国であるため、全国保険委員会(NIC)が新たな法律上、規制上の要件を策定するに当たっては、ICPを十分に尊重しています。NICの規制指令では、コーポレートガバナンスの全般的な要件を定めており、保険会社にリスク管理の戦略と方針を確立することを求めています。また、技術的準備金が保険数理に基づき、ソルベンシーの計算がICPに基づいていることも求めています。

自己資本要件に関して、新たな保険法案では、資本ベースの要件(ソルベンシー・マージン法とは対照的に)を採用すると規定しています。このソルベンシー要件はリスクベースではないと思われますが、法案の文言は、NICがリスクベースの適正資本要件を将来採用することができるよう作成されています。

健全性に関する動向

払込資本要件の最低限度額は、合併・買収を促進するために、3倍に増加して1500万ガーナセディになりました。これは、NICが安定性を確保するとともに、巨大なリスクを引き受けける保険会社の能力を強化することを追求しているからです。さらに、NICは、流動性ショックを吸収するための十分なリソースを確保するための取組みとして、保険会社に、最低資本要件の10%をガーナ銀行

ガーナは、IAISの参加国であるため、全国保険委員会(NIC)が新たな法律上、規制上の要件を策定するに当たっては、ICPを十分に尊重しています。NICの規制指令では、コーポレートガバナンスの全般的な要件を定めており、保険会社にリスク管理の戦略と方針を確立することを求めています。また、技術的準備金が保険数理に基づき、ソルベンシーの計算がICPに基づいていることも求めています。//



のエスクロー口座に預託することを指示しました。

2013年に保険法案の起草作業が始まりました。これは2006年の現行法の限界に対処するためのものでした。承認されれば、同法案は健全性と契約者関係の両方の問題に対処することになります。この法案の主要な側面については、以下とそれに続く行為規制のセクションで述べています。法案はまた、小規模保険と農業保険を取り扱う特定の保険会社の免許を優先することになるとと思われます。

健全性の側面からみると、同法案および各種規制指令のもとで、保険会社は新たなガバナンスシステムとリスク管理のフレームワークを整備し、コンプライアンス／リスク管理、保険数理機能や内部監査に関連する内部統制要件と監視機能を強化することが求められています。こうした監視機能と取締役会との間で行われる報告の構造については、明確に規定する必要があります。

2015年12月31日からは、保険会社は、既発生未報告損害 (IBNR) を保険数理に基づく方法を用いて見積もる必要があります（現在は、未払いの請求の20%とみなしている）。監査事務所は、技術的準備金の十分性を評価できるようにするために、保険数理のリソースと連携することも必要になります。

NICはまた、監督上、よりリスクベースのアプローチを採用し、企業全体にわたるリスクを軽減するために実施されている技術的準備金・方針・手順・実務に基づいて保険会社をランク付けします。

行為規制と契約者保護

最も大きな改革の1つは、「保険料なくしてカバーなし」の方針を2014年4月1日から導入したことです。すべての保険会社に、保険カバー提供前に保険料を前払い回収することを求め、これによって商品を顧客にクレジットで販売することを防止しました。この改革は、NICが高水準の未払い保険料と貸倒引当金を懸念し、また低水準の回収によって保険業界の安定性が脅かされることを懸念したことから起きたものです。

NICはまた、新たなガイドラインを策定し（2014年8月1日実施）、保険会社に対して、真正なものと確定した請求については7日以内に支払うことを義務付けました。これは、償還請求問題によって悪影響を受けていた保険加入者の信頼を高めるための努力の一環として行ったものです。

ガーナ保険業協会は、保険業界の不正行為を検知し防止するためのデータベースも構築しています。このプロジェクトは、ガーナ保険業データベースと呼ばれ、NICの支援を受けて、国内の保険会社のサービス提供を改善するために、市場のデータを提供することを目指しています。データは集中管理のレポジトリに保管され、すべての保険会社から収集した既存の契約のリスクと請求に関する情報が含まれています。現在は自動車保険業界で試験的に実施していますが、その成功次第では、今後3年間で業界全体をカバーするように拡大する予定です。

❖ ナイジェリア



ナイジェリアは、現在アフリカ最大の経済国で、世界で20番目の経済大国の1つです。ナイジェリアには、西アフリカ地域最大の保険市場もあります。ただ、保険の普及率は1%未満です。保険は、主にブローカーや代理店を通じて販売されています。

生命保険事業の成長は、市場開発・再構築イニシアチブの導入によって牽引されてきました。これにより、団体生命保険の加入を会社に義務付けています。生命保険事業の約70%がこの範疇に入り、個人生命保険が20%、団体年金保険が10%を占めています。

歴史的に、ナイジェリアで事業を行う外国の保険グループは、低い水準にとどまっています。ただ、保険会社が低い普及率を利用しようとしており、関心が高まっている兆しがいくつか見られます。

ICPの遵守

保険規制当局のナイジェリア全国保険委員会 (NAICOM) はIAISの構成員ですので、ICPを遵守することを意識しており、最低規制資本ベースを維持することを条件に、ICP16のソルベンシー目的の統合的リスク管理と、ICP17の資本適切性の規定を導入する計画を持っています。

NAICOMは、保険会社や再保険会社がリスク管理のフレームワークを開発するためのガイドライン (2012年発表) の規定を近い将来に施行する計画です。

健全性に関する動向

上述のように、ICP16と17に関連した変更が計画されています。しかし、現行のソルベンシー計算は比較的単純です。

行為規制と契約者保護

NAICOMには顧客苦情局があり、2009年以降、未払い請求に起因する紛争の解決を支援してきました。さらに、保険加入者が設立したナイジェリア保険加入者協会が、NAICOMと連携して一般大衆に保険商品の購入を奨励するとともに、意見発信団体としての役割も果たし、契約者が保険会社に対し、契約者との関係において公正であるべきだと主張できるようにしています。

NAICOMは現在、行為規制のガイドラインを発表するプロセスを進めています。これは、保険セクターに対する消費者の信頼を生み出すとともに、保険の普及率を高めることを目指しています。このガイドラインでは、保険契約の可能性のある人に対して、契約を締結する前に、契約条件、加入者の権利、加入と脱退の規則について、より十分に理解する機会を提供することが期待されています。さらに、2週間の「クーリングオフ期間」を定め、保険契約者が損失を被ることなく保険契約を撤回できるようにする予定です。

NAICOMはまた、保険商品に対する消費者の理解を深めるために、消費者教育戦略を策定しており、2015年の第2四半期にはまとまる予定です。

❖ ナイジェリアは、現在アフリカ最大の経済国で、世界で20番目の経済大国の1つです。ナイジェリアには、西アフリカ地域最大の保険市場もあります。ただ、保険の普及率は1%未満です。保険は、主にブローカーや代理店を通じて販売されています。❖

❖ 南アフリカ



南アフリカにおける保険の監督システムは、著しい変革の途上にあります。南アフリカでは、ツインピークス・モデルの監督へと移行し、南アフリカ準備銀行 (SARB) がすべての金融機関のミクロとマクロの健全性規制の責任を負うことになる予定です。一方、再編後の金融サービス理事会 (FSB) は、行為規制を所管する当局となります。現在の見通しでは、これを制定する法案は、2015年6月末までには議会に上程される予定です。

保険業界にとって、これは著しい変革です。というのは、FSBは健全性の規制当局であるとともに、行為規制の監督当局でもあったからです。SARBは、歴史的には、銀行に対する健全性の規制当局でした。銀行窓販は、南アフリカの保険市場で重要な役割を果たしてきましたので、両機能を有する健全性の規制当局への移行によって、マクロの健全性の監督が向上するだろうと期待されています。

現地の保険ビジネスは継続して一定の成長を見せているものの、困難な経済環境の影響で、新しい市場への参入や商品の革新が進んでいます。医療保険会社には、特に厳しい課題が待ち受けているかもしれません。それは、規制当局が、メディカル・スキーム（リスク基準に基づいて加入者の引受け・選択ができない）と医療保険（引受け・選択可能）に適用する規則の間に整合性をとろうとしているからです。

現行法は、南アフリカの保険市場を生命保険、損害保険、健康保険に分割しています。

生命保険と損害保険の引受活動は営利的ビジネスですが、健康保険セクターは総じて非営利的で、メディカル・スキームの事務管理の部分が同セクターで最も収益を上げています。提案されている規制案は、実施された場合、ほとんどの健康保険がメディカル・スキームに適用されるのと同じ原則（すなわち、いかなるリスクの選択も認められない）で引き受けられることになると思われます。さらにこの規制では、保険会社が医療保険の提供に対して支払う手数料を、メディカル・スキームの手数料および定められた利益と整合させることも目指しています。

ICPの遵守

市場行為と健全性の両方に跨る規制の進展により、国際的な基準を確実に遵守しながら、業界を世界で最もよく規制された保険市場と同等のものに保つことを目指しています。

2014年に、IMFは、FSB-SAのFSAPを完了しました。報告では、コーポレートガバナンス、リスク管理、事業行為報告、財務状況の開示、消費者保護に関して進行中の変更計画に言及し、FSBがこの改革を実施するために、迅速に行動することを促しました。FSAPはさらになるとるべき行動を勧告しました。1つは、清算に際して、保険契約者保護スキームを通じるか、支払いの優先順位を変更することによって保険契約者を保護すること。もう1つは、より良い危機準備計画を策定することです。

健全性に関する動向

保険業界の健全性の規制は、ソルベンシー評価・管理 (SAM) の継続的な進展とともに、強力に前進しています。SAMは、3つの柱のアプローチ（自己資本要件、リスク管理とガバナンス、報告）に基づいた、健全性の監督のためのリスクベースの規制のフレームワークです。SAMは、南アフリカがソルベンシーⅡに基づき暫定的同等性を満たしていると認められることを意図して策定されました。

現在予定されているSAMの実施日は2016年1月1日です。2014年7月1日から、保険会社には2種類の規制報告を準備することが求められてきました。2015年には、この報告の量と複雑さが増すでしょう。

規制当局は最近、外国の再保険会社ではなく、国内でリスクの再保険を行う保険会社の自己資本要件の調査に基づく予備的見解を、パブリックコメントに付すために公表しました。規制当局は、外国の再保険会社の支店が南アフリカで事業を行うのを認めるかどうかも検討しています。この提案が実施された場合、国内で設立された再保険会社は、外国の再保険会社の支店と比べて、過剰な自己資本要件は軽減されると思われます。

行為規制と契約者保護

FSBは、2014年1月1日以降、保険会社に対して顧客本位 (TCF) 原則遵守の実証を期待してきました。この体制は結果重視の規制のアプローチであり、金融機関が消費者

に提供する金融サービスについて、具体性・明確性・公正さの徹底を追求するものです。他の管轄区域における経験を組み込んで、規制当局は規制のフレームワークに事前措置と事後対応の両方を含めてきました。規制当局が活動を高めた結果、多くの保険会社では、自らのTCFプログラムを確実に整備し、それを十分に立証するため、熱意をもってこれに反応している様子がうかがえました。規制当局は今までのところ、TCFに関連するいかなる重要な罰金も公表していません。

金融助言・仲介サービス法が2002年に施行されて以降、仲介サービスの規制は絶えず改正、調整、改善されてきました。仲介サービスの専門性、顧客への情報開示、サービスの質を向上させるため、こうした変更が続けられました。

最近になって、保険会社に代わって「保険契約の締結、変更、更新」「請求の承認、支払い」を行う機関（いわゆるバインダー事業体）が大きな注目を集めてきました。バインダーの規制では、契約条項、バインダー業務の履行に対する支払い、関連するガバナンスを規制することを追求しています。2014年7月中に提案された改正案では、「好ましくない慣行の発生と規制のギャップ」に対処することになっていますが、これは2012年に規制が最初に公表されて以来認識されていたものでした。

バインダー規制は、2014年11月中に発表された個人向け金融商品販売改革 (RDR) の草案によって強化されています。RDRは

時代遅れの手数料や報酬の構造を改め、仲介保険の分野で顧客サービス改善を促進することを目指しています。RDRは提供される仲介サービスの種類を大きく変更し、分類することになります。また、商品提供者と仲介業者の関係や報酬の構造も変わります。

消費者信用保険慣行の詳細な見直しは現在進行中です。政府が主導し、影響を受けた規制当局が見解を提供したプロジェクトを受けて、技術的報告が2014年7月に発表されました。報告は、この分野での規制変更を牽引することになる主な重点領域を強調しています。

個人向け商品の分野では、商品の革新を通じて顧客重視にインセンティブを与えることに焦点が当たってきました。ある生命保険の直販会社はライフリスク商品でキャッシュバックを提案し、他の会社は適切な行動（特に自動車保険におけるテレマティクス）に基づいて保険料の再計算を提案しています。個人向け市場で有力なブランドと勝負するため、保険会社はホワイトラベリングも使用して、新たな市場へ売り込んでいます。デジタル分野で革新を起こす圧力が高まっています。またサイバー犯罪保険は、保険会社や仲介会社の間で新たなホットな話題になっています。規制当局は、必要な場合は規制監視を導入することを視野に入れて、こうした動向を積極的にフォローしています。





コンダクトリスク—コンダクトリスクの発展性と規制当局の期待

コンダクトリスクは世界的に保険規制の特性を最もよく物語っているものの1つです。各国が異なる要件や契約者の期待の取扱いを規定しているため、保険会社の多くは自社においてコンダクトリスクをどのような方法で管理することが最適か確信できています。コンダクトリスクの問題を健全性の監督から切り離したツインピークス・アプローチの発展により、コンダクトリスクへのアプローチの多様性が増したように思われます。

これに応えてIAISでは、コンダクトリスクに対する基準を設定しようとしてきました。また、多くの独立した行為監督の権威をIAISのメンバーに採用してきました。

前述したように、事業行為については2011年に採択された単一のICPによりカバーされています。122ページの囲み記事のとおり、ICP19に含まれる基準は、高位のプリンシップル・ベースで設定されており、このことが行為規制の統合がソルベンシー規制などの動きに至らなかった理由を示しているのかもしれません。しかしIAISは、事業行為へのアプローチをさらに明確に示し始めています。IAISは最近、監督当局の役割に対する理解を促すための適用文書を発表しており、これには「事業行為の監督のアプローチ」と題する2014年の文書も含まれています。IAISは現在、事業行為リスクに関するガイドanceを準備しており、2015年末までには完成させたいとしています。

IAISの他にも2つの機関が国際的な活動を拡大させる取組みを支援しています。OECDは金融消費者保護に関するタスクフォースを持っています。これは、監督当局が利用できるツールのリストを整理し、消費者保護の分野で生じた課題を特定しています。OECDはまた金融消費者の保護に責任を負う監督当局の国際機関である、金融消費者保護国際組織 (FinCoNet) の事務局を務めています。

最後に、KPMGが米国、カナダ、欧州で見てきたのは、さまざまな州や加盟国の事業行為に関する国／地域レベルの規制において、主たる責任は従来どおり国／地域レベルに残しながら、一層の調和を図るという動きでした。

■ ■ KPMGが米国、カナダ、欧州で見てきたのは、さまざまな州や加盟国の事業行為に関する国／地域レベルの規制において、主たる責任は従来どおり国／地域レベルに残しながら、一層の調和を図るという動きでした。■ ■

監督当局は、顧客が保険契約を締結する前にアドバイスを受ける場合、顧客が開示した状況を考慮に入れて、当該アドバイスが適切であることを保証するよう、保険会社および仲介業者に要求する。//

ICP19事業行為

顧客の公正な取扱い

- 19.1 監督当局は保険会社および仲介業者に、顧客と取引する際、十分な技術、注意、配慮をもって行動するよう要求する。
- 19.2 監督当局は保険会社および仲介業者に、企業文化の不可欠な一部である、顧客の公正な取扱いに関する方針・手順を確立し、実行するよう要求する。

販売前のプロセス

- 19.3 監督当局は保険会社に、保険商品を開発し、市場に出す際、さまざまな種類の顧客の利益を考慮するよう要求する。
- 19.4 監督当局は保険会社および仲介業者に、分かりやすく、公正で、誤解を招かない方法で、商品およびサービスの販売を促進するよう要求する。
- 19.5 監督当局は、情報提供のタイミング、情報の引渡しおよび販売時に顧客に提供される情報の内容に関する保険会社および仲介業者向けの要件を定める。
- 19.6 監督当局は保険会社および仲介業者に、顧客が保険契約を締結する前にアドバイスを受ける場合、顧客が開示した状況を考慮に入れて、当該アドバイスが適切であることを保証するよう要求する。
- 19.7 監督当局は保険会社および仲介業者に、顧客が保険契約を締結する前にアドバイスを受ける場合、潜在的な利益相反が適切に管理されることを保証するよう要求する。

保険契約のサービス

- 19.8 監督当局は保険会社に以下のことを要求する。
 - 保険契約に基づくすべての義務が履行される時点まで、保険契約のサービスを適切に提供する。
 - 契約期間中の契約上の変更に関するいかなる情報も、保険契約者に開示する。
 - 保険商品の種類に応じた追加の関連情報を保険契約者に開示する。
- 19.9 監督当局は保険会社に、保険金の請求を適時に公正に取り扱うための方針および手順を整備するよう要求する。
- 19.10 監督当局は保険会社および仲介業者に、苦情を適時に公正な方法で取り扱うための方針および手順を整備するよう要求する。
- 19.11 法令においてプライバシーの保護に関する規定が特定されており、それに基づいて保険会社および仲介業者は顧客の個人情報を収集、保管、使用し、またはそれを第三者に伝達することができる。
- 19.12 監督当局は保険会社および仲介業者に、顧客に関する個人情報保護の方針および手順を整備するよう要求する。
- 19.13 監督当局は、顧客の公正な取扱いを裏付ける情報を公開する。

監督行為の発展性

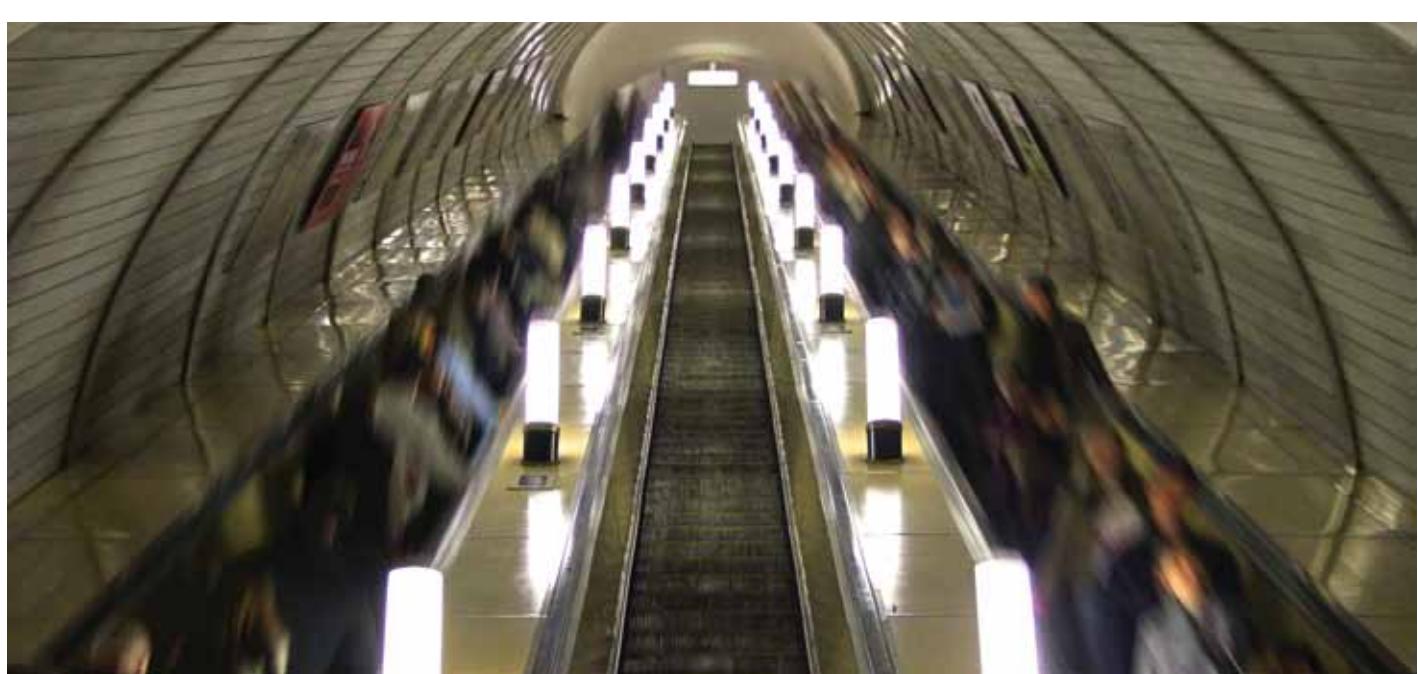
多くの監督当局は、コンダクトリスクの監督のためのアプローチを進化させ、的確で新しい権限を取り込もうとしています。これには、ハイリスク商品の販売中止や、誤解を招くような金融商品の販売促進を中止する能力が含まれます。こうした変化は、商品のガバナンス、商品の適合性、適切な販売行動、消費者向けのより良い情報提供に関するEIOPAの取組みの結果の一例であり、この報告書のEMAのセクションで詳しく述べているとおりです。

その他の主要なツールに含まれるのは：

- 新たな評価の方法論
- 全社規模での評価
- 予防の重視
- 商品のライフサイクル全体にわたるリスクの評価
- さらに積極的な執行ツール
- 全セクター規模での介入

リスク管理のための新たな規制のアプローチと同様に、コンダクトリスクの監督では、企業文化を変えることを求めることになるでしょう。監督当局は、単に会社の方針やフレームワークをレビューすることを超えた動きをしたいと徐々に望むようになります。監督当局は現在、会社が顧客の利益を考慮した意思決定に基づき運営しているかどうかを評価しています。監督当局が見定めたいのは、経営トップの姿勢だけではなく、会社全体のとりわけ問題が発生しやすいミドル層の姿勢です。

IMFと世界銀行は、金融セクター評価でコンダクトリスクの問題を細かく観察し、各管轄区域に積極的な監視と執行のプログラムを実施するよう強く要求してきました。// IMFと世界銀行は、金融セクター評価でコンダクトリスクの問題を細かく観察し、各管轄区域に積極的な監視と執行のプログラムを実施するよう強く要求してきました。両者は、監督当局が仲介業者をさらに細かく監督するよう強く要求しており、利害関係の開示や方針および手続の文書化の要求も含まれています。報告では、このような活動のための資金を増額することや、立入検査の活用を拡大することも強く求めています。2014年のIMFのレビューはすべて、監督当局が商品設計や販売促進資料に対処する必要性に言及し、監督当局が一定の商品を禁止する権限を持つことを勧告するところまで進んでいます。



保険会社の主要な課題

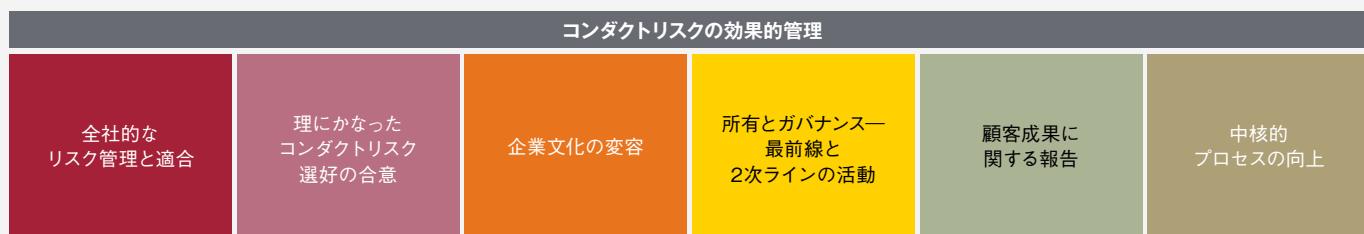
事業行為のコンプライアンスにおける瑕疵によって、金融サービス会社が高額の罰金を科される事例が、ここ数年で数多く発生しました。英国のある会社の事例は、コンプライアンスのために費やす1ポンドは、それを支払わなかった場合に発生しうる改善費用の16ポンドにも匹敵するということを示唆しています。

コンダクトリスクを管理する責任は、日常的または戦略的な意思決定をする人たち、すなわち第一線の人たちが主として負います。しかしながら、コンダクトリスクの管理は会社の全部門の責任であり、しばしばコンダクトリスクに関するフレームワークの構築については、特定の職務の人が責任を負うことがあります。当該職務の人たちが誰に対して報告するかはさまざまであり、例えば直接

CEOに報告される場合もあれば、役員会クラスのCROに報告される場合もあります。コンダクトリスクを管理することを主たる目的とする特別委員会を設置した会社もあれば、既存のフレームワークを利用した会社もあります。

しかし、世界的には、多くの保険会社にとってコンダクトリスクの管理はまだ移行の初期段階であり、中には始まったばかりの会社もあります。意思決定につながるコンダクトリスク選好を確立することは、コンプライアンスに対処する上で必要な第一歩です。こうした声明には、定量的・定性的な許容度に関する声明と測定基準が合わせて盛り込まれることもあります。

表6：リスク関連チャージを決定するためのIAISのアプローチ



出典：KPMGインターナショナル、2015年

保険会社は長い間、保険・信用・市場・流動性などの主要なリスクに重点的に焦点を当ててきたため、コンダクトリスクは、リスクが事故や問題点として具体化する場合には特に、オペレーションル・リスクの一部とされることもありました。しかし、現在では多くの保険会社がコンダクトリスクをオペレーションル・リスクとは別個

の新たなリスクの種類として見ています。コンダクトリスクを新たなリスクカテゴリーとすることによって、相互に作用する領域においては既存のリスク管理に影響を与えることは避けられません。図12はこの作用関係を説明しています。

図12：統合的リスク・フレームワークへの当てはめ



出典：KPMGインターナショナル、2015年

コンダクトリスクが、それ自体で重要なリスクカテゴリーとなったために、オペレーションル・リスクとコンダクトリスクの定義が重複する可能性が、明らかに生じます。重複を調整するために、それ

ぞれに固有のリスクをどのように扱うかを決めることが必要です。考えられる選択肢は、図13で示すとおりです。

図13：オペレーションル・リスクとの境界

The diagram illustrates the boundary between Operational Risk (blue box) and Conduct Risk (red box) across different regulatory domains. The domains are listed in the first column, and specific risk categories are listed in the subsequent columns.

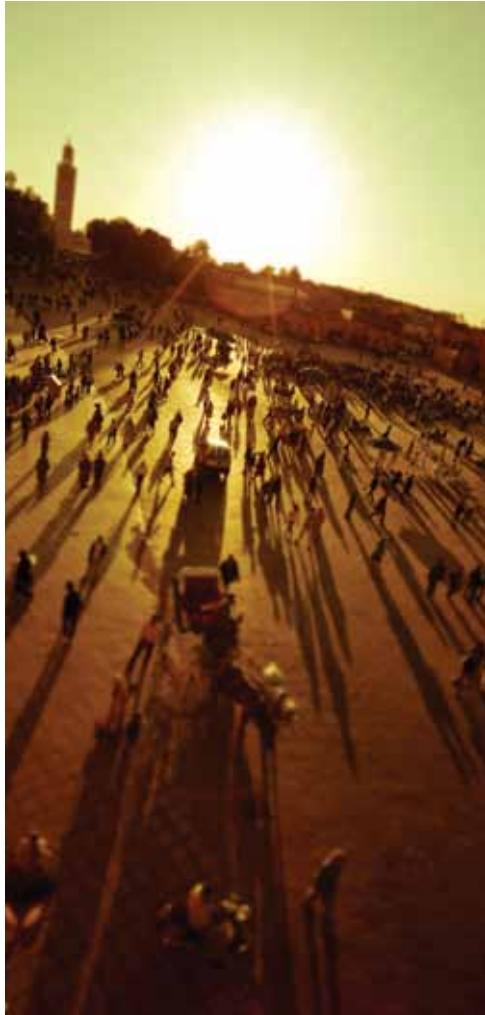
規制当局の関係	取引プロセス	役割と責任		不適切な文書		KYC (顧客確認)
ITセキュリティ	支払いシステム	データ保護	従業員の行為	インセンティブ	AML (マネーロンダリング対策)	賄賂と腐敗
競争法	リスク管理	データの誤用、紛失、変更	報酬に関する法令と方針	商品設計	制裁	利益相反
国民の能力	データの秘密性	管理の変更	コンダクトリスクの上申	販売慣行	期待通りの商品機能	市場における不正行為の識別、防止
外部の不正	補充と雇用	内部の不正		顧客の選択と監視	商品の十分性	苦情処理

出典：KPMGインターナショナル2015年

会社によっては、別個の種類のリスクに分類すべく取り組むよりも、重ねて報告することを選ぶ可能性に注意すべきです。しかし、どちらのモデルを選択した場合でも、オペレーションナル・リスクとコンダクトリスクとの間で、既存のリスクの再調整が必要になる場合があります。これにはリスク管理の

フレームワーク、リスク管理の評価、特定のリスクを統制する方針（例えば従業員政策）が含まれます。

さらに、関連する場合は、コンダクトリスクに対する特定の自己資本要件も別途設定し、かつ、全体的なリスク資本計算に組み入れる必要があるかもしれません。



会社に対する影響

規制当局は、将来を見越した、事前対応型で、判断に基づいた監督アプローチへ向かって進んでいます。このように契約者利益に今まで以上に焦点を合わせるのは、規制当局が統制環境に関心があるだけではなく、会社のビジネスモデルと戦略に関心を持っている（例えば、収益の主要な牽引役や、契約者がこうした商品の販売で公正に扱われているかどうかなどの検討）からです。規制当局は、契約者に生ずる潜在的なリスクを、意思決定の最上位のレベルで識別しようとしています。

特に

- 会社は、コンダクトリスクの検討により、自社の事業の多くの領域に影響が生じることを理解する必要があります。企業レベルでのガバナンス、直接契約者と取引する特定の事業部門、中核部門および間接部門にわたるデータやプロセスならびにシステムを含みます。
- 会社は、契約者が会社の戦略と事業

にとって重要であること、会社が公正な契約者利益を提供していることを証明する必要があります。

- 戰略的計画の作成プロセスの一環として、測定されたコンダクトリスクの評価を実施し、必要であれば、問題が顕在化する前に、戦略を確実に修正できるようにするべきです。
- 保険会社は、コンダクトリスクを引き起こすものを識別するために、ビジネスモデルと戦略を徹底的に調べる必要があります。
- 重要なことですが、会社は監督当局の懸念を、例えば保険会社の戦略に直接影響を与えるような特権的な監督手法を行使されるようないように、確実に解決する必要があります。
- したがって、上級役員と経営陣は、自らの事業を別の視点で検討するとともに、過去の意思決定とそれによって顧客に生じた結果を検討する機会を持つ必要があります。



リスク文化の重要性の高まり

世界金融危機の余韻が、規制当局の間に依然として残っており、監督当局はリスク文化に加え、いかにすれば取締役会や経営陣がより効果的に戦略的リスクやオペレーション・リスクを管理できるかを理解することに一層関心を寄せています。今日の企業にとって、強い企業文化を持つことの価値、保険会社が自らの組織のリスク文化を評価すること、組織の現行のリスク慣行を改善するための実践的ステップが主要な優先事項です。

2014年10月、ニューヨーク連邦準備銀行総裁のウイリアム・ダドリー氏¹¹は金融機関の財務担当役員に次のように警告し、速やかな行動を求めました。「大手金融機関の代表者として本日ここにいる皆さん、業界全体の改革を強く推進するという自らの役割を果たさなかった場合、悪しき行為が間違いなくはびこるでしょう。そのようなことになれば、皆さんの会社は、大きくて複雑すぎるので、効果的な管理ができなくなるでしょう。その場合、金融安定性への懸念から、効果的に管理するため、劇的な縮小・簡素化を余儀なくされることも考えられます。この文化的、倫理的課題に対処するかどうかはあなた方次第です。」

IAISもガバナンス問題と効果的な企業構造や文化について検討してきました。2014年10月にIAISは、『グループコーポレートガバナンスへの取組み、統制機能への影響』と題する検討報告書を発表しました。この文書では、優れたガバナンスの主要な特質の1つとして、「グループ全体で健全なリスクとコンプライアンスの文化を推進する能力」があることを挙げています。

IAISはまた、2014年上半年にICPのガバナンスに関する自己評価のピア・レビューを実施しました。基準の8.4は「法令や規制上の義務を守り、コンプライアンスと誠実さの企業文化を促進・維持することを支援する効果的なコンプライアンス機能を整備するよう、監督当局は保険会社に要求する¹²」と規定しています。このレビューで強調し

たのは、多くの監督当局が法的機能と、ICP8の意味でのコンプライアンスに焦点を合わせた機能とを区別する必要があるということです。このレビューに続いて、IAISの専門家チームは、IAISが保険会社の全社的ガバナンスのフレームワークにおけるコンプライアンス機能の重要性について再確認すること、当該機能の性質に関する追加のガイダンスを提供することを示唆しました。IAISはICP8の検討を行っており、恐らくFSBの最近の作業に沿って、リスク選好とリスク文化についてさらに詳細に検討することになると思われます。

最後に、OECDは2004年のコーポレートガバナンス原則を改訂しています。提案される改訂には、以下のことが含まれると思われます。

- 国際的協力についての記述を増やす
- 株主の権利に関するセクションを新設する
- インセンティブ、情報開示、高頻度取引に関する章を新設する
- 情報開示と透明性に関する要件を新設する。これには、持続可能性報告と、実質的所有者、政治献金、利害関係間取引に関する情報の開示を含む
- 取締役会の責任に関するセクション。これにはリスク管理システム、取締役会への直接報告、内部監査機能、報酬、税務戦略を含む

IAISもガバナンス問題と効果的な企業構造や文化について検討してきました。2014年10月にIAISは、『グループコーポレートガバナンスへの取組み、統制機能への影響』と題する検討報告書を発表しました。この文書では、優れたガバナンスの主要な特質の1つとして、「グループ全体で健全なリスクとコンプライアンスの文化を推進する能力」があることを挙げています。//

11. ワークショップ「金融サービス業界の文化と行動の改革」、ニューヨーク連邦準備銀行、ニューヨーク、2014年10月20日

12. 保険基本原則8、リスク管理と内部統制、IAIS、バーゼル、2011年10月

OECDは、次のテーマ別のピア・レビューの結果を発表する予定です。それは、取締役会の業務、機関投資家の役割、利害関係者との取引、取締役の指名と選任、監督と執行、リスク管理、コーポレートガバナンスです。//

準備の過程で、OECDは、次のテーマ別のピア・レビューの結果を発表する予定です。それは、取締役会の業務、機関投資家の役割、利害関係者との取引、取締役の指名と選任、監督と執行、リスク管理、コーポレートガバナンスです。

効果的なリスク選好のフレームワーク

ニューヨーク連邦準備銀行の警告は、2013年11月に最終化された「効果的なリスク選好のフレームワーク」(原則)¹³と、2014年4月のリスク文化評価のフレームワーク¹⁴に関するFSBの発表を受けたものでした。

FSBの原則は、以下の主要な要素を定めています。

- 効果的なリスク選好のフレームワーク(RAF)
- 効果的なリスク選好のステートメント
- リスク限度の考慮
- 取締役会と上級経営陣の役割と責任の明確化

FSBは次のように述べています。「効果的なRAFを確立することによって、金融機関の強力なリスク文化を促進することができ、それは、健全なリスク管理に不可欠となる」。FSBはさらに「健全なリスク文化がもたらす環境によって、会社に重大な影響を与える恐れのある新規のリスクや会社のリスク選好を超えたリスク引受け行動を、適時かつ確実に認識・報告し、対処することができるようになる」と述べています。

企業の取締役会の役割と責任の概要の記述に加えて、この原則では、上級経営陣に対するガイドラインも示しています。上級経営陣とは、CEO、CRO、CFO、事業部門長、

法人レベルの経営陣、内部監査部門などを指します。

「効果的なRAF」がコンダクトリスクに影響を与えるには、以下のことが必要です。

- 金融機関の内外でRAFについて議論するプロセスを確立する
- トップダウンによる取締役会のリーダーシップと、あらゆるレベルの経営陣のボトムアップによる参画の両面で推進する
- 過度のリスク引受けに対する抑制機能を果たす
- リスク選好のステートメントを、取締役会・リスク管理部門・内部監査部門が、経営上の勧告や意思決定を効果的かつ確実に議論して、問題を提起するための役割を果たすツールとして利用できるようにする

リスク文化

FSBの「リスク文化に関する監督当局と金融機関との相互作用に関するガイダンス：リスク文化評価のフレームワーク」¹⁵は、「金融機関における健全なリスク文化の促進に貢献する基本要素」について述べ、さらに監督当局のために、組織のリスク文化の「指標となりうる中核的な慣行や態度」を識別しています。こうした健全なリスク文化の基本要素には、リスクガバナンス、リスク選好、報酬が含まれています。しかし、FSBが強調したのは、この指標のリストが「網羅的」ではないということと、1つの指標を切り離して見ることは、「リスク文化の多面的な性質を無視することになるであろうということです。

FSBのガイドラインは、次のように述べています。「監督当局は、リスク文化が健全で明確な価値に基づいており、金融機関の指導者が注意深く管理しているということ

13. 金融安定理事会、「効果的なリスク選好のフレームワークの原則」、2013年11月18日 http://www.financialstabilityboard.org/wp-content/uploads/_131118.pdf?page_moved=1

14. 金融安定理事会、「リスク文化に関する監督当局と金融機関との相互作用に関するガイダンス：リスク文化評価のフレームワーク」、2014年4月7日 http://www.financialstabilityboard.org/wp-content/uploads/140407.pdf?page_moved=1

15. 金融安定理事会、「リスク文化に関する監督当局と金融機関との相互作用に関するガイダンス：リスク文化評価のフレームワーク」、2014年4月 <http://www.financialstabilityboard.org/wp-content/uploads/140407.pdf>

を納得しなければならない」。これは、現在多くの監督当局がリスク文化をかなり詳細に調査している主な理由であり、そこでは、リスクや全体的なリスク文化に関して適切な対話が行われ、しかもこうした検討が組織内の適切なレベルで行われている明確な証拠を探し求めているのです。

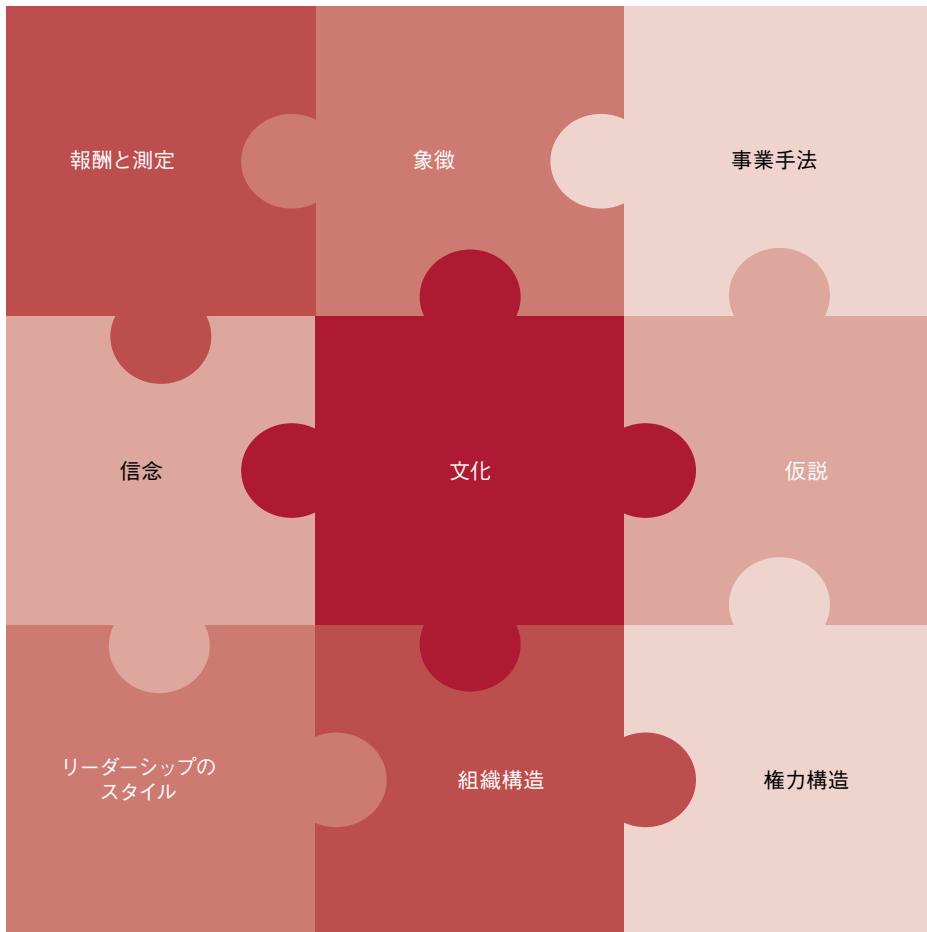
こうした取組みにもかかわらず、リスク文化が実際に意味するものを明確にすることは難しい課題であると思われます。KPMGは、リスク文化を保険会社におけるすべてのレベルの意思決定者がリスクを検討し、リスクをとるための手法と定義しました。強力なリスク文化があるということは、社員は積極的にリスクを意識し、リスクと報酬の二律背反を理解し、個人ではなく組織全体

の利益にかなうリスクに関して意思決定をするという、一連の目的を共有しているということを示唆しています。

本章でリスクガバナンスとリスク選好を検討している一方で、来年中には、第3の論点である「報酬」の重要性が高まるでしょう。FSBは、銀行に関する作業をほぼ完了したので、保険会社の報酬や報酬とリスク管理との関連について具体的に検討することとしており、これは2015年5月のパブリック・コンサルテーションから始まる予定です。

リスクをとる姿勢は、企業文化プロファイルの不可欠な部分です。そして結果的には、保険会社の業績の主要な要素として反映されます。これは図14に示すとおりです。

図14：保険会社の業績の主要な要素



出典：KPMGインターナショナル、2015年

多くの監督当局の間で支配的な見方は、適切な「リスク文化」がなければ、強固で、効果的なリスク管理のフレームワークは構築できないだろうということです。

世界金融危機によって実証されたのは、いくつかの保険グループが取締役会やその他の利害関係者の予測をはるかに超えるリスクを(時には無意識のうちに)受け入れ、その結果巨額の損失を出したということでした。こうした失敗の多くは、リスクに対する文化的な姿勢や行動の欠如が原因となっていました。

これを受け、監督当局が理解するようになったのは、効果的なリスク文化は、少なくとも規制の厳格な遵守と同じくらい重要であるということです。多くの監督当局の間で支配的な見方は、適切な「リスク文化」がなければ、強固で、効果的なリスク管理のフレームワークは構築できないだろうということです。重要なことは、規制当局がプロセスから行動に焦点を移すという動きを見せていることです。監督当局の期待通り実践することが求められることは、保険業界にとって重大な課題です。

保険会社の多くが理解し始めているのは、リスク管理プロセスが成熟してもなお、強固

なリスク文化の促進・維持に失敗した場合、そのプロセスが中長期的にみて無効で維持不可能なものであることを意味するということです。強固なリスク文化のもとでは、社員は限られた範囲の利益ではなく、組織全体の利益のために行動しますが、これは保険会社が価値を創出し保護するには不可欠なことです。

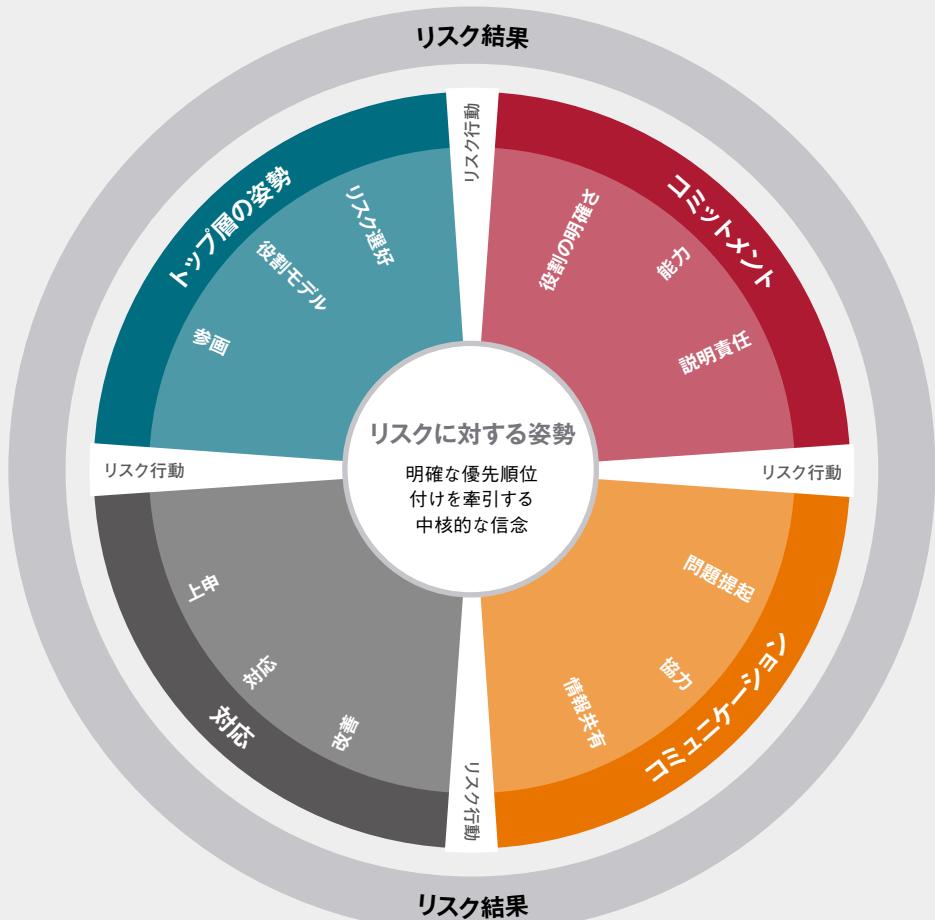
強固なリスク文化には、以下の特質があります。

- 組織のリスク選好を表現し、リスク管理のフレームワークを定義し、こうしたことと組織全体で確実に理解して受け入れる
- 脅威や懸念を適時に識別し、報告できるようになる
- リスクテイクとリスク回避に関する個人の責任の明確さと透明性を向上させる
- [リスクに関連した] 改善を続け、経験から学ぶ文化を促進する
- 個々の利益と組織の利益を調整し、会社の目的を達成する可能性を拡大する



強固なリスク文化を持っている組織に関するKPMGの研究を通じて、リスクに対する4つの主要な姿勢が判明しました。

図15：リスクに対する主要な姿勢



こうしたリスクに対する主要な姿勢は、以下のとおりさらに定義できます。

図16：リスクに対する主要な姿勢

トップ層の姿勢	トップ層の取締役会や経営陣が強固なリスク文化を牽引している
コミュニケーション	従業員が組織横断的に情報を共有することに積極的であり、問題が発生した場合には安心して報告できる
対応	従業員がリスク管理の責任とリスク管理戦略の適用方法を理解している
コミットメント	従業員のインセンティブが組織全体の目的と整合している

出典：KPMGインターナショナル、2015年

企业文化とは、方針やさらなる文書化ではなく行動すること

リスク管理が成熟してくると、リスク管理者は、既存のリスク管理のフレームワークからの利益を実現するのに苦労するかもしれません。なぜならば、リスク管理のアプローチがいかに優れても、その実行は従業員の行動にかかっているからです。従業員のリスク管理行動を真に理解し、改善するために必要なリソースを投資している保険会社はほとんどありません。しかし、前述のように、

取締役会、役員、利害関係者のグループで理解が深まっているのは、強固なリスク文化がなければ、保険会社がリスクのプロセスやフレームワークに投資をしても、決して効果的でもないし、持続可能でもないだろうということです。効果的なリスク文化が定着すると、独特の特性が明らかになります。こうした特性が幅広い場面で影響を与え、意思決定の効率や有効性が改善し、結果を維持する価値が生まれることがわかります。

表13：リスク文化の側面と価値の創出

要素	側面
トップ層の姿勢	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 明確さ <ul style="list-style-type: none"> ・従業員が、組織のリスク管理戦略とアプローチを理解している。 ▶ 役割モデル <ul style="list-style-type: none"> ・経営陣が、リスク管理行動を支援し、先導している。 ▶ 執行 <ul style="list-style-type: none"> ・経営陣が、好ましい行動を評価し、不適切なリスクを引受けた場合には行動を起こしている。
コミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 開放性 <ul style="list-style-type: none"> ・リスク情報が組織の至る所に流通している。 ・個人がよい情報も悪い情報も進んで共有している。 ▶ 関与 <ul style="list-style-type: none"> ・リスクに関する対話がグループ／部門間で行われている。 ・リスクを識別、評価、軽減するのに適切な人材が関与している。 ▶ 監視 <ul style="list-style-type: none"> ・個人、チーム、部門、会社等のさまざまなレベルで、リスクプロファイル、リスク選好、許容量が理解されている。
コミットメント	<ul style="list-style-type: none"> ▶ リーダーシップ <ul style="list-style-type: none"> ・役員が、設定した姿勢を、優れたリスク管理行動の奨励と意思決定への反映を通じて認識している。 ▶ 動機付け <ul style="list-style-type: none"> ・リスク管理の価値に対する信念 ・報酬と重要な業績指標を優れたリスク管理行動と整合させている。 ▶ 学習 <ul style="list-style-type: none"> ・リスク管理の学習と開発のための作業環境の支援 ・リスク管理の継続的な改善へ焦点を合わせている。
対応	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 支持 <ul style="list-style-type: none"> ・方針や手順との適合 ・リスク管理の行動と精神の整合 ▶ 対応 <ul style="list-style-type: none"> ・適時な対応 ・リスク管理に関する説明責任 ▶ 能力 <ul style="list-style-type: none"> ・リスク管理の十分性／信頼性の理解

出典：KPMGインターナショナル、2015年

リスク文化を改善するために、 保険会社が取り得る主な行動

リスク文化のあらゆる面に秀でている保険会社はほとんどいません。しかし、最も優れた保険会社は、不斷の改善に焦点を合わせています。彼らはリスク管理方法に求める期待と標準値が高く、強固なリスク管理から得られる利益には説得力があるということを理解しています。重要なことは、成功している保険会社は、社員が価値を創出することを理解しているということです。行動に前向きな変化を引き起こすことは、株主の価値を創出することと整合しています。

**強固なリスク文化を持つことから
得られる利益は、以下のとおり明確
です。**

- 業績とボラティリティを巡って予想外のことが少なくなる
- 組織の誠実性と弾力性に対する自信と信頼が生まれる
- 利害関係者との関係をさらに強化できる

保険会社に対する影響

- 取締役会は、組織の効果的なリスク文化の望ましい特徴（すなわち、社内で見出したいと思うリスク文化の要素）を明確化できなければなりません。そして、これを実際の既存の特徴と比較し、そこに存在するギャップを評価できるようにする必要があります。
- 取締役会は、組織では不要なリスク文化の特徴を識別できなければなりません。
- 取締役会は、望ましいリスク文化を促進し、評価するために、過去12カ月間に組織内で行使したイニシアチブを実証できなければなりません。また、組織が前進する上で、リスク文化に影響を与えるために、どのような方策をとる必要があるかを知ることが重要です。
- 取締役会は、安定した収益、ソルベンシー、持続可能な成長を達成

するために、リスク、財務、事業分野、事業運営機能が効果的に連携して、首尾一貫した戦略を形成することを確実にしなければなりません。この点で、適切なリスク選好が定義され、明確に示されるとともに、それが組織にふさわしいものであることが必要です。

- 取締役会は、リスクが組織のリスク選好に合致した方法で、包括的かつ正確に識別、測定、管理、統制されることを確実にしなければなりません。
- 取締役会は、全社員が自らの責任領域に関連するリスク管理のフレームワークを理解し、遵守していることを実証できなければなりません。
- 取締役会は、全社員に対する報酬の決めによって、組織の長期的な財務の健全性を促進するインセンティブが創出されることを確実にしなければなりません。





会計基準の変更が規制にもたらす影響

本レポートの国際的な動向の章で示したように、IAISは、新しいBCRとICSの評価に必要な規制上の資本の算定基礎となる資産・負債について、市場整合的な評価を目指しています。IAISの最も大きな課題の1つは、規制目的であれ、財務報告目的であれ、国／地域を越えて適用される一貫した会計の基礎がないということです。

調和のとれた財務報告のフレームワークが適用されれば、IAISの作業にとっても、最終的な要件の実務への適用においても、大きな利益が得られます。これを念頭に置いて、KPMGは世界的な保険会計の基準を創出する国際的な取組みと、これがIAISの作業といかに相互作用しあう可能性があるかに関して、以下で最新の状況について考察します。

国際会計基準審議会 (IASB) の「保険契約」プロジェクト (IFRS第4号フェーズ2) が、長年にわたる審議を経て、ようやく終局を迎えるかもしれないという兆しが見えます。改正公開草案が、2013年6月にパブリックコメントに付されました。米国財務会計基準審議会 (FASB) は、類似のモデルに基づく提案を含む別個の公開草案を公表しました。その後FASBは、保険プロジェクトの方向性と範囲を変更し、現在では、現行の米国会計基準 (US GAAP) の部分的な改善を目指して検討しています。その結果、IASBが単独でプロジェクトを続けています。

現行の国際財務報告基準 (IFRS) では、保険契約負債は通常、他の会計制度（例えば、US GAAPまたは英国会計基準 (UK GAAP) など）を踏襲した会計方針に従って測定されます。多くの非上場の保険会社は、IFRSではなく、現地のGAAPの要件に基づいて報告を続けています。さらに、IFRSの連結財務諸表では、例えばUK GAAPなど、以前からグループ会計方針で認められていれば、会計方針の統一は必ずしも必要ではありません。その結果、異なる保険グループ間の比較可能性はありません。IFRS第4号フェーズ2では、初めて保険契約に関して

一貫性のある会計処理が必要となり、その結果、保険会社間の業績分析がより有意義なものになります。

現在の見通しでは、IFRS第4号フェーズ2は、2015年末より前には公表されず、適用日は2019年1月1日以降になる見込みです。保険会社の中には、IFRS第9号「金融商品」の適用日（2018年1月1日）と整合を図るために、新たな保険契約基準を早期適用することを検討している会社もあるかもしれません。ただし、多くの保険会社にとっては、これは現実的ではないでしょう。新たな保険契約基準は、IASBが公表した中でも最も複雑な基準の1つで、特に長期の保険契約を提供する保険会社にとっては、その適用は容易ではないでしょう。

この基準の実際の適用時期にかかわらず、明らかなことは、ICSの提案を作成するための意欲的なスケジュールに間に合わせるために、IAISは、IFRS第4号フェーズ2の最終版を待つことはできないということです。しかし、今後、会計と規制との間で評価のベースをいっそう調和させることができ、彼らの提案を改正することに意味がある場合には、そうすることもあり得ます。そのため、IFRS第4号フェーズ2で導入すること

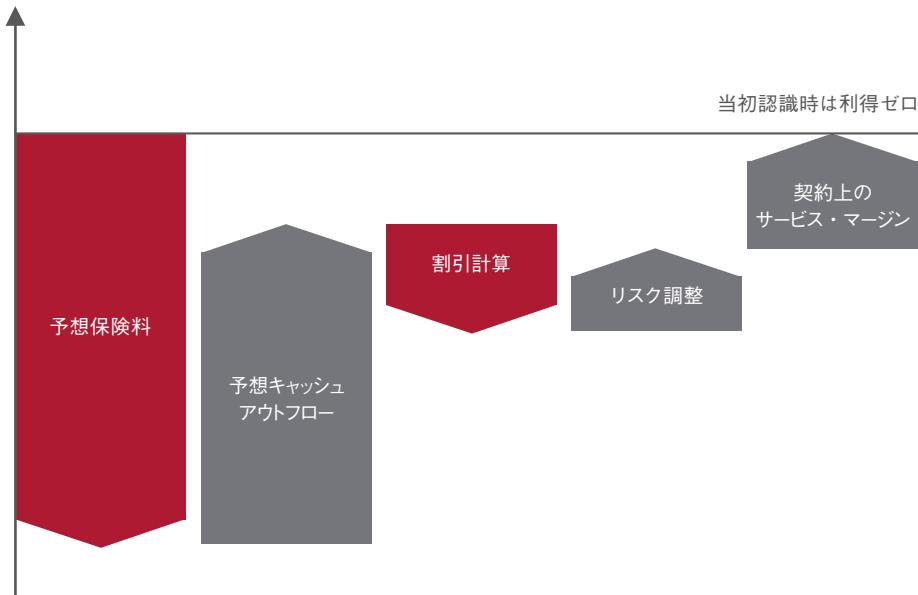
になる変更については、単に会計上だけではなく、規制上の視点でも理解することが重要です。

測定のベース

新たな基準の下では、保険契約負債の測定の出発点は、契約を履行するための予想将来キャッシュフローとなるでしょう。義務の履行は、企業の視点（履行価値であって、出口価値や公正価値ではない）に基づいて決められます。

保険契約負債の測定においては、予想将来キャッシュインフローからアウトフローを引いた額（ビルディング・ブロック1）を割り引いて、貨幣の時間的価値（ビルディング・ブロック2）を反映させます。割引予想将来キャッシュフローに、キャッシュフローの金額とタイミングに関する不確実性を反映するためのリスク調整（ビルディング・ブロック3）を加算します。各報告日に最新情報を用いて、これら3つの「ビルディング・ブロック」を再測定します。3つのビルディング・ブロックの合計が純資産である場合、契約上のサービス・マージン (CSM) は、契約時の利得を排除するために、契約の開始時に加算します。

図17：測定モデル案



出典：KPMGインターナショナル、2015年4月

CSMは、契約開始時の未稼得の利益を表します。これは、カバー期間にわたり、保険契約で提供されるサービスの移転を最もよく反映する規則的な方法で認識されます。保険金の支払いまでに要する期間は含まれません。

事後測定では、CSMは、将来キャッシュフローの変更と、保険カバーとその他のサービスのうち将来に関連するリスク調整の変更の両方を調整します。ただし、CSMがマイナスにならないことを条件とします。その結果、純利益や資本には影響を与えません。

新たな基準では、割引率の決定方法は規定せず、むしろ幅広い目的を定めています。つまり、割引率は、タイミング、通貨、流動性の面で保険契約と同様の特徴を持つキャッシュフローを伴う金融商品の観察可能な現行市場価格と整合的でなければならないということです。事業体と保険契約の種類によって、また適切な割引率を

決定する際に採用する方法論によって、いくつかの異なる割引率が適用される可能性があります。割引率またはそのレンジに関する開示要求は、透明性と市場規律の実現を意図しています。

短期契約、特に保険期間が1年以内の保険契約に関しては、新たな基準では、保険事故発生前負債に簡便的なアプローチの適用を認めています。このアプローチは、短期契約に関する現行の会計実務の下での未経過保険料と概ね整合的です。

保険事故発生後負債は、一部の例外を除いて、ビルディング・ブロック・アプローチを用いて測定されます。利益は、ほとんどの現行の会計モデルに基づく、より早期に認識されます。これは、保険事故発生後負債の支払備金は、通常、割り引かないとめです。ただし、リスク調整が割引計算の影響を超える場合、特に賠償責任保険の場合には、利益は後に認識されることになります。

新たな基準では、割引率の決定方法は規定せず、むしろ幅広い目的を定めています。つまり、割引率は、タイミング、通貨、流動性の面で保険契約と同様の特徴を持つキャッシュフローを伴う金融商品の観察可能な現行市場価格と整合的でなければならないということです。//

有配当契約

有配当契約の取扱いは、IASBの保険契約プロジェクトにおける最後の重要な課題です。保険契約から生じるキャッシュフローの金額、時期、不確実性が完全または部分的に裏付け資産のリターンに依存する場合(有配当契約)、割引率はその依存の程度を反映しなければなりません。しかし、公開

草案の関連ガイダンスは複雑で、状況によつては一貫性がなく、適用することが困難です。2014年中に、IASBは代替的アプローチを検討してきましたが、現在のところ、何も決定されていません。ビルディング・ブロック・アプローチと表示要件が、この種の事業に適用できるようにするために、どのように修正されるかはまだわかりません。

主要な懸念

短期の金利変動に起因する純損益のボラティリティは、保険事業の長期性と矛盾しかねないという考え方が多いことから、ボラティリティの発生する度合いが保険業界にとっての主要な懸念となっています。この基準は、割引率の変更に起因する保険負債の変動を、他の包括利益(OCI)または純損益で表示するというオプションを提供します。OCIオプションを採用する場合、割引率は契約開始時のロックイン割引率を用いて、割引計算の巻戻しの効果を純損益に表示することになるでしょう。これは、IFRS第9号「金融商品」の下での他の包括利益を通じて、公正価値で測定する資産(FVOCI)の取扱いと対になるもので、これによって表示上、安定的な純損益を実現できるでしょう。

しかし、保険会社が保有する多くの投資は、FVOCIとしての分類の基準を満たしていないかもしれません(例えば、デリバティブ、仕組商品、配当受給権を伴う商品など)。仮にすべての金融商品をFVOCI分類することが可能だとしても、経済上や会計上のミスマッチに起因するボラティリティの

すべての根源を除去することは、依然として不可能であると思われます。代替的アプローチにおいて、有配当契約の純損益における割引計算の巻戻しをどのように決定するかは、まだ検討中です。

保険会社はまた、IFRS第4号フェーズ2の適用日が、現在のところIFRS第9号の適用日より遅くなるのではないかと懸念しており、IASBは最近、IFRS第4号フェーズ2で提案している移行措置をより柔軟にする必要があるかどうかについて検討してきました。しかし、これは次に述べる懸念には対処していないと思われます。すなわち、主要な会計方針の2つに重要な変更を立て続けに行わなければならないこと、それによって追加費用が発生する恐れがあること、そして財務諸表の利用者に変更の影響について説明しなければならないという懸念です。

IASBの提案には、純損益および他の包括利益計算書の新たな表示方法が含まれています。現行の会計実務の下では、保険料収益が規模を表す主要な指標となっています。新たな表示方法では、この

指標は、2014年5月に公表された新たな「収益認識」基準(IFRS第15号)の概念に基づいた収益指標に置き換えられます。新たな要件の下では、生命保険と医療保険における保険収益は、現行の保険料収入という指標とは大きく異なるでしょう。これは、認識のタイミングが異なり、かつすべての投資要素が除外されることになるからです。

出再保険については、あらゆる利得または損失を排除するために、CSMは、再保険資産が最初に認識されたときに決定されます。再保険料は、元受契約の保険金請求の発生には左右されない出再手数料を控除します。そのため、比例再保険については、再保険資産が必ずしも保険契約負債総額における再保険会社の負担割合と一致しないと思われます。したがって、元受保険契約での損失が予想され、当初認識時に損失として認識されている場合には(例えば、不利な契約のポートフォリオの場合など)、元受保険契約と再保険契約からの収益認識が異なる場合があります。

KPMGの見解

IASBは2014年に大きく進展し、IFRS第4号フェーズ2の公表が実現に一歩近づきました。

短期の金利変動に起因するボラティリティをOCIに表示するオプションの提供によって、多くの保険会社の長期の事業モデルとの整合が図られます。しかし、有配当契約の保険負債と関連する資産との間の相互作用を最もよく反映する解決策については、まだ決定されていません。

KPMGの見解では、現行の提案と関連する影響についての主な関心領域は以下のとおりです。

- 最終的な基準が、どの程度、純損益や資本からボラティリティを排除することができるオプションや要件を認めるか。例えば、短期の金利変動に起因する金融変数や最低保証の価値の変動を純損益に表示するか、またはCSMで相殺できれば、ボラティリティは減少するでしょう。
- 保険会社は、IFRS第9号を適用する前に、IFRS第4号フェーズ2の測定要件に確信を持つ必要があります。しかし、IASBが2つの会計基準間の相互の影響を包括的に考慮したかどうかの最終的な評価は、有配当契約に関する検討が完了してからでないと行えません。
- 移行期と移行以後におけるCSMの計算と維持管理の要件は、保険会社にとって運用上、最も大きな課題になるでしょう。なぜなら、現行のほとんどどの会計モデルには、類似の要件がないからです。
- 純損益およびその他の包括利益計算書の表示と新たな保険収益の指標は、現在の実務と事業の測定基準に大きな変更をもたらすでしょう。

IAISは、基準を最終化する期限については保留しているものの、ICSの開発を継続しています。標準的手法の事例を開発する当初の基礎として、市場調整後評価アプローチが用いられるでしょう。これはIASBが検討しているアプローチに類似しているように思われます。現在推計に上乗せするマージン(MOCE)の目的と取扱いや、割引率のイールド・カーブに関して相違が生ずるかもしれません。代替案として、IAISは依然として「GAAP評価アプローチ」を検討しています。これはIAIGsが、各国／地域のGAAPを出発点として、追加的に定量可能な調整を行い、比較可能な必要資本を決定できるようにすることを意図したものです。

用語集

AEC	ASEAN Economic Community : ASEAN経済共同体	EGR	Enhanced Capital Requirement (Bermuda) : 強化された資本要件 (バミューダ)
AEoI	Automatic Exchange of Information (Switzerland) : 自動的情報交換 (スイス)	EIOPA	European Insurance and Occupational Pensions Authority : 欧州保険年金監督機構
ALM	Asset Liability Management : 資産負債管理	EMA	Europe, Middle East and Africa : 欧州・中東・アフリカ
APRA	Australian Prudential Regulation Authority : オーストラリア健全性規制庁	ERM	Enterprise Risk Management : 統合的リスク管理
ASEAN	Association of Southeast Asian Nations : 東南アジア諸国連合	FAIR	Financial Advisory Industry Review : ファイナンシャル・アドバイザリー業界レビュー
ASPAc	Asia and Pacific Countries : アジア太平洋諸国	FASB	Financial Accounting Standards Board : 米国財務会計基準審議会
BCR	Basic Capital Requirement : 基礎的資本要件	FIDLEG	Swiss Financial Services Act : スイス金融サービス法
BMA	Bermuda Monetary Authority : バミューダ金融庁	FinCoNet	Financial Consumer Protection Organization : 金融消費者保護国際組織
BNM	Bank Negara Malaysia : マレーシア中央銀行	FINMA	Financial Markets Supervisory Authority (Switzerland) : 金融市場監督機構 (スイス)
BNR	National Bank of Rwanda : ルワンダ中央銀行	FIO	Federal Insurance Office (US) : 連邦保険局 (米国)
BWP	Botswana Pula : ボツワナ・プラ (ボツワナの通貨単位)	FLAOR	Forward Looking Assessment of Own Risks (Europe) : 自己のリスクに関する将来を見据えた評価 (欧州)
C-ROSS	China Risk Oriented Solvency System : 中国リスク・オリエンテッド・ソルベンシー・システム	FRB	Federal Reserve Board (US) : 連邦準備制度理事会 (米国)
CAP	Common Application Package for Internal Models : 内部モデルに対する共通パッケージ	FSA	Financial Services Authority : 金融サービス機構
CAR	Capital Adequacy Ratio : 自己資本比率	FSAP	Financial Sector Assessment Program : 金融セクター評価プログラム
CBB	Central Bank of Bahrain : バーレーン中央銀行	FSB-SA	South Africa Financial Services Board : 南アフリカ金融サービス委員会
CBO	Central Bank of Oman : オマーン中央銀行	FSB	Financial Stability Board : 金融安定理事会
CBRC	China Banking Regulatory Commission : 中国銀行業監督管理委員会	FSC	Financial Services Commission (Korea) : 金融委員会 (韓国) 、 Financial Supervisory Commission (Taiwan) : 金融監督委員会 (台湾)
CEE	Central and Eastern Europe : 中東欧	FSDRP	Financial Sector Development and Regionalization Project : 金融セクター開発・地域化プロジェクト
CEL	Current estimate of liabilities : 負債の現在推計	FSI	Financial System Inquiry : 金融システム調査
CEO	Chief executive officer : 最高経営責任者	FSOC	Financial Stability Oversight Council : 金融安定監視委員会
CFO	Chief financial officer : 最高財務責任者	FSS	Financial Supervisory Service (Korea) : 金融監督院 (韓国)
CIITMC	China Insurance Information Technology Management Company : 中国保険情報技術管理会社	FVOCI	Fair Value through Other Comprehensive Income : その他の包括利益を通じた公正価値測定
CIRA	Commercial Insurer Risk Assessment : 民間保険会社リスク評価	FVTPL	Fair Value Through Profit or Loss : 損益を通じた公正価値測定
CIRC	China Insurance Regulatory Commission : 中国保険監督管理委員会	G-SIIIs	Global Systemically Important Insurers : グローバルにシステム上重要な保険会社
CISSA	Commercial Insurers Solvency Self Assessment : 民間保険会社ソルベンシー自己評価	GAAP	Generally Accepted Accounting Principles : 一般に公正妥当と認められた会計原則
CMA	Capital Markets Authority : 資本市場庁	GCC	Gulf Cooperation Council : 湾岸協力会議
CMGs	Crisis Management Groups : 危機管理グループ	GCP	Group capital proposal : グループ資本提案
CMPTL	Compulsory motor third party liability business : 強制的自動車損害賠償保険	GDP	Gross domestic product : 国内総生産
ComFrame	A comprehensive supervisory framework for the supervision of internationally active insurers : 國際的に活動する保険会社の監督に関する共通の枠組み	GICS	Guaranteed investment contracts : 保証投資契約
CPI	Consumer Price Index : 消費者物価指数	GSSA	Group Solvency Self Assessment : グループソルベンシー自己評価
CRO	Chief Risk Officer : リスク管理最高責任者	HKMA	Hong Kong Monetary Authority : 香港金融管理局
CSM	Contractual service margin : 契約上のサービス・マージン	HLA	Higher Loss Absorbency : より高い損失吸収能力
C&SR	Capital and Solvency Return (Bermuda) : 資本およびソルベンシー・リターン (バミューダ)	IAA	International Actuarial Association : 國際アクチュアリー会
DIFC	Dubai International Financial Centre : ドバイ・インターナショナル・ファイナンシャル・センター	IAIGs	Internationally Active Insurance Groups : 國際的に活動する保険グループ
D-SIFI	Domestic Systemically Important Financial Institution : 国内のシステム上重要な金融機関	IAIS	International Association of Insurance Supervisors : 保険監督者国際機構
EEA	European Economic Area : 欧州経済領域	IASB	International Accounting Standards Board : 國際会計基準審議会
EAC	East African Community : 東アフリカ共同体		
EBS	Economic Balance Sheet : エコノミック・バランスシート		
EC	Economic Capital : エコノミック・キャピタル		

IBNR	Incurred but not reported : 既発生未報告損害	OJK	Indonesia Financial Services Authority : インドネシア金融サービス庁
ICAAP	Internal Capital Adequacy Assessment Process (Australia) : 自己資本充実度評価プロセス (オーストラリア)	ORSA	Own Risk and Solvency Assessment : リスクとソルベンシーの自己評価
ICPs	Insurance Core Principles : 保険基本原則	OSFI	Office of the Superintendent of Financial Institutions (Canada) : 金融機関監督庁 (カナダ)
ICS	Insurance capital standard : 保険資本基準	PBR	Principles-Based Reserving : 原則主義的責任準備金評価
IDD	Insurance Distribution Directive (Europe) : 保険販売指令 (欧州)	PCR	Prescribed Capital Requirement : 所定の資本要件
IFRS	International Financial Reporting Standards : 國際財務報告基準	PDPA	Personal Data Protection Act (Singapore) : 個人情報保護法 (シンガポール)
IFSA	Islamic Financial Services Act : イスラム金融サービス法	PHIAC	Private Health Insurance Administration Council (Australia) : 民間健康保険管理評議会 (オーストラリア)
IIA	Independent Insurance Authority (Hong Kong) : 独立保険局 (香港)	PRA	Prudential Regulatory Authority (UK) : 健全性監督機構 (英国)
IMF	International Monetary Fund : 國際通貨基金	PRIIPs	Packaged Retail and Insurance-based Investment Products (Europe) : パッケージ型個人向け投資商品 (欧州)
IRA	Insurance Regulatory Authority (Kenya and Uganda) : 保険規制局 (ケニア、ウガンダ)	QCB	Qatar Central Bank : カタール中央銀行
IRCA	Insurance Regulatory and Control Agency (Burundi) : 保険規制統制機関 (ブルンジ)	QFC	Qatar Financial Centre : カタール金融センター
IRDA	Insurance Regulatory and Development Authority (India) : 保険業規制開発委員会 (インド)	QFCRA	Qatar Financial Centre Regulatory Authority : カタール金融センター規制機構
ISO	Insurance Supervision Ordinance (Switzerland) : 保険監督条例 (スイス)	QIS	Quantitative Impact Studies : 定量的影響度調査
ITS	Implementing technical standards (Europe) : 導入に向けた技術的基準 (欧州)	QRT	Quantitative reporting templates : 定量的報告書テンプレート
JFSA	Japan Financial Services Agency : 金融庁 (日本)	RAF	Risk Appetite Framework : リスク選好フレームワーク
KSA	Kingdom of Saudi Arabia : サウジアラビア王国	RBC	Risk-Based Capital : リスクベース資本
LAGIC	Life and General Insurance Capital (Australia) : 生命・損害保険資本 (オーストラリア)	RBI	Reserve Bank of India : インド準備銀行
LISF	Insurance and Surety Institutions Law (Mexico) : 保険・保証機関法 (メキシコ)	RBNZ	Reserve Bank of New Zealand : ニュージーランド準備銀行
MAS	Monetary Authority of Singapore : シンガポール金融管理局	RDR	Retail Distribution Review (South Africa) : 個人向け金融商品販売改革 (南アフリカ)
MCR	Minimum Capital Requirement : 最低資本要件	RRPs	Recovery and Resolution Plans : 再建・破綻処理計画
MiFID	Markets in Financial Instruments Directive (Europe) : 金融商品市場指令 (欧州)	SAM	Solvency Assessment and Management (South Africa) : ソルベンシー評価・管理 (南アフリカ)
MMoU	IAIS Multilateral Memorandum of Understanding : IAIS多国間覚書	SAMA	Saudi Arabia Monetary Agency : サウジアラビア通貨庁
MOCE	Margin Over Current Estimate : 現在推計に上乗せするマージン	SARB	South African Reserve Bank : 南アフリカ準備銀行
NAIC	National Association of Insurance Commissioners (US) : 全米保険監督官協会 (米国)	SCR	Solvency Capital Requirement : ソルベンシー資本要件
NAICOM	National Insurance Commission (Nigeria) : 全国保険委員会 (ナイジェリア)	SELIC	National Reference Interest Rate : ブラジルの政策金利
NAMFISA	Namibia Financial Institutions Supervisory Authority : ナミビア金融機関監督局	SFC	Securities and Futures Commission (Hong Kong) : 証券先物取引委員会 (香港)
NARAB	National Association of Registered Agents and Brokers Reform Act : 全米登録エージェント・ブローカー協会改革法	SMI	Solvency Modernization Initiative : ソルベンシー近代化構想
NBFIRA	Non-Bank Financial Institutions Regulatory Authority : ノンバンク金融機関規制局	SRMP	Systemic Risk Management Plan : システミック・リスク管理計画
NIC	National Insurance Commission (Ghana) : 全国保険委員会 (ガーナ)	SSN	Superintendencia de Seguros de la Nación (Argentina) : 保険監督局 (アルゼンチン)
NTNI	Non-Traditional Non-Insurance : 非伝統的・非保険	SST	Swiss Solvency Test : スイス・ソルベンシー・テスト
OCI	Office of the Commissioner of Insurance (Hong Kong) : 保険業監理處 (香港)	STCL	Supervisory target capital level : 監督上の目標資本水準
OCI	Other Comprehensive Income : その他の包括利益	SUSEP	Superintendence of Private Insurance (Brazil) : 保険監督庁 (ブラジル)
OECD	Organization for Economic Co-operation and Development : 経済協力開発機構	TCF	Treating Customers Fairly : 顧客本位原則
OIC	Office of the Insurance Commission (Thailand) : 保険委員会 (タイ)	TIRA	Tanzania Insurance Regulatory Authority : タンザニア保険規制局
		TRIA	Terrorism Risk Insurance Act : テロリスク保険法
		TVaR	Tail Value at Risk : テール・バリュー・アット・リスク
		UAE	United Arab Emirates : アラブ首長国連邦
		UIC	Uganda Insurance Commission : ウガンダ保険委員会
		USTR	US Trade Representative : アメリカ合衆国通商代表部
		VaR	Value at Risk : バリュー・アット・リスク

謝辞

本レポートの作成に貢献した下記のKPMGグローバルネットワークのメンバーに謝意を表します。

Americas region	ASPAC region
Robert Kasinow Director KPMG in the United States T: +1 973 912 4534 E: rkasinow@kpmg.com	Rob Curtis Executive Director KPMG in Australia T: +61 3 9838 4692 E: rcurtis1@kpmg.com.au
Carl Groth Managing Director KPMG in the United States T: +1 973 912 4873 E: chgroth@kpmg.com	Hoa Bui Partner KPMG in Australia T: +61 2 9335 8938 E: hbui@kpmg.com.au
Richard Lightowler Managing Director KPMG in Bermuda T: +1 441 295 5063 E: richardlightowler@kpmg.bm	Julian Braganza Senior Consultant KPMG in Australia T: +61 2 9455 9883 E: jbraganza1@kpmg.com.au
Neil Parkinson Partner KPMG in Canada T: +1 41 6777 3906 E: nparkenson@kpmg.ca	Simon Donowho Partner KPMG in China T: +852 2826 7105 E: simon.donowho@kpmg.com
Lorena Lardizabal Senior Manager KPMG in Argentina T: +54 11 4891 5645 E: llardizabal@kpmg.com.ar	Walkman Lee Partner KPMG in China T: +86 10 8508 7043 E: walkman.lee@kpmg.com
Ricardo Anhesini Partner KPMG in Brazil T: +55 11 2183 3141 E: rsouza@kpmg.com.br	Bo Huang Senior Manager KPMG in China T: +861 08 5085 999 E: bo.huang@kpmg.com
Luciene Teixeira Magalhães Partner KPMG in Brazil T: +55 11 2183 3144 E: ltmagalhaes@kpmg.com.br	James Anderson Partner KPMG in Hong Kong T: +852 2143 8572 E: james.anderson@kpmg.com
Roberto Muñoz Galaz Partner KPMG in Chile T: +56 2 2798 1233 E: rmunoz@kpmg.com	Estella Chiu Partner KPMG in Hong Kong T: +852 2847 5035 E: estella.chiu@kpmg.com
Ana María Ramírez Partner KPMG in Mexico T: +52 55 5246 8624 E: anamariaramirez@kpmg.com.mx	Clarice Yen Partner KPMG in Hong Kong T: +852 2522 6022 E: clarice.yen@kpmg.com
Meredith Evans KPMG International T: +1 416 777 3494 E: mlevans@kpmg.ca	Naresh Makhijani Partner KPMG in India T: +91 22 3090 2120 E: nareshmakhijani@bsraffiliates.com
	Shashwat Sharma Partner KPMG in India T: +91 22 3090 2547 E: shashwats@kpmg.com
	Elisabeth Imelda Partner KPMG in Indonesia T: +62 21 574 2333 E: elisabeth.imelda@kpmg.co.id
	Susanto Partner KPMG in Indonesia T: +62 21 574 2333 E: susanto@kpmg.co.id
	Takanobu Miwa Partner KPMG in Japan T: +81 3 3548 5101 E: takanobu.miwa@jp.kpmg.com
	Ikuo Hirakuri Partner KPMG in Japan T: +81 3 3548 5101 E: ikuo.hirakuri@jp.kpmg.com
	Ryuji Takahashi Partner KPMG in Japan T: +81 3 3548 5125 E: ryuji.takahashi@jp.kpmg.com
	Sung Min Cho Partner KPMG in Korea T: +82 2 2112 0499 E: sungmincho@kr.kpmg.com
	Jae Beom Choi Partner KPMG in Korea T: +82 2 2112 0213 E: jaebgeomchoi@kr.kpmg.com
	WanKong Mok Partner KPMG in Malaysia T: +60 3 7721 3388 E: wmkok@kpmg.com.my
	Kay Baldock Partner KPMG in New Zealand T: +64 9362 5316 E: kbaldock@kpmg.co.nz

Europe Middle East and Africa

Ceri Horwill

Partner
KPMG in New Zealand
T: +64 9367 5348
E: ceri.horwill@kpmg.co.nz

Frank Dubois

Partner
KPMG in Singapore
T: +65 6411 8187
E: fdubois@kpmg.com.sg

Kam Yuen Lau

Partner
KPMG in Singapore
T: +65 6213 2550
E: kam.yuen.lau@kpmg.com.sg

Paul Brenchley

Director
KPMG in Singapore
T: +65 6411 8402
E: paul.brenchley@kpmg.com.sg

Phoebe Chung

Partner
KPMG in Taiwan
T: +886 2 8101 6666
E: phoebe.chung@kpmg.com.tw

Albert Gau

Partner
KPMG in Taiwan
T: +886 2 8101 6666
E: agau@kpmg.com.tw

Grinni Hsiao

Partner
KPMG in Taiwan
T: +88 628 101 6666
E: grinnihsiao@kpmg.com.tw

Noel Ashpole

Partner
KPMG in Thailand and Myanmar
T: +66 2 677 2794
E: nashpole@kpmg.co.th

Phuc Truong

Director
KPMG in Vietnam
T: +84 8 3821 9266
E: pvtruong@kpmg.com.vn

Janine Hawes

Director
KPMG in the UK
T: +44 20 7311 5261
E: janine.hawes@kpmg.co.uk

Joachim Kölschbach

Partner
KPMG in Germany
T: +49 221 2073 6326
E: jkoelschbach@kpmg.com

Zdenek Tuma

CEE Coordinating Insurance
Partner
KPMG in Czech Republic
T: +42 02 2212 3390
E: ztuma@kpmg.cz

Adeel Mushtaq

Senior Manager
KPMG in Bahrain
T: +973 1722 4807
E: adeel.mushtaq@kpmg.com

Gerdus Dixon

Partner
KPMG in South Africa
T: +27 8 2492 8786
E: gerdus.dixon@kpmg.co.za

Simon Nicholas

Director
KPMG in Isle of Man
T: +44 1624 681002
E: snicholas@kpmg.co.im

Sara Ellison

Sr. Marketing Manager
KPMG in the UK
T: +44 20 73112342
E: sara.ellison@kpmg.co.uk

Jimmy Masinde

Director
KPMG in East Africa
T: +254 709 576 295
E: jmasinde@kpmg.co.ke

Cecilia Awoye

Senior Manager
KPMG in Ghana
T: +233 302 770454
E: cawoye@kpmg.com

Amanor Dodoo

Partner
KPMG in Ghana
T: +233 302 770454
E: adodoo@kpmg.com

Anthony Sarpong

Partner
KPMG in Ghana
T: +233 302 770618
E: asarpong@kpmg.com

Jackline Chibai

Senior Manager
KPMG in Kenya
T: +254 202 806000
E: jchibai@kpmg.co.ke

Rachel Wangari

Associate
KPMG in Kenya
T: +254 202 806000
E: rachelwangari@kpmg.co.ke

Bisi Lamikanra

Partner
KPMG in Nigeria
T: +234 127 18962
E: bisi.lamikanra@ng.kpmg.com

Kabir Okunlola

Partner in Nigeria
KPMG in Nigeria
T: +234 1271 8955
E: kabir.okunlola@ng.kpmg.com

Gerdus Dixon

Partner
KPMG in South Africa
T: +278 2492 8786
E: gerdus.dixon@kpmg.co.za

刊行物

KPMGメンバーファームは、金融サービス業界に関して、幅広い調査、分析、知見を提供しています。詳しくは、kpmg.com/financialservicesをご覧ください。



保険業の変革—競争優位を保つために： **Transforming Insurance: Securing competitive advantage**

2014年10月

市場参加者は、事業のあらゆる局面に変革をもたらすデジタル革命や技術革新への対応を進めており、本レポートでは、グローバルな保険業界が向かう方向性を明らかにしています。本レポートは、広範なリサーチに加え、クライアントおよびKPMGプロフェッショナルへのインタビューに基づき作成されています。



銀行規制の進化パート1 **Evolving Banking Regulation - Part 1 From Design to Implementation**

2015年3月

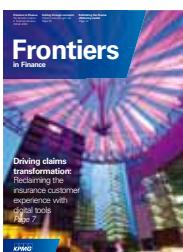
シリーズ第1回の本レポートでは、近年および適用間近に迫った銀行規制について検討し、今後のシリーズへの礎を提供しています。



顧客体験のパロメーター： **Customer Experience Barometer**

2014年5月

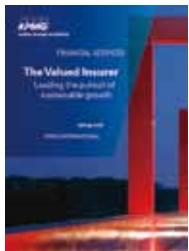
本レポートは、5つの主要市場の消費者5,000人を対象に、主要なサービス部門（銀行、損害保険、生命保険、eリテール、公益事業）に関する実施した詳細な調査に基づき作成されています。調査結果データは、顧客が自らの顧客満足体験において最も重視する領域について、特徴的な見解を示しています。



フロンティアズ・イン・ファイナンス： **Frontiers in Finance**

2014年冬

金融危機から6年、金融セクターの安定性を高める取組みは大きく前進しました。しかし、今もなお多くの課題が残されています。本号では、改革とトランسفォーメーションの道のりを示すことに重点を置き、複雑な金融サービス業界の展望を概説するとともに、今日、経営幹部がトランسفォーメーションに関して頭を悩ませている主要な課題についても取り上げています。



価値ある保険会社： 持続可能な成長の追求をリードする： **The Valued Insurer: Leading the Pursuit of Sustainable Growth**

2013年6月

本レポートは、保険セクターにおいて顕著になりつつある顧客トレンドとチャネル開発について、独自の知見と見解を提供し、現在そして将来において保険会社の成功を支えると考えられる4つの重要特性について考察しています。



クライアント・オンボーディング： **Client onboarding**

2014年8月

金融サービスにおけるクライアント・オンボーディングには、今改善が求められています。クライアント・オンボーディングとは、市場参加者が相手方と取引を行うことに関連するリスクを詳細に検討することで、この取引を行うか否かを決定するプロセスを指します。しかしデジタル化が進みスピード感の増す今日、現行のプロセスは時代錯誤なものとなっています。



最後のフロンティアを目指して： **Towards the Final Frontier**

2014年1月

本レポートでは、保険会社が現在の保険会計案に関して考えるべき主なビジネス上の影響について見ていきます。



投資銀行業の未来： **The future of investment banking**

2014年4月

投資銀行業務はこれまで、景気の山と谷を周期的に多々経験してきた業種です。しかし、今回はそうではなさそうです。市場は根本的に変化したとKPMGは考えています。投資銀行業務は、これまで経験したことがない方法と規模感でその様相を変えるよう、強いられています。

ファイナンシャルサービス 規制のセンター・オブ・エクセレンス



KPMGのファイナンシャルサービスにある規制のセンター・オブ・エクセレンスは、トップクラスのグローバル規制専門家を擁し、規制変更の荒波がもたらす影響や、例えばG20、バーゼルⅢ、ソルベンシーⅡ、EUイニシアチブ、ドッド・フランク法などを起点とした全世界における動向について、実務的な知見を提供します。KPMGグローバルネットワークに所属するリスクと規制のプロフェッショナルが金融機関をサポートし、リスクの特定や新たなコンプライアンス要件の把握を可能にするとともに、早期警戒指標から再建・破綻処理計画に至るまで、迅速な導入を手助けします。システムと統制の構築・強化に加え、規制上の資本管理の最適化もサポートします。焦点となる主要な分野は以下のとおりです。

- 規制上のリスクと自己資本バッファ
- ガバナンスと監督
- 顧客と市場

さらに詳しくは、KPMGインターナショナル (www.kpmg.com) の「Regulatory Challenges」のページをご覧ください。

KPMG Global Financial Servicesは、メンバーフーム155社からなるグローバルネットワークに34,000名を超えるパートナーとプロフェッショナルを擁し、リテール・バンкиング、コーポレート・バンкиング、投資銀行、資産運用、保険セクターのクライアントに、監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。

世界中の金融サービス業界のクライアントのために、プロフェッショナル1人ひとりがこの広範なネットワーク全体からアイディア、イノベーション、経験を提供しています。私たちは大手金融機関に、世界レベルの実施経験に裏打ちされた実務的なアドバイスや戦略を提供しています。私たちは、自分たちの業界に対するコミットメント、セクターに関する見識、私たちの最高の能力をメンバーフームのクライアントに提供するための情熱が、私たちを傑出した存在にしていると自負しています。KPMGメンバーフームが貴社の事業目的の達成をどのようにお手伝いできるか、話し合う機会を持てれば幸いです。



保険業界が直面するリスク管理上の課題を解決するための
革新的思考と画期的アプローチが評価されました。

Contacts

Jeremy Anderson

Chairman Global Financial Services

KPMG

T: +44 20 7311 5800

E: jeremy.anderson@kpmg.co.uk

Gary Reader

Global Head of Insurance and EMA Coordinating Partner

KPMG in the UK

T: +44 20 7694 4040

E: gary.reader@kpmg.co.uk

Laura Hay

Americas Coordinating Insurance

Partner

KPMG in the US

T: +1 212 872 3383

E: ljhay@kpmg.com

Simon Donowho

ASPAC Coordinating

Insurance Partner

KPMG in China

T: +852 2826 7105

E: simon.donowho@kpmg.com

Rob Curtis

Executive Director and Global Insurance Regulatory Lead

KPMG in Australia

T: +61 3 9838 4692

E: rcurtis1@kpmg.com.au

Robert Kasinow

Director and Americas Insurance Regulatory Lead

KPMG in the United States

T: +1 973 912 4534

E: rkasinow@kpmg.com

Janine Hawes

Director and European Insurance Regulatory Lead

KPMG in the UK

T: +44 20 7311 5261

E: janine.hawes@kpmg.co.uk

Seiji Kamiya

Partner, Financial Services

KPMG in Japan

T: +81 3 3548 5100

E: seiji.kamiya@jp.kpmg.com

www.kpmg.com

kpmg.com/socialmedia



kpmg.com/app



本レポートは、KPMGインターナショナルが2015年4月に発行した“Evolving Insurance Regulation”を翻訳したものであります。翻訳と英語原文間に齟齬がある場合は、当該英語原文が優先するものとします。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2015 KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. Member firms of the KPMG network of independent firms are affiliated with KPMG International. KPMG International provides no client services. No member firm has any authority to obligate or bind KPMG International or any other member firm vis-à-vis third parties, nor does KPMG International have any such authority to obligate or bind any member firm. All rights reserved.

© 2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

The KPMG name, logo and “cutting through complexity” are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

Designed by Evalueserve.

Publication name: Evolving Insurance Regulation – The journey begins

Publication number: 132293-G Japan 15-1528